

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 植林費の損金算入の特例（国税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>適用期限の延長（２年間） （現行制度の概要）</p> <p>森林施業計画に基づき、造林するための植林費（種苗費、植栽費、地拵え費及び補植費）を支出した場合には、その支出した金額の100分の35に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p> <p>ただし、対象となる植林費について、当該植林費からの資本金又は出資金の額が1億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外する。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 森林整備部 整備課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和58年創設 損金算入率 27/100</p> <p>昭和62年 損金算入率 27/100→25/100</p> <p>平成9年 損金算入率 25/100→30/100</p> <p>平成13年 損金算入率 30/100→35/100</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（２年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>①政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） 基本理念として「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を掲げており、その実現に向けた施策として「森林の整備の推進」と「林業生産組織の活動の促進」を図る。</p> <p>全国森林計画（平成20年10月21日閣議決定） 「Ⅱ 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 1 施業に関する基本的事項」において、伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。</p> <p>②政策体系における政策目的の位置</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、</p> |

| | | |
|--------|--------------|---|
| | 付け | <p>水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林施業計画に基づく計画的な森林施業を推進し、地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林による二酸化炭素吸収量3.8%の確保を含め、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図ること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>当租税特別措置を活用した森林造成面積(目標1.6千ha/年)</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 植林は、森林の有する多面的機能を生かすための基礎であり、植林から伐採までの期間が長期にわたるといふ林業経営の特殊性を踏まえ、植林投資の早期回収による計画的な植林を促進されることにより、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に寄与。</p> |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>平成17年度実績 41件 平成18年度実績 34件 平成19年度実績 41件 平成20年度実績 40件 平成21年度見込 42件 平成22年度見込 44件 平成23年度見込 45件</p> <p>※本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に全国の林業関係の法人であり、税制特例の対象者は広範(約2万社)であることから、本税制特例措置は特定の者に偏ってはいない。</p> <p>近年、木材価格の低下による伐採の先延ばしや、林業を営む法人については、約7割が赤字法人であることから、特例措置の適用件数は低位に留まっているが、今後、人工林資源が利用期を迎え、伐採面積が増大する可能性が高まると見込まれることから、主伐後の植林を担保する観点からも本制度は必要である。</p> <p>算定根拠は別添参照</p> |
| | ② 減収額 | <p>平成17年度実績 62百万円 平成18年度実績 55百万円 平成19年度実績 46百万円 平成20年度実績 37百万円 平成21年度見込 53百万円</p> |

平成22年度見込 55百万円
平成23年度見込 56百万円
算定根拠は別添参照

③ 効果・達成
目標の実現
状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

民有林における人工造林面積（樹下植栽含む）については、毎年約2万ha確保されており、林業生産活動を通じた植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮が確保されている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

植林全体に係る本特例措置を活用した植林面積【推計値】

平成17年度 1,236ha
平成18年度 1,404ha
平成19年度 1,305ha
平成20年度 758ha
平成21年度 1,291ha

※本制度の措置により、森林施業計画に基づく植林政策効果の実施が確保され、森林資源の維持・造成が図られている。

「租特等により達成しようとする目標」に対する達成状況

平成20年度の森林による二酸化炭素の吸収量は3.4%と報告されており、森林の有する公益的機能の発揮を図っていくためには、今後も計画的な植林等の森林施業を行っていく必要がある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

伐採後の植栽を実施しない中小企業による造林未済地の発生や、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に支障が生ずるおそれ。また植林投資の早期回収が図れないことによる経営の不安定化。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

1ha当たりの水源かん養便益（5.2万円）を使用し、当租税特別措置を活用した各年度の森林造成面積に応じた便益額を算出。

平成17年度 1,236ha × 5.2万円＝64.3百万円
平成18年度 1,404ha × 5.2万円＝73.0百万円
平成19年度 1,305ha × 5.2万円＝67.9百万円
平成20年度 758ha × 5.2万円＝39.4百万円
平成21年度 1,291ha × 5.2万円＝67.1百万円

いずれの年度においても、税収減を是認する効果が見られる。

※水源かん養便益は、林野公共事業における事前評価マニュアル（平成22年3月）の洪水防止便益の単年度便益算定式よ

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | <p>り算出 $((0.55-0.45) \times 42.9\text{mm/h} \times 1\text{ha} \times 4.4\text{百万円/m}^3/\text{sec})/360$ $=52,433\text{円/ha}$</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、長期間固定化する費用の早期回収を図ることにより、法人のキャッシュフローを改善し植林を推進するものであり、補助金や金融による個々の支援とは別に、税制によりインセンティブを付与することにより、広く効果を発揮できる確かな措置と考えられる。</p> <p>また、林業経営は長期に亘るものであり、植林後にも除伐等の保育経費が必要だが、本特例措置の対象経費は植林費のみに限定しており、必要最小限の措置としている。</p> <p>さらに平成21年度からは大規模法人への特例措置の適用に一定の制限を設ける等、中小企業の振興に重点をおいた点で政府の方針にも合致した措置である。</p> |
| | | <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>植林に係る補助制度（森林整備事業等）があるが、総じて厳しい経営環境にある林業関係法人には植林費用の補助残の問題がある。一方、融資制度（公庫資金等）も措置されているが、融資の対象外の法人や、林業採算性が悪化するなかで長期債務を負うことを選択しない法人もある。以上のことから、本税制特例措置は補助や金融制度等とは異なり、中小法人を中心として幅広く享受することが出来る特例であることから、役割分担は適切に行われている。</p> |
| | | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすことにより、森林整備のみならず、雇用等、地域の活性化に資する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>植林費の損金算入は中小林業法人には恩恵があり、必要な措置。しかし7～8割は赤字で、件数は増えていない。今後、視点を変えて一般の企業が森林投資した際の税制特例を考えていくべきではないか。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例措置の活用面積の算定

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 会社による造林面積 | : 2,324ha (平成18~20年度実績の平均により算出) |
| 補植割合 | : 28% |
| 会社の森林施業計画認定率 | : 79.3% (推定値) |
| 特例措置活用率 | : 75.3% (平成20年度の実績) |
| 調査結果等による活用面積 | : 1,377ha |

(2) 損金算入額及び活用企業数の算定

【算定基礎】

| | |
|--------------------|--------------------------|
| ha当たりの植林費用 | : 451千円 (平成18~20年度実績の平均) |
| 特例措置活用企業1社当たりの植林面積 | : 31 ha (平成18~20年度実績の平均) |

【積算】

| | |
|--------------------------|---------------------|
| 1,377ha × 451千円 = 621百万円 | ・・・ 特例措置の対象となる植林投資額 |
| 621百万円 × 35% = 217百万円 | ・・・ 特例措置の損金算入額 |
| 1,377ha ÷ 31ha = 45社 | ・・・ 特例措置の活用企業数 |

(3) 減税見込額の算定

適用税率: 30%、22% (資本金及び所得金額による区分)

$$(217百万円 \times 1/2 \times 30\%) + (217百万円 \times 1/2 \times 22\%) = 56百万円$$

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (見込み) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 190 | 180 | 164 | 160 | 169 | 174 | 179 |
| 適用法人数 | 41 | 34 | 41 | 40 | 42 | 44 | 45 |
| 損金算入額 (百万円) | 240 | 213 | 177 | 141 | 205 | 211 | 217 |
| 減税見込額 (百万円) | 62 | 55 | 46 | 37 | 53 | 55 | 56 |

注) 対象者数、適用法人数、損金算入額、減額見込額については、実数の把握が困難なため、会社(法人)の林業経営等に関する調査(山林を所有している企業に対するアンケート調査)、農林業センサスを基に推計した値である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 植林費の損金算入の特例（地方税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>適用期限の延長（２年間） （現行制度の概要）</p> <p>森林施業計画に基づき、造林するための植林費（種苗費、植栽費、地拵え費及び補植費）を支出した場合には、その支出した金額の100分の35に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p> <p>ただし、対象となる植林費について、当該植林費から資本金又は出資金の額が1億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外する。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 森林整備部 整備課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和58年創設 損金算入率 27/100</p> <p>昭和62年 損金算入率 27/100→25/100</p> <p>平成9年 損金算入率 25/100→30/100</p> <p>平成13年 損金算入率 30/100→35/100</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（２年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>①政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） 基本理念として「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を掲げており、その実現に向けた施策として「森林の整備の推進」と「林業生産組織の活動の促進」を図る。</p> <p>全国森林計画（平成20年10月21日閣議決定） 「Ⅱ 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 1 施業に関する基本的事項」において、伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。</p> <p>②政策体系における政策目的の位置</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、</p> |

| | | |
|--------|--------------|---|
| | 付け | <p>水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林施業計画に基づく計画的な森林施業を推進し、地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林による二酸化炭素吸収量3.8%の確保を含め、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図ること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>当租税特別措置を活用した森林造成面積(目標1.6千ha/年)</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 植林は、森林の有する多面的機能を生かすための基礎であり、植林から伐採までの期間が長期にわたるといふ林業経営の特殊性を踏まえ、植林投資の早期回収による計画的な植林を促進されることにより、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に寄与。</p> |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>平成17年度実績 41件 平成18年度実績 34件 平成19年度実績 41件 平成20年度実績 40件 平成21年度見込 42件 平成22年度見込 44件 平成23年度見込 45件</p> <p>※本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に全国の林業関係の法人であり、税制特例の対象者は広範(約2万社)であることから、本税制特例措置は特定の者に偏ってはいない。</p> <p>近年、木材価格の低下による伐採の先延ばしや、林業を営む法人については、約7割が赤字法人であることから、特例措置の適用件数は低位に留まっているが、今後、人工林資源が利用期を迎え、伐採面積が増大する可能性が高まると見込まれることから、主伐後の植林を担保する観点からも本制度は必要である。</p> <p>算定根拠は別添参照</p> |
| | ② 減収額 | <p>平成17年度実績 11百万円 平成18年度実績 10百万円 平成19年度実績 8百万円 平成20年度実績 6百万円 平成21年度見込 9百万円</p> |

平成22年度見込 10百万円
平成23年度見込 10百万円
算定根拠は別添参照

③ 効果・達成
目標の実現
状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

民有林における人工造林面積（樹下植栽含む）については、毎年約2万ha確保されており、林業生産活動を通じた植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮が確保されている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

植林全体に係る本特例措置を活用した植林面積【推計値】

平成17年度 1,236ha
平成18年度 1,404ha
平成19年度 1,305ha
平成20年度 758ha
平成21年度 1,291ha

※本制度の措置により、森林施業計画に基づく植林政策効果の実施が確保され、森林資源の維持・造成が図られている。

「租特等により達成しようとする目標」に対する達成状況

平成20年度の森林による二酸化炭素の吸収量は3.4%と報告されており、森林の有する公益的機能の発揮を図っていくためには、今後も計画的な植林等の森林施業を行っていく必要がある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

伐採後の植栽を実施しない中小企業による造林未済地の発生や、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に支障が生ずるおそれ。また植林投資の早期回収が図れないことによる経営の不安定化。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成17年度～平成21年度）

1ha当たりの水源かん養便益（5.2万円）を使用し、当租税特別措置を活用した各年度の森林造成面積に応じた便益額を算出。

平成17年度 1,236ha × 5.2万円＝64.3百万円
平成18年度 1,404ha × 5.2万円＝73.0百万円
平成19年度 1,305ha × 5.2万円＝67.9百万円
平成20年度 758ha × 5.2万円＝39.4百万円
平成21年度 1,291ha × 5.2万円＝67.1百万円

いずれの年度においても、税収減を是認する効果が見られる。

※水源かん養便益は、林野公共事業における事前評価マニュアル（平成22年3月）の洪水防止便益の単年度便益算定式よ

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | <p>り算出 $((0.55-0.45) \times 42.9\text{mm/h} \times 1\text{ha} \times 4.4\text{百万円/m}^3/\text{sec})/360$ $=52,433\text{円/ha}$</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、長期間固定化する費用の早期回収を図ることにより、法人のキャッシュフローを改善し植林を推進するものであり、補助金や金融による個々の支援とは別に、税制によりインセンティブを付与することにより、広く効果を発揮できる確かな措置と考えられる。</p> <p>また、林業経営は長期に亘るものであり、植林後にも除伐等の保育経費が必要だが、本特例措置の対象経費は植林費のみに限定しており、必要最小限の措置としている。</p> <p>さらに平成21年度からは大規模法人への特例措置の適用に一定の制限を設ける等、中小企業の振興に重点をおいた点で政府の方針にも合致した措置である。</p> |
| | | <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>植林に係る補助制度（森林整備事業等）があるが、総じて厳しい経営環境にある林業関係法人には植林費用の補助残の問題がある。一方、融資制度（公庫資金等）も措置されているが、融資の対象外の法人や、林業採算性が悪化するなかで長期債務を負うことを選択しない法人もある。以上のことから、本税制特例措置は補助や金融制度等とは異なり、中小法人を中心として幅広く享受することが出来る特例であることから、役割分担は適切に行われている。</p> |
| | | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすことにより、森林整備のみならず、雇用等、地域の活性化に資する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>植林費の損金算入は中小林業法人には恩恵があり、必要な措置。しかし7～8割は赤字で、件数は増えていない。今後、視点を変えて一般の企業が森林投資した際の税制特例を考えていくべきではないか。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例措置の活用面積の算定

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 会社による造林面積 | : 2,324ha (平成18~20年度実績の平均により算出) |
| 補植割合 | : 28% |
| 会社の森林施業計画認定率 | : 79.3% (推定値) |
| 特例措置活用率 | : 75.3% (平成20年度の実績) |
| 調査結果等による活用面積 | : 1,377ha |

(2) 損金算入額及び活用企業数の算定

【算定基礎】

| | |
|--------------------|--------------------------|
| ha当たりの植林費用 | : 451千円 (平成18~20年度実績の平均) |
| 特例措置活用企業1社当たりの植林面積 | : 31 ha (平成18~20年度実績の平均) |

【積算】

| | |
|--|---------------------|
| $1,377\text{ha} \times 451\text{千円} = 621\text{百万円}$ | ・・・ 特例措置の対象となる植林投資額 |
| $621\text{百万円} \times 35\% = 217\text{百万円}$ | ・・・ 特例措置の損金算入額 |
| $1,377\text{ha} \div 31\text{ha} = 45\text{社}$ | ・・・ 特例措置の活用企業数 |

(3) 国税減税見込額の算定

適用税率: 30%、22% (資本金及び所得金額による区分)

$$(217\text{百万円} \times 1/2 \times 30\%) + (217\text{百万円} \times 1/2 \times 22\%) = 56\text{百万円}$$

(4) 地方税減税見込額

$$56\text{百万円} \times 17.3\% = 10\text{百万円}$$

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (見込み) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 190 | 180 | 164 | 160 | 169 | 174 | 179 |
| 適用法人数 | 41 | 34 | 41 | 40 | 42 | 44 | 45 |
| 減税見込額 (百万円) | 11 | 10 | 8 | 6 | 9 | 10 | 10 |

注) 対象者数、適用法人数、減額見込額については、実数の把握が困難なため、会社(法人)の林業経営等に関する調査(山林を所有している企業に対するアンケート調査)、農林業センサスを基に推計した値である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例（国税） | |
| 2 | 要望の内容 | 農業協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額の割増特例（農業協同組合等の協同組合については、貸倒引当金について16%の割増引当てができる。）の適用期限（平成23年3月31日）を2年延長。 | |
| 3 | 担当部局 | 経営局協同組織課 金融調整課 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和41年度 創設 昭和55年度 割増率の引下げ（20%→16%） 平成10年度 適用期限3年間延長 平成12年度 対象法人から中小企業を除外 平成13、15、17、19、21年度 それぞれ適用期限2年間延長 | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年延長 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>（3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> <p>④意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化</p> <p>意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化を推進する。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》</p> <p>意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>銀行等が農業者向け融資残高を減らす中で農協による貸出残高は維持されるなど、金融機能が維持されているが、生産資材の高騰等により農家経営が厳しさを増しており、農協系統による運転資金の供給等、安定</p> |

| | | | <p>的な金融支援の必要性が高まっており、引き続き農業者への金融機能の維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○農協系統組織による農業者に対する貸出残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関においては、貸出金等の資産に対し、一定の自己資本の確保が求められている。貸倒引当金は自己資本に算入されることとされていることから、繰入限度額の繰入特例を設けることは、財務基盤の充実に繋がり貸付に係るリスク担保力が強化され、農協系統組織の融資余力を高め、農業者の資金調達の円滑化に資することとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------|---|---------|---------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>○適用件数 調査対象農協等の9割以上が適用している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数</td> <td>852</td> <td>796</td> <td>775</td> <td>741</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>833</td> <td>793</td> <td>761</td> <td>729</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、毎年5月から7月にかけて実施している、全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）への前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。また推計値は、同結果を基に、その伸び率を推定し算定（算定根拠は別添参照）。</p> <p>本データは農協等のみであるが、本租税特別措置の適用対象者は、農協系統組織のみならず信用金庫、信用組合、生協等の協同組合全般となっている。</p> | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | 調査対象数 | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 | 適用件数 | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 |
| | | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 調査対象数 | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用件数 | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | <p>○減税額</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>4,550</td> <td>5,250</td> <td>5,359</td> <td>5,363</td> <td>5,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>データについては、上段①適用数等欄に記載した事項を参照。 また推計値は、算定根拠は別添参照。</p> | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | 減税額 | 4,550 | 5,250 | 5,359 | 5,363 | 5,421 | | | | | | | | |
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税額 | 4,550 | 5,250 | 5,359 | 5,363 | 5,421 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H19～23年度） 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制特別措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化し、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>○農家等に対する貸出残高（単位：億円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> <th>農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>206,569(100)</td> <td>184,406(89)</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>204,047(100)</td> <td>182,571(89)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>206,257(100)</td> <td>184,425(89)</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。</p> | 年度 | 合計 | 農協系統 | | H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | | | | | | | |
| 年度 | 合計 | | | 農協系統 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～23年度）

ほとんどの農協及び連合会が制度を活用しており、銀行等が農業者向け融資残高を減らす中で、農業者に対する貸出残高が維持されるなど、金融機能が維持されているが、農業者に対する金融の円滑化は引き続き重要な課題である。

（単位：億円、％）

| 年度 | 合計 | 構成割合 | | |
|-----|--------------|-------------|----------|----------|
| | | 農協系統 | 国内銀行 | 信用金庫 |
| H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | 5,078(2) | 1,584(1) |
| H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | 5,057(2) | 1,397(1) |
| H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | 4,884(2) | 1,299(1) |

データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H19～23年度）

農業は、1年1作が多い中で、天候や疫病等の影響を受け易いこと、協同組合の地区に限られている中で、野菜、畜産等特定の営農に集中していることが多いことから、災害の発生や農産物価格、資材価格の変動により貸倒れの発生が特定の年に集中し易く、平均的に発生しない。また、自己資本の充実は、農家組合員からの出資金の受入れのほかは内部留保の積上げによらざるを得ない。このような中で、本税制特別措置が延長されない場合は、融資に慎重になったり、又は、貸倒れが発生した場合の資本の減少により農業者に対する円滑な資金の供給に影響が生ずるおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～23年度）

農協等の金融機関に対しては自己資本比率規制（貸出金等の資産に対し8％）があり、一般的に100億円の貸出を行っているとする3千万円（法定繰入率3/1000を適用している場合）の一般貸倒引当金を含む8億円の自己資本が必要となる。

本特例措置により、貸倒引当金を16％増し、すなわち480万円（3千万円×0.16）多く積み立てることにより、6千万円（480万円÷0.08）の融資余力が生まれることとなり、減税額106万円（480万円×22％）に比較し大きな効果が期待できる。

| | | | |
|---|-----|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 多数の農業者が存在する中で、その資金調達の円滑化を図るためには、本税制措置により農業者に対する金融仲介機能を有する農協系統組織の財務基盤を高めリスク担保力を強化することが効率的かつ効果的である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特になし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 銀行等によるサービスが十分でない農業・農村地域において、金融機能を担っている農協系統組織の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することは、農業者による資金調達の円滑化等を通じて地域農業の振興に資することとなる。 |

| | | |
|----|--------------------|---------------------------------|
| 10 | 有識者の見解 | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 特になし |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額積算（平成 23 年度）

（地方農政局及び都道府県等を通じて、利用状況調査（農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等を対象）の結果を基に、20 年度・21 年度実績及び 22 年度見込からその伸び率を推定し算定）

① 農業協同組合

$$11,716 \text{ 百万円} \times (11,278 \text{ 万円} + 11,716 \text{ 百万円}) \div (11,332 \text{ 百万円} + 11,278 \text{ 百万円}) \\ = 11,914 \text{ 百万円}$$

② 農業協同組合連合会

$$12,662 \text{ 百万円} \times (13,082 \text{ 百万円} + 12,662 \text{ 百万円}) \div (12,530 \text{ 百万円} + 13,082 \text{ 百万円}) \\ = 12,727 \text{ 百万円}$$

③ 減税試算額

$$\begin{array}{l} \text{繰入額} \quad \quad \quad 11,914 \text{ 百万円} + 12,727 \text{ 百万円} \quad \quad = 24,641 \text{ 百万円} \\ \text{減税額} \quad \quad \quad 24,641 \text{ 百万円} \times 0.22 \text{ (法人税率)} = 5,421 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：件、百万円）

| 区 分 | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対 象 者 数 | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 |
| 適 用 法 人 数 | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 |
| 特 例 適 用 額 | 20,680 | 23,862 | 24,359 | 24,378 | 24,641 |
| 減 税 見 込 額 | 4,550 | 5,250 | 5,359 | 5,363 | 5,421 |

注) 対象者数は、総合農協及び信用・共済・経済連合会等としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例（地方税） |
| 2 | 要望の内容 | 農業協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額の割増特例（農業協同組合等の協同組合については、貸倒引当金について16%の割増引当てができる。）の適用期限（平成23年3月31日）を2年延長。 |
| 3 | 担当部局 | 経営局協同組織課 金融調整課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和41年度 創設 昭和55年度 割増率の引下げ（20%→16%） 平成10年度 適用期限3年間延長 平成12年度 対象法人から中小企業を除外 平成13、15、17、19、21年度 それぞれ適用期限2年間延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年延長 |
| 7 | 必要性等 | |
| | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> <p>④意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化</p> <p>意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化を推進する。</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》</p> <p>意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> |

| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が農業者向け融資残高を減らす中で農協による貸出残高は維持されるなど、金融機能が維持されているが、生産資材の高騰等により農家経営が厳しさを増しており、農協系統による運転資金の供給等、安定的な金融支援の必要性が高まっており、引き続き農業者への金融機能の維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○農協系統組織による農業者に対する貸出残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関においては、貸出金等の資産に対し、一定の自己資本の確保が求められている。貸倒引当金は自己資本に算入されることとされていることから、繰入限度額の繰入特例を設けることは、財務基盤の充実に繋がり貸付に係るリスク担保力が強化され、農協系統組織の融資余力を高め、農業者の資金調達の円滑化に資することとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|---|-----|---------|---------|------|---------|---------|--------------|-------------|-----|--------------|-------------|-----|--------------|-------------|-------|-----|-----|-----|
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>○適用件数 調査対象農協等の9割以上が適用している。</p> <table border="1" data-bbox="544 819 1439 938"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数</td> <td>852</td> <td>796</td> <td>775</td> <td>741</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>833</td> <td>793</td> <td>761</td> <td>729</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、毎年5月から7月にかけて実施している、全国の総合農協等（信用・共済・経済連等含む）への前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。また推計値は、同結果を基に、その伸び率を推定し算定（算定根拠は別添参照）。</p> <p>本データは農協等のみであるが、本租税特別措置の適用対象者は、農協系統組織のみならず信用金庫、信用組合、生協等の協同組合全般となっている。</p> | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | 調査対象数 | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 | 適用件数 | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 |
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査対象数 | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用件数 | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <p>○減税額</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="544 1274 1439 1393"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>787</td> <td>892</td> <td>911</td> <td>931</td> <td>937</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1,365</td> <td>1,547</td> <td>861</td> <td>881</td> <td>887</td> </tr> </tbody> </table> <p>データについては、上段①適用数等欄に記載した事項を参照。また推計値は、算定根拠は別添参照。</p> | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | 法人住民税 | 787 | 892 | 911 | 931 | 937 | 法人事業税 | 1,365 | 1,547 | 861 | 881 | 887 |
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22(推計) | H23(推計) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人住民税 | 787 | 892 | 911 | 931 | 937 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 1,365 | 1,547 | 861 | 881 | 887 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H19～23年度） 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制特別措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化し、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>○農家等に対する貸出残高（単位：億円、%）</p> <table border="1" data-bbox="544 1693 1082 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>206,569(100)</td> <td>184,406(89)</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>204,047(100)</td> <td>182,571(89)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>206,257(100)</td> <td>184,425(89)</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。</p> | 年度 | 合計 | | 農協系統 | | H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | | | | |
| 年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農協系統 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～23年度）

ほとんどの農協及び連合会が制度を活用しており、銀行等が農業者向け融資残高を減らす中で、農業者に対する貸出残高が維持されるなど、金融機能が維持されているが、農業者に対する金融の円滑化は引き続き重要な課題である。

（単位：億円、％）

| 年度 | 合計 | 構成割合 | | |
|-----|--------------|-------------|----------|----------|
| | | 農協系統 | 国内銀行 | 信用金庫 |
| H18 | 206,569(100) | 184,406(89) | 5,078(2) | 1,584(1) |
| H19 | 204,047(100) | 182,571(89) | 5,057(2) | 1,397(1) |
| H20 | 206,257(100) | 184,425(89) | 4,884(2) | 1,299(1) |

データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H19～23年度）

農業は、1年1作が多い中で、天候や疫病等の影響を受け易いこと、協同組合の地区が限られている中で、野菜、畜産等特定の営農に集中していることが多いことから、災害の発生や農産物価格、資材価格の変動により貸倒れの発生が特定の年に集中し易く、平均的に発生しない。また、自己資本の充実は、農家組合員からの出資金の受入れのほかは内部留保の積上げによらざるを得ない。このような中で、本税制特別措置が延長されない場合は、融資に慎重になったり、又は、貸倒れが発生した場合の資本の減少により農業者に対する円滑な資金の供給に影響が生ずるおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～23年度）

農協等の金融機関に対しては自己資本比率規制（貸出金等の資産に対し8％）があり、一般的に100億円の貸出を行っているとする3千万円（法定繰入率3/1000を適用している場合）の一般貸倒引当金を含む8億円の自己資本が必要となる。

本特例措置により、貸倒引当金を16％増し、すなわち480万円（3千万円×0.16）多く積み立てることにより、6千万円（480万円÷0.08）の融資余力が生まれることとなり、減税額106万円（480万円×22％）に比較し大きな効果が期待できる。

| | | | |
|---|-----|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 多数の農業者が存在する中で、その資金調達円滑化を図るためには、本税制措置により農業者に対する金融仲介機能を有する農協系統組織の財務基盤を高めリスク担保力を強化することが効率的かつ効果的である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特になし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 銀行等によるサービスが十分でない農業・農村地域において、金融機能を担っている農協系統組織の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することは、農業者による資金調達の円滑化等を通じて地域農業の振興に資することとなる。 |

| | | |
|----|--------------------|---------------------------------|
| 10 | 有識者の見解 | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 特になし |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額積算（平成 23 年度）

（地方農政局及び都道府県等を通じて、利用状況調査（農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等を対象）の結果を基に、20 年度・21 年度実績及び 22 年度見込からその伸び率を推定し算定）

① 農業協同組合

$$11,716 \text{ 百万円} \times (11,278 \text{ 万円} + 11,716 \text{ 百万円}) \div (11,332 \text{ 百万円} + 11,278 \text{ 百万円}) \\ = 11,914 \text{ 百万円}$$

② 農業協同組合連合会

$$12,662 \text{ 百万円} \times (13,082 \text{ 百万円} + 12,662 \text{ 百万円}) \div (12,530 \text{ 百万円} + 13,082 \text{ 百万円}) \\ = 12,727 \text{ 百万円}$$

③ 減税試算額

| | | |
|-----|--|--------------|
| 繰入額 | 11,914 百万円 + 12,727 百万円 | = 24,641 百万円 |
| 減税額 | 24,641 百万円 × 0.22 (法人税率) × 0.173 (法人住民税) | = 937 百万円 |
| 減税額 | 24,641 百万円 × 0.036 (法人事業税率) | = 887 百万円 |

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：件、百万円）

| 区 分 | | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|---------|-------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対 象 者 数 | | 852 | 796 | 775 | 741 | 708 |
| 適 用 件 数 | | 833 | 793 | 761 | 729 | 699 |
| 特例適用額 | | 20,680 | 23,443 | 24,359 | 24,378 | 24,641 |
| 減税見込額 | 法人住民税 | 787 | 892 | 911 | 931 | 937 |
| | 法人事業税 | 1,365 | 1,547 | 861 | 881 | 887 |

注) 対象者数は、総合農協及び信用・共済・経済連合会等としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）（国税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>森林組合等の貸倒引当金の繰入限度額の16%割増特例の適用期限の2年延長。</p> <p>【現行制度】</p> <p>本則：法人税法（昭和40年法律第34号）第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>特例：租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10、第68条の59</p> <p>中小企業等（森林組合等を含む）の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率（卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。）のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに16%割増の範囲内で損金に算入できる。</p> <p>【2年間延長の理由】</p> <p>租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされることである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があることから、今回も2年の延長とする。</p> <p>※森林組合等：森林組合、森林組合連合会を指す。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和41年度以来2年ごとに延長を要望。平成10年度の延長時に適用期間が3年となったが、平成13年度の延長時に適用期間2年となる。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画（平成18年9月8日閣議決定） 「5 団体の再編整備に関する施策」において、森林及び林業に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> |

| | | | 林業の持続的かつ健全な発展 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|----------------|---|-----------|-------|---------------|---------------|--|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|---------------|---------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 経営基盤の安定・強化を図り、森林組合※¹等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすため、平成 22 年度までに中核組合※²数が都道府県内の 7 割程度となること。</p> <p>※ 1 森林組合：森林組合法に基づき、森林を所有する組合員の出資により運営され、組合員に対して森林経営に関する相談に応じ、森林施業の受託、森林施業計画、資材の共同購入、林産物の販売などの事業を行うことを通じて、林業の発展を目指す協同組合。</p> <p>※ 2 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 森林組合に占める中核組合数の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林組合に占める中核組合の割合が、平成 17 年度から平成 20 年度までに 33%から 43%に増加していることから、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤が強化されるとともに、債権回収の不安の軽減に寄与している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度 (見込)</th> <th>23 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 法人数</td> <td>660</td> <td>639</td> <td>617</td> <td>615</td> <td>579</td> <td>578</td> <td>572</td> </tr> </tbody> </table> <p>森林組合は経営基盤強化を図るため合併を進めており適用数は減少傾向にあるが、これまでも森林組合の約 8 割が適用しており、今後とも 8 割程度が適用すると見込まれる。 また、特例適用者は協同組合等であり広範である。 算定根拠は別添参照</p> | | | | | | 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | 適 用 法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 |
| 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適 用 法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度 (見込)</th> <th>23 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減 税 見込額</td> <td>34</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠は別添参照</p> | | | | | | 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | 減 税 見込額 | 34 | 20 | 21 | 20 | 31 | 24 | 24 |
| 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減 税 見込額 | 34 | 20 | 21 | 20 | 31 | 24 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 20 年度) 平成 22 年度までに中核組合が都道府県内の 7 割程度を目標としている中、現時点の達成状況は、4 割程度であるものの、森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 20 年度) <森林組合に占める中核組合数の割合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33%</td> <td>39%</td> <td>40%</td> <td>42%</td> <td>44%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度(見込) | 33% | 39% | 40% | 42% | 44% | | | | | | |
| 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33% | 39% | 40% | 42% | 44% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成17年度～平成20年度）</p> <p>森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。</p> <p>また、本租税特別措置等の目標である中核組合の割合は、現在、4割程度となっており、目標の7割に達していないが、これは、森林組合の財政状況の差等により合併が進まないことが原因と推察される。</p> <p>本措置が延長されなかった場合、森林組合等の経営基盤の強化が進まなくなり、森林組合等が積極的な事業展開を行うことが難しくなることから本措置の延長が必要である。</p> |
| | | | <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成17年度～平成20年度）</p> <p>当該租税特別措置等により、徐々にではあるが、中核組合の割合の増加が見られるなど着実に森林組合の経営基盤の強化が進んでおり、地域における森林整備の担い手としての役割を果たすべく、事業規模の拡大、事業の多角化等積極的な事業展開を推進しているところである。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、森林組合等の制度上の債権回収のリスク軽減を図る措置であり、補助金等の予算措置よりも円滑かつ効率的に機能するため、本特例措置を講ずることが相当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 本特例措置は、債権回収の不安の軽減を図るための唯一の支援措置であり、補助制度、融資制度との重複は無し。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本特例措置により経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすことにより、森林整備のみならず、雇用の確保等、地域の活性化に資する。 |
| 10 | 有識者の見解 | | （8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会） 特になし。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減税見込額積算資料（国税）

1. 減税見込額等の積算

① 森林組合

特例分繰入金額 3か年平均（19年～21年）

$$（76 \text{ 百万円} + 73 \text{ 百万円} + 117 \text{ 百万円}） \div 3 \cong 88 \text{ 百万円}$$

② 森林組合連合会

特例分繰入金額 3か年平均（19年～21年）

$$（18 \text{ 百万円} + 17 \text{ 百万円} + 22 \text{ 百万円}） \div 3 \cong 19 \text{ 百万円}$$

③ 減税試算額

特例分繰入金額 計 88 百万円 + 19 百万円 \cong 107 百万円

減税見込額 107 百万円 \times 0.22（法人税率） \cong 24 百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：百万円）

| 区 分 | 17年度 （実績） | 18年度 （実績） | 19年度 （実績） | 20年度 （実績） | 21年度 （実績） | 22年度 （見込み） | 23年度 （見込み） |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 890 | 810 | 782 | 757 | 738 | 725 | 718 |
| 適用法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 |
| 準備金積立額 （当期繰入額） | 1,743 | 1,321 | 1,800 | 1,770 | 2,003 | 1,858 | 1,858 |
| 損金算入額 （16%割増繰入限度額） | 1,117 | 660 | 677 | 656 | 1,006 | 779 | 779 |
| 特例適用額 | 154 | 91 | 93 | 91 | 139 | 107 | 107 |
| 減税見込額 | 34 | 20 | 21 | 20 | 31 | 24 | 24 |

注）適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値（実数）である。

対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）（地方税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>森林組合等の貸倒引当金の繰入限度額の16%割増特例の適用期限の2年延長。</p> <p>【現行制度】</p> <p>本則：法人税法（昭和40年法律第34号）第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>特例：租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10、第68条の59</p> <p>中小企業等（森林組合等を含む）の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率（卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。）のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに16%割増の範囲内で損金に算入できる。</p> <p>【2年間延長の理由】</p> <p>租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされることである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があることから、今回も2年の延長とする。</p> <p>※森林組合等：森林組合、森林組合連合会を指す。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和41年度以来2年ごとに延長を要望。平成10年度の延長時に適用期間が3年となったが、平成13年度の延長時に適用期間2年となる。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画（平成18年9月8日閣議決定） 「5 団体の再編整備に関する施策」において、森林及び林業に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> |

| | | | 林業の持続的かつ健全な発展 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|----------------|---|-------|-------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|---------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>経営基盤の安定・強化を図り、森林組合※¹等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすため、平成 22 年度までに中核組合※²数が都道府県内の 7 割程度となること。</p> <p>※ 1 森林組合：森林組合法に基づき、森林を所有する組合員の出資により運営され、組合員に対して森林経営に関する相談に応じ、森林施業の受託、森林施業計画、資材の共同購入、林産物の販売などの事業を行うことを通じて、林業の発展を目指す協同組合。</p> <p>※ 2 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 森林組合に占める中核組合数の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林組合に占める中核組合の割合が、平成 17 年度から平成 20 年度までに 33%から 43%に増加していることから、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤が強化されるとともに、債権回収の不安の軽減に寄与している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度 (見込)</th> <th>23 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 法人数</td> <td>660</td> <td>639</td> <td>617</td> <td>615</td> <td>579</td> <td>578</td> <td>572</td> </tr> </tbody> </table> <p>森林組合は経営基盤強化を図るため合併を進めており適用数は減少傾向にあるが、これまでも森林組合の約 8 割が適用しており、今後とも 8 割程度が適用すると見込まれる。</p> <p>また、特例適用者は協同組合等であり広範である。</p> <p>算定根拠は別添参照</p> | 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | 適 用 法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 |
| 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | | | | | | | | | | | | |
| 適 用 法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度 (見込)</th> <th>23 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減 税 見込額</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠は別添参照</p> | 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | 減 税 見込額 | 14 | 8 | 9 | 8 | 11 | 9 | 9 |
| 区 分 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 (見込) | 23 年度 (見込) | | | | | | | | | | | | |
| 減 税 見込額 | 14 | 8 | 9 | 8 | 11 | 9 | 9 | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 20 年度)</p> <p>平成 22 年度までに中核組合が都道府県内の 7 割程度を目標としている中、現時点の達成状況は、4 割程度であるものの、森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 20 年度)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | <p>＜森林組合に占める中核組合数の割合＞</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度(見込)</th> </tr> <tr> <td>33%</td> <td>39%</td> <td>40%</td> <td>42%</td> <td>44%</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成17年度～平成20年度)</p> <p>森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。</p> <p>また、本租税特別措置等の目標である中核組合の割合は、現在、4割程度となっており、目標の7割に達していないが、これは、森林組合の財政状況の差等により合併が進まないことが原因と推察される。</p> <p>本措置が延長されなかった場合、森林組合等の経営基盤の強化が進まなくなる、このため、森林組合等が積極的な事業展開を行うことが難しくなることから本措置の延長が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成17年度～平成20年度)</p> <p>当該租税特別措置等により、徐々にではあるが、中核組合の割合の増加が見られるなど着実に森林組合の経営基盤の強化が進んでおり、地域における森林整備の担い手としての役割を果たすべく、事業規模の拡大、事業の多角化等積極的な事業展開を推進しているところである。</p> | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度(見込) | 33% | 39% | 40% | 42% | 44% |
|------|--------------------|----------------------|--|----------|------|------|------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度(見込) | | | | | | | | | |
| 33% | 39% | 40% | 42% | 44% | | | | | | | | | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、森林組合等の制度上の債権回収のリスク軽減を図る措置であり、補助金等の予算措置よりも円滑かつ効率的に機能するため、本特例措置を講ずることが相当である。 | | | | | | | | | | |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 本特例措置は、債権回収の不安の軽減を図るための唯一の支援措置であり、補助制度、融資制度との重複は無し。 | | | | | | | | | | |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本特例措置により経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たすことにより、森林整備のみならず、雇用の確保等、地域の活性化に資する。 | | | | | | | | | | |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 特になし。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — | | | | | | | | | | |

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 国税減税見込額

① 森林組合

特例分繰入金額 3か年平均

$$(76 \text{ 百万円} + 73 \text{ 百万円} + 117 \text{ 百万円}) \div 3 \approx 88 \text{ 百万円}$$

② 森林組合連合会

特例分繰入金額 3か年平均

$$(18 \text{ 百万円} + 17 \text{ 百万円} + 22 \text{ 万円}) \div 3 \approx 19 \text{ 百万円}$$

③ 減税試算額

特例分繰入金額 計 88 百万円 + 19 百万円 \approx 107 百万円・・・減額になる所得額減税見込額 107 百万円 \times 0.22 (法人税率) \approx 24 百万円・・・国税減税見込額

(2) 地方税減税見込額

① 法人住民税額

$$24 \text{ 百万円} \times 17.3 \% = \underline{4 \text{ 百万円}}$$

② 法人事業税

$$(20 \text{ 年度 } 91 \text{ 百万円} \times 5 \% = \underline{5 \text{ 百万円}})$$

$$21 \text{ 年度 } 139 \text{ 百万円} \times 2.7 \% = \underline{4 \text{ 百万円}}$$

③ 地方法人特別税 (21年度分)

$$21 \text{ 年度 } 139 \text{ 百万円} \times 2.7 \% \times 81 \% \times 50 \% (\text{調整係数}) = \underline{2 \text{ 百万円}}$$

$$(\text{平年度 } 107 \text{ 百万円} \times 2.7 \% \times 81 \% = \underline{2 \text{ 百万円}})$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 890 | 810 | 782 | 757 | 738 | 725 | 718 |
| 適用法人数 | 660 | 639 | 617 | 615 | 579 | 578 | 572 |
| 準備金積立額 (当期繰入額) | 1,743 | 1,321 | 1,800 | 1,770 | 2,003 | 1,858 | 1,858 |
| 損金算入額 (16%割増繰入限度額) | 1,117 | 660 | 677 | 656 | 1,006 | 779 | 779 |
| 特例適用額 | 154 | 91 | 93 | 91 | 139 | 107 | 107 |
| 減税見込額 | 法人住民税 | 6 | 3 | 4 | 3 | 5 | 4 |
| | 法人事業税 | 8 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| | 地方法人特別税 | | | | | 2 | 2 |

注) 適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)である。

対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例(国税) |
| 2 | 要望の内容 | <p>漁業協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長すること。</p> <p>【現行制度】</p> <p>本則: 法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項</p> <p>内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>特例: 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の10、第68条の59</p> <p>中小企業等(漁業協同組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等については、選択した繰入限度額のさらに16%割増の範囲内で損金に算入できる。</p> <p>【2年間延長の理由】</p> <p>租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされるところである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があることから、今回も2年の延長とする。</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁漁政部水産経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年(6月～8月) |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和41年度 創設</p> <p>昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ</p> <p>平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止</p> <p>平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>水産基本計画(平成19年3月閣議決定)の「2 国際競争力のある経営体の育成・確保と漁業就業構造の確立」において「沿岸漁業者の活動を支える漁協系統組織の再編強化を促進する」、「6 水産関係団体の再編整備」において「漁協系統の自主的な取組を基本として、組織、経営、事業に関する基盤強化を図る」旨規定されている。</p> |
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|----------------|---|----------|------------------|----------|----------|------------------|---------|--------------|------------------|----------|----------|------------------|---------|----------|------------------|--------|--------------|------------------|--------|--------------|------------------|--------|
| | | | <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁業協同組合等は、組織は他産業と比較して零細であり、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすいことから、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。 貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 本特例措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することは、厳しい経営環境の中で必要な役割を果たしていくための漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現が図られる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>対象組合数(うち貸倒引当金計上) 適用組合数</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>2,679 組合(888 組合)</td> <td>717 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>2,562 組合(776 組合)</td> <td>612 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>2,434 組合(807 組合)</td> <td>630 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2,353 組合(767 組合)</td> <td>570 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2,270 組合(762 組合)</td> <td>575 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度(見込)</td> <td>2,168 組合(730 組合)</td> <td>537 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度(見込)</td> <td>2,066 組合(698 組合)</td> <td>499 組合</td> </tr> </table> <p>平成 20 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,353 組合のうち、767 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約7割以上である 570 組合が 16%割増の特例の適用を受けており、適用件数は多く、特定の者への偏りはない。 算定根拠は別紙参照</p> | 平成 17 年度 | 2,679 組合(888 組合) | 717 組合 | 平成 18 年度 | 2,562 組合(776 組合) | 612 組合 | 平成 19 年度 | 2,434 組合(807 組合) | 630 組合 | 平成 20 年度 | 2,353 組合(767 組合) | 570 組合 | 平成 21 年度 | 2,270 組合(762 組合) | 575 組合 | 平成 22 年度(見込) | 2,168 組合(730 組合) | 537 組合 | 平成 23 年度(見込) | 2,066 組合(698 組合) | 499 組合 |
| 平成 17 年度 | 2,679 組合(888 組合) | 717 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 2,562 組合(776 組合) | 612 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 2,434 組合(807 組合) | 630 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 2,353 組合(767 組合) | 570 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 | 2,270 組合(762 組合) | 575 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度(見込) | 2,168 組合(730 組合) | 537 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度(見込) | 2,066 組合(698 組合) | 499 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <table border="1"> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>135 百万円</td> <td>平成 21 年度</td> <td>109 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>268 百万円</td> <td>平成 22 年度(見込)</td> <td>163 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>292 百万円</td> <td>平成 23 年度(見込)</td> <td>168 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>173 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>算定根拠は別紙参照</p> | 平成 17 年度 | 135 百万円 | 平成 21 年度 | 109 百万円 | 平成 18 年度 | 268 百万円 | 平成 22 年度(見込) | 163 百万円 | 平成 19 年度 | 292 百万円 | 平成 23 年度(見込) | 168 百万円 | 平成 20 年度 | 173 百万円 | | | | | | | |
| 平成 17 年度 | 135 百万円 | 平成 21 年度 | 109 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 268 百万円 | 平成 22 年度(見込) | 163 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 292 百万円 | 平成 23 年度(見込) | 168 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 173 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度)</p> <p>貸倒引当金計上の漁業協同組合等のうち7割以上の組合が本特例措置を適用しており、貸倒リスクの軽減により漁業協同組合等の損失金の発生を未然に防ぎ、漁業協同組合等の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>一方、漁業者及び漁業生産の減少に加えて、近年の燃油価格の高騰や大型クラゲ被害等により、漁業者及び漁業協同組合等の経営基盤の強化及び改善は十分に進んでいない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合</p> <p>平成18年度末時点 69.2%(867組合/1,252組合)</p> <p>平成19年度末時点 70.8%(826組合/1,166組合)</p> <p>平成20年度末時点 70.7%(759組合/1,073組合)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>平成20年度に沿海地区漁協において、当期損失金が発生していない組合は全体の約7割(759組合/1,073組合)であるが、このうち約7割(514組合/759組合)は利益が1,000万円以下又は利益なしである。これらの漁協の財務基盤は未だ脆弱で、租税特別措置等が延長されなかった場合、損失金計上組合になる可能性が増大し、その結果、損失金を有する漁協数及び漁協が有する損失金額が増加し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>沿海地区漁協において当期損益で損失を計上している組合の割合は、緩やかではあるが減少傾向にある。</p> <p>平成16年度:33.1%(481組合/1,455組合) →</p> <p>平成20年度:29.3%(314組合/1,073組合)</p> <p>また、平成20年度は、本特例(引当額の16%割増相当額)により173百万円のコスト(減収額)により787百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本特例措置による対応が効率的かつ効果的である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特になし。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされており、漁業協同組合等の実施する事業は地域経済に大きく影響を及ぼすため、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化の推進は、国と都道府県が一体となって行っている。 |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会) 特になし |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算 (単位:百万円)

(当期繰入額－当期繰入限度額) × 22%(平成 21 年度及び平成 22 年度は 18%) = 減税額
注) 16%を超える割増繰入分を除いて算出。

平成 17 年度分(全数アンケート調査)

| | | | | | | |
|-------------|---------|---|-------|---|-----|-----|
| 漁業協同組合 | 3,148 | － | 2,767 | = | 381 | 百万円 |
| 漁業協同組合連合会 | 803 | － | 802 | = | 1 | 百万円 |
| 水産加工業協同組合 | 56 | － | 49 | = | 7 | 百万円 |
| 信用漁業協同組合連合会 | 1,619 | － | 1,396 | = | 223 | 百万円 |
| 合計 | 612 百万円 | | | | | |

× 22% = 135 百万円

平成 18 年度分(全数アンケート調査)

| | | | | | | |
|-------------|-----------|---|-------|---|-----|-----|
| 漁業協同組合 | 6,599 | － | 5,698 | = | 910 | 百万円 |
| 漁業協同組合連合会 | 423 | － | 365 | = | 58 | 百万円 |
| 水産加工業協同組合 | 65 | － | 56 | = | 9 | 百万円 |
| 信用漁業協同組合連合会 | 1,738 | － | 1,498 | = | 240 | 百万円 |
| 合計 | 1,217 百万円 | | | | | |

× 22% = 268 百万円

平成 19 年度(全数アンケート調査)

| | | | | | | |
|-------------|-----------|---|-------|---|-----|-----|
| 漁業協同組合 | 4,517 | － | 3,894 | = | 623 | 百万円 |
| 漁業協同組合連合会 | 454 | － | 392 | = | 62 | 百万円 |
| 水産加工業協同組合 | 61 | － | 53 | = | 8 | 百万円 |
| 信用漁業協同組合連合会 | 4,581 | － | 3,949 | = | 632 | 百万円 |
| 合計 | 1,325 百万円 | | | | | |

× 22% = 292 百万円

平成 20 年度(全数アンケート調査)

| | | | | | | |
|-------------|---------|---|-------|---|-----|-----|
| 漁業協同組合 | 3,655 | － | 3,151 | = | 504 | 百万円 |
| 漁業協同組合連合会 | 376 | － | 324 | = | 52 | 百万円 |
| 水産加工業協同組合 | 51 | － | 44 | = | 7 | 百万円 |
| 信用漁業協同組合連合会 | 1,623 | － | 1,399 | = | 224 | 百万円 |
| 合計 | 787 百万円 | | | | | |

× 22% = 173 百万円

平成 21 年度(全数アンケート調査)

| | | | | | | |
|-----------|-------|---|-------|---|-----|-----|
| 漁業協同組合 | 1,899 | － | 1,637 | = | 262 | 百万円 |
| 漁業協同組合連合会 | 401 | － | 346 | = | 55 | 百万円 |
| 水産加工業協同組合 | 45 | － | 39 | = | 6 | 百万円 |

信用漁業協同組合連合会 2,037 - 1,756 = 281 百万円
 合計 604 百万円

× 18% = 109 百万円

平成 22 年度(見込)※直近3か年の平均額、ただし法人税率は 18%で再計算。

(239(平成 19 年度)+142(平成 20 年度)+109(平成 21 年度))/3 = 163 百万円

平成 23 年度(見込)※直近3か年の平均額、ただし法人税率は 22%で再計算。

(173(平成 20 年度)+133(平成 21 年度)+199(平成 22 年度見込))/3 = 168 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会へのアンケート調査による本特例措置適用した当期繰入額及び当期繰入限度額の集計値(実数)から減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 2,679 | 2,562 | 2,434 | 2,353 | 2,270 | 2,168 | 2,066 |
| 貸倒引当金計上の組合数 | 888 | 776 | 807 | 767 | 762 | 730 | 698 |
| 適用法人数 | 717 | 612 | 630 | 570 | 575 | 537 | 499 |
| 減税見込額 | 135 | 268 | 292 | 173 | 109 | 163 | 168 |

注)減税見込額の単位は百万円である。

適用実績及び適用見込みは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合へのアンケート調査の集計値(実数)である。

対象者数は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の総数であり、貸倒引当金計上数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。

適用法人数(適用事業者数)は、本特例措置を利用した組合数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例(地方税) |
| 2 | 要望の内容 | <p>漁業協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長すること。</p> <p>【現行制度】</p> <p>本則: 法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項</p> <p>内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>特例: 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の10、第68条の59</p> <p>中小企業等(漁業協同組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等については、選択した繰入限度額のさらに16%割増の範囲内で損金に算入できる。</p> <p>地方税本則:</p> <p>(平成20年10月事業開始より適用)法人税率の17.3%を法人住民税、3.6%を法人事業税とし、さらに法人事業税の81%を法人特別税とする。</p> <p>※それまでは、法人税率の17.3%を法人住民税、6.6%を法人事業税。</p> <p>【2年間延長の理由】</p> <p>租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされるところである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があることから、今回も2年の延長とする。</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁漁政部水産経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年(6月~8月) |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和41年度 創設</p> <p>昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ</p> <p>平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止</p> <p>平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年間 |
| 7 | <p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>水産基本計画(平成19年3月閣議決定)の「2 国際競争力のある経営体の育成・確保と漁業就業構造の確立」において「沿岸漁業者の活動を支える漁協系統組織の再編強化を促進する」、「6 水産関係団体の再編整備」において「漁協系統の自主的な取組を基本として、組織、経営、事業に関する基盤強化を図る」旨規定されている。</p> |

| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>漁業経営の安定</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|--|--|------------------|----------|----------|------------------|--------|--------------|------------------|----------|----------|------------------|--------|----------|------------------|--------|----------|------------------|--------|--------------|------------------|--------|--------------|------------------|--------|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>漁業協同組合等は、組織は他産業と比較して零細であり、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすいことから、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。</p> <p>貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。</p> <p>本特例措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することは、厳しい経営環境の中で必要な役割を果たしていくための漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現が図られる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象組合数(うち貸倒引当金計上)</th> <th>適用組合数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>2,679 組合(888 組合)</td> <td>717 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>2,562 組合(776 組合)</td> <td>612 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>2,434 組合(807 組合)</td> <td>630 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2,353 組合(767 組合)</td> <td>570 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2,270 組合(762 組合)</td> <td>575 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度(見込)</td> <td>2,168 組合(730 組合)</td> <td>537 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度(見込)</td> <td>2,066 組合(698 組合)</td> <td>499 組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 20 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,353 組合のうち、767 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約7割以上である 570 組合が 16%割増の特例の適用を受けており、適用件数は多く、特定の者への偏りはない。</p> <p>算定根拠は別紙参照</p> | | 対象組合数(うち貸倒引当金計上) | 適用組合数 | 平成 17 年度 | 2,679 組合(888 組合) | 717 組合 | 平成 18 年度 | 2,562 組合(776 組合) | 612 組合 | 平成 19 年度 | 2,434 組合(807 組合) | 630 組合 | 平成 20 年度 | 2,353 組合(767 組合) | 570 組合 | 平成 21 年度 | 2,270 組合(762 組合) | 575 組合 | 平成 22 年度(見込) | 2,168 組合(730 組合) | 537 組合 | 平成 23 年度(見込) | 2,066 組合(698 組合) | 499 組合 |
| | 対象組合数(うち貸倒引当金計上) | 適用組合数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 17 年度 | 2,679 組合(888 組合) | 717 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 2,562 組合(776 組合) | 612 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 2,434 組合(807 組合) | 630 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 2,353 組合(767 組合) | 570 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 | 2,270 組合(762 組合) | 575 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度(見込) | 2,168 組合(730 組合) | 537 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度(見込) | 2,066 組合(698 組合) | 499 組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>32 百万円</td> <td>平成 21 年度</td> <td>26 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>64 百万円</td> <td>平成 22 年度(見込)</td> <td>38 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>70 百万円</td> <td>平成 23 年度(見込)</td> <td>40 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>41 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税、法人事業税、法人特別税を合計したもの。</p> | 平成 17 年度 | 32 百万円 | 平成 21 年度 | 26 百万円 | 平成 18 年度 | 64 百万円 | 平成 22 年度(見込) | 38 百万円 | 平成 19 年度 | 70 百万円 | 平成 23 年度(見込) | 40 百万円 | 平成 20 年度 | 41 百万円 | | | | | | | | | | |
| 平成 17 年度 | 32 百万円 | 平成 21 年度 | 26 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 64 百万円 | 平成 22 年度(見込) | 38 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 70 百万円 | 平成 23 年度(見込) | 40 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 41 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-----|----------------------|--|
| | | | 算定根拠は別紙参照 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>貸倒引当金計上の漁業協同組合等のうち7割以上の組合が本特例措置を適用しており、貸倒リスクの軽減により漁業協同組合等の損失金の発生を未然に防ぎ、漁業協同組合等の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している。</p> <p>一方、漁業者及び漁業生産の減少に加えて、近年の燃油価格の高騰や大型クラゲ被害等により、漁業者及び漁業協同組合等の経営基盤の強化及び改善は十分に進んでいない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合</p> <p>平成18年度末時点 69.2%(867組合/1,252組合)</p> <p>平成19年度末時点 70.8%(826組合/1,166組合)</p> <p>平成20年度末時点 70.7%(759組合/1,073組合)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>平成20年度に沿海地区漁協において、当期損失金が発生していない組合は全体の約7割(759組合/1,073組合)であるが、このうち約7割(514組合/759組合)は利益が1,000万円以下又は利益なしである。これらの漁協の財務基盤は未だ脆弱で、租税特別措置等が延長されなかった場合、損失金計上組合になる可能性が増大し、その結果、損失金を有する漁協数及び漁協が有する損失金額が増加し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度)</p> <p>沿海地区漁協において当期損益で損失を計上している組合の割合は、緩やかではあるが減少傾向にある。</p> <p>平成16年度:33.1%(481組合/1,455組合) →</p> <p>平成20年度:29.3%(314組合/1,073組合)</p> <p>また、平成20年度は、本特例(引当額の16%割増相当額)により173百万円のコスト(法人税減収額)により787百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本特例措置による対応が効率的かつ効果的である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特になし。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相 | 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされており、漁業協同組合等 |

| | | | |
|----|--------------------|----|--|
| | | 当性 | の実施する事業は地域経済に大きく影響を及ぼすため、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化の推進は、国と都道府県が一体となって行っている。 |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 特になし |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算 (単位:百万円)

平成 17 年度分

法人住民税 135 百万円(国税の減税見込額) × 17.3% = 23 百万円

法人事業税 135 百万円(国税の減税見込額) × 6.6% = 9 百万円

合計 32 百万円

平成 18 年度分

法人住民税 268 百万円(国税の減税見込額) × 17.3% = 46 百万円

法人事業税 268 百万円(国税の減税見込額) × 6.6% = 18 百万円

合計 64 百万円

平成 19 年度分

法人住民税 292 百万円(国税の減税見込額) × 17.3% = 51 百万円

法人事業税 292 百万円(国税の減税見込額) × 6.6% = 19 百万円

合計 70 百万円

平成 20 年度分

法人住民税 173 百万円(国税の減税見込額) × 17.3% = 30 百万円

法人事業税 173 百万円(国税の減税見込額) × 6.6% = 11 百万円

合計 41 百万円

平成 21 年度分

法人住民税 109 百万円(国税の減税見込額) × 17.3% = 19 百万円

法人事業税 109 百万円(国税の減税見込額) × 3.6% = 4 百万円

法人特別税 4 百万円(法人事業税の減税見込額) × 81% = 3 百万円 (H20.10 事業開始より適用)
合計 26 百万円

平成 22 年度見込

直近3ヵ年の減税見込額(法人税率 18%とし、法人特別税を適用して再計算) / 3 = 減税見込額

H19: (239 × 17.3%) + (239 × 3.6%) + ((239 × 3.6%) × 81%) = 53 百万円

H20: (142 × 17.3%) + (142 × 3.6%) + ((142 × 3.6%) × 81%) = 34 百万円

H21: 26 百万円

(53 + 34 + 26) / 3 = 38 百万円

平成 23 年度見込

直近3ヵ年の減税見込額(法人税率 22%とし、法人特別税を適用して再計算) / 3 = 減税見込額

H20: (173 × 17.3%) + (173 × 3.6%) + ((173 × 3.6%) × 81%) = 41 百万円

H21: (133 × 17.3%) + (133 × 3.6%) + ((133 × 3.6%) × 81%) = 32 百万円

H22 見込: (H19:292 + H20:173 + H21:133) / 3 = 199

$$(199 \times 17.3\%) + (199 \times 3.6\%) + ((199 \times 3.6\%) \times 81\%) = 47 \text{ 百万円}$$

$$(41 + 32 + 47) \div 3 = 40 \text{ 百万円}$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会へのアンケート調査による本特例措置適用した当期繰入額及び当期繰入限度額の集計値(実数)から減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 2,679 | 2,562 | 2,434 | 2,353 | 2,270 | 2,168 | 2,066 |
| 貸倒引当金計上の組合数 | 888 | 776 | 807 | 767 | 762 | 730 | 698 |
| 適用法人数 | 717 | 612 | 630 | 570 | 575 | 537 | 499 |
| 減税見込額 | 32 | 64 | 70 | 41 | 26 | 38 | 40 |

注)減税見込額の単位は百万円である。

適用実績及び適用見込みは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合へのアンケート調査の集計値(実数)である。

対象者数は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の総数であり、貸倒引当金計上数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。

適用法人数(適用事業者数)は、本特例措置を利用した組合数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 技術研究組合の所得計算の特例 |
| 2 | 要望の内容 | 技術研究組合が組合員からの賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、簿価1円までの圧縮記帳を認め、圧縮損を損金算入することにより、組合において賦課金相当額分の法人税の課税が生じないようにするもの。当該制度の適用期限の2年延長。 |
| 3 | 担当部局 | 農林水産技術会議事務局研究推進課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和36年度に創設、昭和55年度に適用期限を設定（昭和60年3月31日まで）、昭和60年度から平成21年度まで2年ずつ適用期限を延長。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 適用期限の2年延長。 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）では、様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、「農林水産研究基本計画」（平成22年3月農林水産技術会議決定）に基づき、新品種や革新的な生産技術の開発等について、計画的・効率的に推進し、普及・実用化につなげる際には、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、市場のニーズ等を探りつつ実用化・産業化を進める流れを強化し、産学官連携の枠組みを構築すること等が規定されている。</p> <p>また、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）においては、民間の研究開発を活性化することが重要としたうえで、研究開発活動促進に資する税制措置の活用を図るとされている。</p> <p>技術研究組合制度は、さらに効率の良い研究開発と実用化の促進を図るべく、平成21年4月に旧鉱工業技術研究組合法を抜本改正し、産学官が連携した共同研究を可能にするなどの措置を図っている。</p> <p>このような中、本税制措置は、技術研究組合制度を活用した産学官連携の枠組みを構築し、民間の研究開発を活性化し、大学や公的研究機関との協働関係を構築する目的で延長要望するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 農林水産研究基本計画（平成22年3月農林水産技術会議決定） 第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定） 技術研究組合法（昭和36年5月6日法律第81号） （以上の内容の抜粋は、別添1のとおり）</p> |

| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保（食料）</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------------|--|------|--------------|--------------|-------|-------|-----|-----------|----|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|-----|---|-----------|---|---|-----------|---|---|
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>技術研究組合による、産学官が連携した、農林水産分野の研究開発の促進。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>当省所管の各組合が行う研究課題数。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、技術研究組合制度を活用した産学官連携の枠組みを構築し、民間の研究開発を活性化し、大学や公的研究機関との協働関係を構築することで政策目的に寄与。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(当該措置の対象組合数)</th> <th>(当該措置の適用組合数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 1 9</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H 2 0</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H 2 1 見込み</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H 2 2 見込み</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H 2 3 見込み</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H 2 4 見込み</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出根拠は別添2のとおり)</p> <p>平成19～21年度の当該措置の適用組合数は、1～2組合であるが、全組合中、研究用固定資産を購入した組合に限られ、想定外に僅少ではない。また、各組合に属する組合員は1組合あたり4～30の組合員で構成されているため、本特例措置はこれら組合員の研究開発に寄与。当初より、本措置の適用対象は全ての技術研究組合であり、偏りはない。</p> | (年度) | (当該措置の対象組合数) | (当該措置の適用組合数) | H 1 9 | 7 | 2 | H 2 0 | 7 | 2 | H 2 1 見込み | 6 | 1 | H 2 2 見込み | 7 | 3 | H 2 3 見込み | 8 | 5 | H 2 4 見込み | 9 | 7 |
| (年度) | (当該措置の対象組合数) | (当該措置の適用組合数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 1 9 | 7 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 0 | 7 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 1 見込み | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 2 見込み | 7 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 3 見込み | 8 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 4 見込み | 9 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額：百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 1 9</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>H 2 0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H 2 1 見込み</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>H 2 2 見込み</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>H 2 3 見込み</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>H 2 4 見込み</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出根拠は別添2のとおり)</p> | (年度) | (減収額：百万円) | H 1 9 | 99 | H 2 0 | 100 | H 2 1 見込み | 85 | H 2 2 見込み | 139 | H 2 3 見込み | 197 | H 2 4 見込み | 255 | | | | | | | |
| (年度) | (減収額：百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 1 9 | 99 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 0 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 1 見込み | 85 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 2 見込み | 139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 3 見込み | 197 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 2 4 見込み | 255 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-----|---|---|
| | | <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19～21年度） 本特例措置を利用して、平成19年度には25課題、平成20年度には20課題、平成21年度には12課題の共同研究が実施されてきており、産学官連携協働関係を構築し、農林水産分野の研究の活発化することで、政策目的に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成19～21年度） 当該特例による課税の軽減措置により、前回要望により本措置の延長が認められた平成19～21年度の3カ年で、計57課題の研究が行われた。</p> <p>これにより、現存の技術研究組合6組合において、平成19～21年度に14件の成果発表を行うなど、農林水産業および関連産業において、協同体制での研究開発を促進し、農林水産業及び関連産業に係る技術の向上に寄与している。</p> <p>今後、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、実用化・産業化を進める流れを強化するには、産学官が連携した農林水産分野の研究開発をさらに促進する必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成19～21年度） 技術研究組合制度は、産学官が連携して研究開発に取り組むために適した制度であるが、本特例措置が実施されないと、民間企業を含む組合員が研究費として支出した賦課金のうち284百万円が課税されることとなり、共同研究の実施に支障が生じる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：昭和36～平成21年度） 本特例措置に伴う減収分は、技術研究組合の研究費として活用可能であり、平成19年度には25課題、平成20年度には20課題、平成21年度には12課題の共同研究が実施されている。また、企業、大学、研究開発独法等による共同研究を更に推進するために、平成21年4月、鉱工業技術研究組合法を技術研究組合法に抜本改正。以後、新規組合が設立されており、産学官連携による技術開発の新たな支援のニーズが発生。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> | <p>技術研究組合による研究の実施を、各年度の予算上の制約なくニーズに応じ機動的に支援することが可能であり、特定の課題について一定の予算額の範囲で支援する補助金等に比べ的確な支援措置。</p> <p>【研究開発に対する各種補助金、委託費】 企業等による個別の研究課題の実施を支援。特定の研究計画に基づく試験研究用固定資産の整備を予算の範囲内で支援。</p> <p>【税制】 技術研究組合の、研究に必要な設備を整備する際の負担を軽減。技術研究組合が自ら計画する研究の遂行に必要な試験研究用固定資産の整備</p> |

| | | | |
|----|------------------------|------------------------------|--|
| | | | について、ニーズに応じ機動的に支援。 |
| | | ③：地方公共 団体が協 力する相 当性 | 国税に係る租税特別措置のため、該当しない。 |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 | | — |

食料・農業・農村基本計画（抄）

（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

4. 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

（1）技術・環境政策等の総合的な推進

① 革新的な技術開発の推進

様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、農林水産研究基本計画に基づき、新品種や革新的な生産技術の開発、新需要を創出する付加価値の高い農産物・食品、農林水産生物の機能を利用した新素材・医薬品等の開発、温室効果ガス発生抑制技術等の地球温暖化への対応技術の開発等について、計画的・効率的に推進し、普及・実用化につなげる。

② 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

研究成果を確実に普及・実用化につなげていくため、学識者、民間等の幅広い分野から人材や情報等を結集し、これを効果的に活用するための研究マネジメント機能を強化するとともに、研究段階に応じて人材、知的財産・研究成果、研究資金を機動的かつ一体的に運用する体制を整備する。

また、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、市場のニーズ等を探りつつ実用化・産業化を進める流れを強化するとともに、産学官連携の枠組みを構築する。産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制を強化する。

農林水産研究基本計画（抄）

（平成 22 年 3 月 30 日決定）

II 農林水産研究の推進に関する施策

3 研究開発から普及・産業化までの一貫した支援の実施

（ポイント）

研究開発から普及・産業化までの一貫した支援を実施するため、産学官連携の促進や技術開発から実証試験までの切れ目ない支援と、知的財産・研究成果の円滑な移転・橋渡しの強化に取り組めます。

科学技術基本計画（抄）

（平成18年3月28日閣議決定）

第3章 科学技術システム改革

2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

（3）イノベーションを生み出すシステムの強化

⑤ 民間企業による研究開発の促進

研究開発や産学官連携の成果から新しい製品等の形で市場価値を創造し、最終的にイノベーションの実現につなげていくのは民間企業であることから、民間の研究開発を活性化させることが重要である。国としても、民間の自助努力を基本としつつ、その意欲を高めるため、研究開発活動促進に資する税制措置の活用や、事業化に至るまでの研究開発のリスクを軽減する技術開発制度の充実を図る。なお、我が国の産業競争力の基盤を支える中小企業については、財政基盤・経営資源の脆弱性も勘案した上で、ものづくり技術の強化や高度化に向けた取組を支援する。

また、外部の研究開発能力や成果を活用し自社製品等を作り出す傾向が高まる中、国全体としてイノベーション創出を加速するため、民間企業には、長期的視点から大学や公的研究機関をイノベーションのパートナーと位置付け、相互に持続的に発展していく協働関係の構築が求められる。

技術研究組合法（抄）

（昭和36年5月6日法律第81号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等について定めることを目的とする。

1. 減税見込額積算

(1) 平成21年度減税見込み額

平成21年度に研究活動を実施した農林水産省所管の技術研究組合数： 1組合^{注1}
 当該組合による試験研究用固定資産の取得（見込み）額： 284百万円^{注1}
 試験研究用固定資産の取得額に相当する法人課税（見込み）額（＝減税見込み額）
 $284\text{百万円} \times 0.3 \text{（法人税率）} = 85\text{百万円}$

（注1：農林水産省所管の全技術研究組合からの聞き取りに基づく実績見込み額）

(2) 平成17～20年度の試験研究用固定資産の取得額／減税額（適用法人数）

- ・平成17年度： 478百万円^{注2}／143百万円（適用法人数3^{注2}）
- ・平成18年度： 344百万円^{注2}／103百万円（適用法人数2^{注2}）
- ・平成19年度： 329百万円^{注2}／99百万円（適用法人数2^{注2}）
- ・平成20年度： 334百万円^{注2}／100百万円（適用法人数2^{注2}）

（注2：農林水産省所管の全技術研究組合からの聞き取りに基づく実績）

(3) 平成22、23年度における適用法人数（見込み）及び試験研究用固定資産の取得見込み額

- ・平成21年度に研究活動を実施した農林水産省所管の技術研究組合は、平成22年度以降も研究活動を継続する意向。
- ・平成21年度及び平成22年度年頭までに、農林水産省所管の技術研究組合1組合が解散する一方、2組合が新規設立。新規設立組合は、平成22年度及び平成23年度に研究活動の実施を計画しており、本措置の適用法人数が3組合となる見込み。
- ・平成22年度から平成23年度までにも、同様に1組合が解散、2組合が新設され、新設組合は研究活動を実施すると想定。これにより平成23年度に本措置の適用法人数は5組合となると想定。
- ・平成17年度～平成21年度までの間
 適用法人数が1組合の場合、試験研究用固定資産の取得見込み額は284百万円
 適用法人数が2組合の場合、試験研究用固定資産の取得額（平均値）は336百万円
 適用法人数が3組合の場合、試験研究用固定資産の取得額は478百万円
 これから相関式を求めると、（減税見込み額）＝ $97 \times \text{（適用法人数）} + 172$ 百万円となる。
- ・同相関式を外挿し、平成22、23、24年度における試験研究用固定資産取得見込み額及び減税見込額を算出

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (見込み) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) | 24年度 (見込み) |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 10 | 7 | 7 | 7 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 適用法人数 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 3 | 5 | 7 |
| 試験研究用固定資産取得額 (百万円) | 478 | 344 | 329 | 334 | 284 | 463 | 657 | 851 |
| 減税見込額 (百万円) | 143 | 103 | 99 | 100 | 85 | 139 | 197 | 255 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | グリーン投資減税（木質・草本バイオマスガス利用装置） |
| 2 | 要望の内容 | <p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果（エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の 40% の特別償却又は取得価格の 7% の税額控除（中小企業者等に限る。）が適用される特別措置を 3 年間講ずること</p> <p>【対象設備】</p> <p>木質・草本バイオマスガス利用装置</p> |
| 3 | 担当部局 | 大臣官房環境バイオマス政策課、林野庁林政部木材利用課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（3 年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出する。</p> <p>また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法（平成 21 年 9 月 21 日施行）（抜粋） 第 19 条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実現するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 第 3 章 目標実現のための取組 第 2 節 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現 1 再生可能エネルギーの導入拡大 （2）具体的な取組 ⑥ 個別対策の推進 （ア）持続可能性基準を踏まえたバイオ燃料の導入促進 2020 年に向けて、LCA での温室効果ガス排出削減効果（EU と同等の 50% 以上）等の持続可能性基準を導入し、十分な排出削減効果、エネルギー安全保障の確保、経済性等を前提に、既に利用可能なバイオ燃料を活用して、段階的な導入拡大を図る。そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。 |

| | | | |
|---|------|---------------------|--|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村の振興 ・森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 <p>《政策分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村における6次産業化の推進 ・林産物の供給及び利用の確保 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>バイオマスの利用拡大</p> |
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>炭素換算でのバイオマスの利用量</p> <p>※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっていることから、基本計画の策定を踏まえ測定指標を定めることとしたい。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>近年、低コストで高効率な木質や草本バイオマスの変換設備が開発されたところであり、農山漁村地域などに当該設備を設置することで、その地域で得られるバイオマスを原料にしたエネルギーや燃料の地産地消が可能となる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>木質・草本バイオマスが利用可能な地域の幅広い事業者に応用が可能。</p> <p>平成23年度 11基</p> <p>算定根拠は（別添）を参照</p> |
| | | ② 減収額 | <p>平成23年度 127百万円</p> <p>算定根拠は（別添）を参照</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>（分析対象期間：平成23年～25年度）</p> <p>近年の技術実証等により開発されたバイオマスの再生可能エネルギー製造設備が新たに設置されることにより、バイオマスの利活用が更に進展し、地球温暖化の防止や国産農林水産物をエネルギー供給源とする農林水産業の新たな領域を開拓し、農山漁村地域の活性化が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>（分析対象期間：平成23年度～25年度）</p> <p>木質・草本バイオマスガス利用設備については、近年の技術開発により高効率な小規模設備が開発されてきており、今後は、本税制を措置することにより、当該設備の設置へのインセンティブが図られ、バイオマスガスの利用に寄与するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>（分析対象期間：平成23年度～25年度）</p> <p>本税制措置が新設されない場合、経済的負担が大きい設備投資へのインセンティブをもたらす状況が醸成されず、木質・草本バイオマスガス利用装置の新たな設置が見込まれない。その結果、2020年までに25%（1990年度比）の温室効果ガスの削減目標の取組を減退させるとともに、地域</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>に賦存するバイオマスが有効利用されず、農山漁村地域の活性化が図られないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成 23 年度～25 年度) バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。 当該設備は、農山漁村に豊富に存在する木質・草本バイオマスを利用し、農山漁村等に設置することで、地域におけるエネルギーや燃料の地産地消が可能となる。本税制を措置することにより、事業参加が促進され、農山漁村の活性化やバイオマスの利用拡大に寄与する。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>政策効果が広範囲に及ぶため、木質・草本バイオマスの利用拡大を全国的に推進するための政策手段として適切である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算措置については、バイオマス変換技術の早期普及・拡大などモデル的な取組を中心に推進しており、支援対象が限定的である。 当該税制措置については、適用範囲が広範であり、導入事業者に対して初期投資の負担が軽減するものとなっており、他の政策手段との役割分担は適切に行われている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>(8 月 24 日：農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

(別添)

1. 減税見込額等の積算

$$\text{平成23年度: } \begin{array}{ccccccc} & \text{投資額計} & & \text{特別償却率} & & \text{法人税率} & & \text{黒字率} \\ & 3,300 & \times & 40\% & \times & 30\% & \times & 32\% \\ & & & & & & & = 127 \text{ (百万円)} \end{array}$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

メーカー、団体への聞き取り調査をもとに推計。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (見込み) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者 | | | | | | | 2,300 |
| 適用件数 | | | | | | | 11 |
| 減税見込額 | | | | | | | 127 |

※24, 25年度については、23年度と同様の適用を見込む。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | グリーン投資減税（バイオマスエタノール製造設備） |
| 2 | 要望の内容 | <p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果（エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の 40% の特別償却又は取得価格の 7% の税額控除（中小企業者等に限る。）が適用される特別措置を 3 年間講ずること</p> <p>【対象設備】 バイオマスエタノール製造設備</p> |
| 3 | 担当部局 | 大臣官房環境バイオマス政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（3 年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出する。 また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法（平成 21 年 9 月 21 日施行）（抜粋） 第 19 条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実現するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 第 3 章 目標実現のための取組 第 2 節 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現 1 再生可能エネルギーの導入拡大 (2) 具体的な取組 ⑥ 個別対策の推進 (ア) 持続可能性基準を踏まえたバイオ燃料の導入促進 2020 年に向けて、LCA での温室効果ガス排出削減効果（EU と同等の 50% 以上）等の持続可能性基準を導入し、十分な排出削減効果、エネルギー安全保障の確保、経済性等を前提に、既に利用可能なバイオ燃料を活用して、段階的な導入拡大を図る。そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。 <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展</p> |

| | | | |
|---|------|----------------|---|
| | | け | を図る。 《中目標》 農村の振興 《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 バイオマスの利用拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 炭素換算でのバイオマスの利用量 ※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっていることから、基本計画の策定を踏まえ測定指標を定めることとしたい。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国産バイオ燃料を生産することにより、地球温暖化の防止や、国産農林水産物をエネルギー供給源とする農林水産業の新たな領域を開拓し、農林漁業及び農山漁村地域の活性化が図られる。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 農業協同組合及び石油事業者等幅広い業界に適用が可能。 平成23年度 10基 算定根拠は（別添）参照 |
| | | ② 減収額 | 平成23年度 1,569百万円 算定根拠は（別添）参照 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》 （分析対象期間：平成23年～25年度） 近年の技術実証等により開発されたバイオマスの再生可能エネルギー製造設備が新たに設置されることにより、バイオマスの利活用が更に進展し、地球温暖化の防止や国産農林水産物をエネルギー供給源とする農林水産業の新たな領域を開拓し、農山漁村地域の活性化が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 （分析対象期間：平成23年度～25年度） バイオエタノール製造設備は、平成21年度から大規模設備が稼働を開始したところであり、今後は、本税制を措置することにより、バイオエタノール製造設備の設置へのインセンティブが図られ、国産バイオエタノールの増産に寄与するものとする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 （分析対象期間：平成23年度～25年度） 本税制措置が新設されない場合、経済的負担が大きい設備投資へのインセンティブが働かず、ガソリンの代替燃料として期待されるバイオエタノールの生産量の拡大が見込まれない。その結果、2020年までに25%（1990年度比）の温室効果ガスの削減目標の取組を減退させるとともに、地域に賦存するバイオマスが有効利用されず、農山漁村地域の活性化が図られないことが懸念される。 《税収減を是認するような効果の有無》 （分析対象期間：平成23年度～25年度） バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。 本税制措置において、バイオエタノール製造に係る事業参加が促進さ |

| | | | |
|----|--------------------|-----------------------|--|
| | | | れ、バイオ燃料の生産拡大に寄与する。 |
| 9 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 政策効果が広範囲に及ぶため、バイオエタノールの生産拡大を全国的に推進するための政策手段とし適切である。 |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算措置については、バイオマス変換技術の早期普及・拡大などモデル的な取組を中心に推進しており、支援対象が限定的である。</p> <p>当該税制措置については、適用範囲が広範であり、導入事業者に対して初期投資の負担を軽減するものとなっており、他の政策手段との役割分担は適切に行われている。</p> |
| | | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

(別添)

1. 減税見込額等の積算

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{投資額計} & & \text{特別償却率} & & \text{法人税率} & & \text{黒字率} \\ \text{平成23年度} & : 15,750 & \times & 40\% & \times & 30\% & \times & 83\% = 1,569 \text{ (百万円)} \end{array}$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

事情実施主体への聞き取り等を基に試算

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | | | | | | | 12 |
| 適用件数 | | | | | | | 10 |
| 減税見込額 | | | | | | | 1,569 |

※24, 25年度については、23年度と同様の適用を見込む。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | グリーン投資減税（木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置） |
| 2 | 要望の内容 | <p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果（エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得価額の 40%の特別償却又は取得価額の 7%の税額控除（中小企業者等に限る。）が適用される特別措置を3年間講ずること</p> <p>【対象設備】 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 木材産業課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（3 年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保する。 また、石油資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、林業・木材産業・山村地域の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法（平成 21 年 9 月 21 日施行）（抜粋） 第 19 条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実現するため必要な法制上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月閣議決定） 「第 3 章第 2 節 1 再生可能エネルギーの導入拡大」において、再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策に加えて、エネルギー自給率向上、エネルギー源多様化の観点から重要であり、そのことがエネルギーの安定供給を確保するとされている。 ・「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月閣議決定） 「第 3 3（3）③木質バイオマスの総合的利用の推進」において、木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成や山村地域の活性化を図る上で重要とされている。 <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> |

| | | | |
|---|----------|------------------------|--|
| | | | 《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保 |
| | | ③ 達成目標 及び測定 指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 バイオマスの利用拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 炭素換算でのバイオマスの利用量 ※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を 策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっている ことから、基本計画の策定を踏まえ測定指標を定めることとしたい。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平均的な装置の導入・活用により、約 1.3 万 kl/台/年の化石燃料が木 質資源に転換する。 このことから、本措置により装置の導入が加速化しバイオマス資源の 有効利用が進むことで、エネルギー源の多様化及び安定供給確保、さら に木材産業等の活性化、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成を推進 する。 |
| 8 | 有効性 等 | ① 適用数等 | 平成 23 年度（見込） 5 基 ※算定根拠は別添参照 法人規模にとらわれずかつ木材業界全体を対象としており、特定の者 に偏っていない。 |
| | | ② 減収額 | 平成 23 年度（見込） 139 百万円 ※算定根拠は別添参照 |
| | | ③ 効果・達成 目標の実 現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H20～H21） 普及率は低位であるが、装置の導入により、バイオマス資源の有効利 用が進んでいる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H23 ～H25） 産業部門における再生可能エネルギーを利用する設備の導入にあたっ ては、イニシャルコストが高いといった課題を抱えており、エネルギー コストの削減による利益というインセンティブだけでは限界があるため に、本措置を講じる必要がある。 本措置により、装置の導入が加速化しバイオマス資源の有効利用が進 むことで、エネルギー源の多様化及び安定供給確保、さらに木材産業等 の活性化、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成を推進する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析 対象期間：H23～H25） 経済的負担が大きい設備投資へのインセンティブが働かないことか ら、間伐材や端材等の木質バイオマス資源を有効利用する本機器の導入 が進まず、「エネルギー基本計画」「バイオマス活用推進基本法」「森林・ 林業基本計画」における施策目標が推進されない。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H20～H21） 本措置により装置の導入が加速化し木質資源の有効利用が進むこと で、エネルギーの安定供給確保及び木材産業等の活性化、地球温暖化の 防止、循環型社会の形成を推進し、政策目標の達成に寄与することから、 本措置が必要である。 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>他の支援措置等とは役割分担（9②参照）されている。</p> <p>また、近年の不安定な景気状況や、本装置の利用を想定している業種が景気の影響を受けやすいことから、本装置の導入にあたって早急な措置が必要になる可能性が高く、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制：中小企業の設備投資を促進して生産性の向上を図る（本措置は企業の規模に制限無し） ・ 材産業原料転換等構造改革緊急対策事業のうち木材供給高度化設備リース導入に対する助成：リース導入に対する助成（本措置は購入に対する措置） ・ 森林・林業木材産業づくり交付金のうち木材加工流通施設等の整備：地方公共団体、木材関連業者等の組織する団体等を実施主体としてモデル的に整備を行うものであり支援対象が限定的（本措置は木材産業業界全体対象） |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本措置により再生可能エネルギーを利用する設備の導入が促進され、木材乾燥装置のエネルギー源が木質資源に転換することにより、林業・木材産業のみならず、雇用等、地域の活性化に資する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

| | |
|--------|---|
| 導入台数 | : 5台 |
| 平均取得価格 | : 800百万円 |
| 特別償却率 | : 40% |
| 法人税率 | : 30% |
| 黒字率 | : 29% |
| 減税見込額 | : $5台 \times 800百万円 \times 40\% \times 30\% \times 29\% = 139百万円$ |

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

メーカー、団体への聞き取り調査をもとに推計。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) | 24年度 (見込み) | 25年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | | | | | 1,210 | 1,210 | 1,210 |
| 適用件数 | | | | | 5 | 5 | 5 |
| 減税見込額 | | | | | 139 | 139 | 139 |

注) 適用見込みは、メーカー、団体への聞き取り調査をもとに推計。

注) 対象者数は、出力300kw以上の一般製材工場、合板、集成材及びパーティクルボード工場の総数である(H20)。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | グリーン投資減税(木質バイオマス利用加温装置) |
| 2 | 要望の内容 | <p>【制度の概要】</p> <p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果（エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の40%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除（中小企業者等に限る。）が適用される特別措置を3年間講ずること。</p> <p>【対象設備】</p> <p>木質バイオマス利用加温装置</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 生産局 農業環境対策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出する。</p> <p>また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法（平成21年9月21日施行）（抜粋） 第19条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実現するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）（抜粋） 第3章 目標実現のための取組 第2節 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現 1 再生可能エネルギーの導入拡大 (2) 具体的な取組 ⑥個別対策の推進 (ア) 持続可能性基準を踏まえたバイオ燃料の導入促進 2020年に向けて、LCAでの温室効果ガス排出削減効果（EUと同等の50%以上）等の持続可能性基準を導入し、十分な排出削減効果、エネルギー安全保障の確保、経済性等を前提に、既に利用可能なバイオ燃料を活用して、段階的な導入拡大を図る。そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。 |

| | | | |
|--|--|---------------------|---|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村の振興 ・森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 <p>《政策分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村における6次産業化の推進 ・林産物の供給及び利用の確保 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>バイオマスの利用拡大</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>炭素換算でのバイオマスの利用量</p> <p>※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり具体的な目標項目、数値等について設定の有無を含めて検討課題となっていることから、基本計画の設定を踏まえ目標を定めることとしたい。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平均的な装置の導入・活用により、約9.4kl/台/年の化石燃料が木質資源に転換し、石油依存度を減少させる。</p> <p>このことから、本措置により装置の導入が加速化し木質資源の有効利用が進むことで、エネルギーの安定供給確保及び木材産業等の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> |
| | | 8 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>H23年度40件/年適用予定。 算出根拠は（別添）参照</p> <p>② 減収額</p> <p>H23年度35百万円見込。 算定根拠は（別添）参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23～25年度）</p> <p>本税制措置により、当該設備の導入を促進し、バイオマスが有効活用されることによりエネルギーの安定供給の確保、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23～25年度）</p> <p>バイオマスの活用に関する基本法である「バイオマス活用推進基本法」が昨年9月に施行され、「バイオマス活用推進基本計画」を策定することとしていることから、これに基づく新たな達成目標を設定することとし、これまでの設備内容を拡充することにより、高効率な小規模設備への適用が可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23～25年度）</p> <p>本税制措置が新設されない場合、経済的負担が大きい設備投資へのインセンティブが働かず、木質バイオマス利用加温装置の新たな設置が見込まれない。その結果、2020年までに25%（1990年度比）の温室効果ガスの削減目標の取組を減退させるとともに、地域に賦存するバイオマス</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>が有効利用されず、農山漁村地域の活性化が図られないことが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23～25年度）</p> <p>バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。</p> <p>本税制措置において事業参加が促進され、農山漁村の活性化やバイオマス利用の拡大に寄与する。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本装置は企業規模などによる支援対象の制限がないことから、政策効果が広範囲に及び、本措置によりエネルギー需給構造改革推進設備等への投資時の負担の軽減が図られ、導入促進の効果が期待されることから、適用される特別措置を3年間講ずるものである。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>本設備の導入に係る支援措置として、補助事業（生産環境総合対策事業）があるが、対象が農業団体等限定的である。</p> <p>また、中小企業投資促進税制は中小企業等を対象とした特例措置であるなど、法人の規模を限定せずに、幅広くエネ革設備の導入を促進する本特例措置は、その趣旨や対象の考え方が明らかに異なっており、他の支援との役割分担はされている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

1. 減税見込額積算

木質バイオマス利用加温装置

$$1 \text{ 基当たり平均単価} \quad \text{適用台数} \quad \text{特別償却率} \quad \text{法人税率} \quad \text{黒字率}$$

$$10.0 \text{ 百万円} \quad \times \quad 40 \text{ 基} \quad \times \quad 40\% \quad \times \quad 30\% \quad \times \quad 72\% = 35 \text{ 百万円}$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

メーカーへの聞き取り調査をもとに推計。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | — | — | — | — | — | — | 2,400 |
| 用件数 | — | — | — | — | — | — | 40 |
| 減税見込額 | — | — | — | — | — | — | 35 |

注) 対象者は、設置可能な設備数(基)である。

資料：農林水産省生産局生産流通振興課「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（国税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が取得した機械及び装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置について、2年延長するものである。</p> <p>【現行制度の概要】</p> <p>常時使用する従業員の数が1千人以下の個人、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、農業協同組合等が承認計画に従って新たに1台又は1基の取得価額が280万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をすることができる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局食品産業企画課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成元年度に創設し、以降概ね2年毎に延長。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援により、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）</p> |
| | ①政策目的及びその根拠 | |
| | ②政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p> |

| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高が前年を上回ること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高が前年を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|--|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-------|----|----|----|----|----|----|
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="564 736 1246 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>都道府県知事により経営改善計画を承認された件数は、年ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は30件前後で推移しており、そのうち約半数（15件程度）が本特例措置の適用を受けている。承認者を見る限り特定の者に偏ってはいない。</p> | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 (見込み) | 件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 |
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 (見込み) | | | | | | | | | | |
| 件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 | | | | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="552 999 1299 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>82</td> <td>97</td> <td>63</td> <td>51</td> <td>92</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>算拠：別添参照</p> | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 (見込み) | 減税見込額 | 82 | 97 | 63 | 51 | 92 | 79 |
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 (見込み) | | | | | | | | | | |
| 減税見込額 | 82 | 97 | 63 | 51 | 92 | 79 | | | | | | | | | | |
| | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成元～21年度) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から21年度までで1016件となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は30件程度(うち約半数が特例措置を利用)で推移している。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果を上げてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置が廃止された場合、輸入自由化により影響を受けている特定農産加工業者の経営が悪化し、ひいては地域農業や地域経済へ与える影響も大きい。</p> <p>-----</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|--------|--|
| | | <p>により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献している。</p> <p>また、今後、国際情勢の変化により、特定農産加工業を取り巻く情勢は一層厳しい局面を向かえることが想定されるため、本特例措置により、事業者の経営基盤を維持していくことは重要である。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法に基づく認定件数は平成元年度から21年度まで累計で1016件、毎年度、30件程度が新たに認定され、その約半数が特例措置を利用している状況下であり、今後も同様の傾向が見込まれることから、事業者からは本特例措置の継続が求められている。</p> <p>輸入品との競合の中で特定農産加工業者の経営改善を図るためには、製造コストの削減、高付加価値商品の製造に必要な設備を導入することにより、生産の合理化・効率化を推進し、競争力の向上を図ることが必要であり、本特例措置は特定農産加工業者の設備投資を円滑に進める上での大きなインセンティブになっている。</p> <p>同事業者は、これまでの累次の国境措置の変更の結果、競合する輸入品が増加する一方、国内生産量が減少する等、大きな影響を受けており、引き続き、その経営改善のための支援措置である本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>また、同事業者は、国民への食料の安定供給や地域経済の安定に重要な役割を果たしている。一方、同事業者には中小企業が多く、収益性も低い中、貿易の自由化等により、企業を取り巻く環境も厳しい状況である。このため、融資だけでなく、本租税特別措置の両者を組み合わせて事業者への支援を行っていく必要がある。</p> |
| | | <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【地方税】 事業所税の課税標準の特例</p> <p>【融資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）</p> <p>政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して、低利融資による新たな事業展開の円滑な実施に必要な資金の供給を目的としている。</p> <p>一方、地方税については、課税団体（一定規模以上の人口の都市等）に係る事業所税の課税部分を1/4控除するものである。</p> <p>以上のように、それぞれ役割を異にするものである。</p> |
| | | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会） 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | |
| 11 前回の事前評価又は 事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額積算

平成17年度から21年度適用実績(5年中、最大・最小を除いた3年平均)を基礎に減税見込額を試算。

①取得分特別償却額

| | | |
|--------|--------|----------|
| 平成17年度 | 271百万円 | } 256百万円 |
| 平成18年度 | 316百万円 | |
| 平成19年度 | 202百万円 | |
| 平成20年度 | 156百万円 | |
| 平成21年度 | 294百万円 | |

②取得分税額控除

| | | |
|--------|--------|----------|
| 平成17年度 | 0.2百万円 | } 2.1百万円 |
| 平成18年度 | 0百万円 | |
| 平成19年度 | 2.1百万円 | |
| 平成20年度 | 4.0百万円 | |
| 平成21年度 | 4.0百万円 | |

③リース分税額控除

| | | |
|--------|--------|----------|
| 平成17年度 | 0.7百万円 | } 0.2百万円 |
| 平成18年度 | 1.9百万円 | |
| 平成19年度 | 0百万円 | |
| 平成20年度 | 0百万円 | |
| 平成21年度 | 0百万円 | |

①取得分特別償却額 法人税率 ②取得分税額控除 ③リース分税額控除

$$256\text{百万円} \times 0.3 + 2.1\text{百万円} + 0.2\text{百万円} \rightleftharpoons 79\text{百万円}$$

(注)「適用実績」については、「特定農産加工法税制調査(農林水産省調べ)」による。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 適用件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 |
| 減税見込額 | 82 | 97 | 63 | 51 | 92 | 79 |

(注)「適用件数」は、「特定農産加工法税制調査(農林水産省調べ)」による。また、平成22年度(見込み)は、平成17年度から21年度までの平均値である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（地方税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が取得した機械及び装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置について、2年延長するものである。</p> <p>【現行制度の概要】</p> <p>常時使用する従業員の数が1千人以下の個人、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、農業協同組合等が承認計画に従って新たに1台又は1基の取得価額が280万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をすることができる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局食品産業企画課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成元年度に創設し、以降概ね2年毎に延長。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援により、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p> |

| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上が前年を上回ること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上が前年を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|--|-----|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-------|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="568 629 1246 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>都道府県知事により経営改善計画を承認された件数は、年ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は30件前後で推移しており、そのうち約半数（15件程度）が本特例措置の適用を受けている。承認者を見る限り特定の者に偏ってはいない。</p> | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22(見込み) | 件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 | | | | | | | |
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22(見込み) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="568 891 1305 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>28</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>算出根拠：別添参照</p> | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22(見込) | 法人住民税 | 14 | 17 | 11 | 9 | 16 | 14 | 法人事業税 | 26 | 30 | 19 | 15 | 28 | 25 |
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人住民税 | 14 | 17 | 11 | 9 | 16 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 26 | 30 | 19 | 15 | 28 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成元～21年度) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から21年度までで1016件となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は30件程度(うち約半数が特例措置を利用)で推移している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果を上げてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置が廃止された場合、輸入自由化により影響を受けている特定農産加工業者の経営が悪化し、ひいては地域農業や地域経済へ与える影響も大きい。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成元～21年度) 本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献している。</p> <p>また、今後、国際情勢の変化により、特定農産加工業を取り巻く</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | 情勢は一層厳しい局面を向かえることが想定されるため、本特例措置により、事業者の経営基盤を維持していくことは重要である。 |
| 9 | 相当性 | <p>① 租 税 特 別 措 置 等 に よ る べ き 妥 当 性 等</p> <p>法に基づく認定件数は平成元年度から21年度まで累計で1016件、毎年度、30件程度が新たに認定され、その約半数が特例措置を利用している状況下であり、今後も同様の傾向が見込まれることから、事業者からは本特例措置の継続が求められている。</p> <p>輸入品との競合の中で特定農産加工業者の経営改善を図るためには、製造コストの削減、高付加価値商品の製造に必要な設備を導入することにより、生産の合理化・効率化を推進し、競争力の向上を図ることが必要であり、本特例措置は特定農産加工業者の設備投資を円滑に進める上での大きなインセンティブになっている。</p> <p>同事業者は、これまでの累次の国境措置の変更の結果、競合する輸入品が増加する一方、国内生産量が減少する等、大きな影響を受けており、引き続き、その経営改善のための支援措置である本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>また、同事業者は、国民への食料の安定供給や地域経済の安定に重要な役割を果たしている。一方、同事業者には中小企業が多く、収益性も低い中、貿易の自由化等により、企業を取り巻く環境も厳しい状況である。このため、融資だけでなく、本租税特例措置の両者を組み合わせて事業者への支援を行っていく必要がある。</p> |
| | | <p>② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担</p> <p>【地方税】 事業所税の課税標準の特例</p> <p>【融 資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）</p> <p>政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して、低利融資による新たな事業展開の円滑な実施に必要な資金の供給を目的としている。</p> <p>一方、地方税については、課税団体（一定規模以上の人口の都市等）に係る事業所税の課税部分を1/4控除するものである。</p> <p>以上のように、それぞれ役割を異にするものである。</p> |
| | | <p>③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性</p> <p>地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | （8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会） 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額積算（特例による所得減収分）

【国税】

①取得分特別償却額

| | | | | |
|--------|--------|---|--------|--------------|
| 平成17年度 | 271百万円 | } | 平成22年度 | 256百万円(見込み)※ |
| 平成18年度 | 316百万円 | | | |
| 平成19年度 | 202百万円 | | | |
| 平成20年度 | 156百万円 | | | |
| 平成21年度 | 294百万円 | | | |

②取得分税額控除

| | | | | |
|--------|--------|---|--------|--------------|
| 平成17年度 | 0.2百万円 | } | 平成22年度 | 2.1百万円(見込み)※ |
| 平成18年度 | 0百万円 | | | |
| 平成19年度 | 2.1百万円 | | | |
| 平成20年度 | 4.0百万円 | | | |
| 平成21年度 | 4.0百万円 | | | |

③リース分税額控除

| | | | | |
|--------|--------|---|--------|--------------|
| 平成17年度 | 0.7百万円 | } | 平成22年度 | 0.2百万円(見込み)※ |
| 平成18年度 | 1.9百万円 | | | |
| 平成19年度 | 0百万円 | | | |
| 平成20年度 | 0百万円 | | | |
| 平成21年度 | 0百万円 | | | |

※平成17年度から21年度適用実績（5年中、最大・最小を除いた3年平均）

【地方税】

○法人住民税

百万円

| | | |
|-------------|-----------------------------------|------|
| 平成17年度（実績） | { 271 × 30% + 0.2 + 0.7 } × 17.3% | = 14 |
| 平成18年度（実績） | (316 × 30% + 1.9) × 17.3% | = 17 |
| 平成19年度（実績） | (202 × 30% + 2.1) × 17.3% | = 11 |
| 平成20年度（実績） | (156 × 30% + 4.0) × 17.3% | = 9 |
| 平成21年度（実績） | (294 × 30% + 4.0) × 17.3% | = 16 |
| 平成22年度（見込み） | { 256 × 30% + 2.1 + 0.2 } × 17.3% | = 14 |

○法人事業税

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成17年度（実績） | 271百万円 × 9.6% = 26百万円 |
| 平成18年度（実績） | 316百万円 × 9.6% = 30 |
| 平成19年度（実績） | 202百万円 × 9.6% = 19 |
| 平成20年度（実績） | 156百万円 × 9.6% = 15 |
| 平成21年度（実績） | 294百万円 × 9.6% = 28 |

平成22年度（見込み）

256百万円×9.6%=25

2. 適用実績及び見込み

| 区分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) | 24年度 (見込み) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 244 | 223 | 186 | 160 | 149 | 153 | 153 | 153 |
| 適用件数 | 16 | 15 | 13 | 13 | 19 | 15 | 15 | 15 |
| 減税見込額 (百万円) | 14 26 | 17 30 | 11 19 | 9 15 | 16 28 | 14 25 | 14 25 | 14 25 |

減税見込額の上段は法人住民税、下段は法人事業税のもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 集積区域における集積産業用資産の特別償却 |
| 2 | 要望の内容 | 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下、企業立地促進法）に基づき基本計画を作成した地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行うため、同法に基づく企業立地計画の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を行った場合、新たに取得した建物等及び機械等に対して認める特別償却（償却率：建物8%、機械15%）の2年延長。 |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 木材産業課 総合食料局 食品産業企画課 生産局 畜産部 畜産振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成19年 創設 平成20年 対象の追加（農林水産関連業種） 農林水産関係業種の投資要件規模を低位に設定 平成21年 対象の追加（窯業・土木製品製造業） 既存業種の2年延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年） |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業立地促進法は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>企業立地促進法に係る施策は、国内の立地環境の改善・向上のため、地域の産業集積の魅力向上に向けた計画的な取組みを総合的に支援するものである。その中で本税制特例は、事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与することで、施策推進に係るインセンティブを付与し、事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自律的発展の基盤強化を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月法律第40号） 「第1条目的」において、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> |

| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 ・食料の安定供給の確保 《政策分野》 <ul style="list-style-type: none"> ・林産物の供給及び利用の確保 ・食品産業の持続的な発展 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|----------------|---|---|--------|--------|--------|----|------|-------|---------|-------|---------|------|----------|----------|----------|-----------|
| | | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「基本計画」で定められた集積区域内において、事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化を目標とする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 税制適用に伴う企業立地によって促進された、対象設備投資金額。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 農林水産関連業種 平成 20 年度（実績） 3 件 平成 21 年度（実績） 19 件 平成 22 年度（見込） 30 件 平成 23 年度（見込） 40 件 平成 24 年度（見込） 40 件 算定根拠は別添参照 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | 農林水産関連業種 平成 20 年度（実績） 21 百万円 平成 21 年度（実績） 632 百万円 平成 22 年度（見込） 1,494 百万円 平成 23 年度（見込） 1,624 百万円 平成 24 年度（見込） 1,624 百万円 算定根拠は別添参照 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H20～H21） 農林水産業種における企業立地により、対象設備投資が 18,713 百万円及び新規雇用が促進されたことにより、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、国民経済の発展に資した。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H20～H21） 企業立地促進法の施行（平成 19 年 6 月）後平成 22 年 4 月までに、各自治体では産業集積の形成及び活性化に向けた目標や取組内容等を定めた 177 件の基本計画と 787 件の企業立地計画が策定され、それに伴った実績は下表のとおり。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <平成 19・20 年度同意基本計画> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 実績</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地件数</td> <td>512 件</td> <td>1,245 件</td> <td>963 件</td> <td>2,720 件</td> </tr> <tr> <td>雇用人数</td> <td>16,724 人</td> <td>49,303 人</td> <td>40,492 人</td> <td>106,519 人</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | H19 実績 | H20 実績 | H21 実績 | 合計 | 立地件数 | 512 件 | 1,245 件 | 963 件 | 2,720 件 | 雇用人数 | 16,724 人 | 49,303 人 | 40,492 人 | 106,519 人 |
| 年度 | H19 実績 | H20 実績 | H21 実績 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 立地件数 | 512 件 | 1,245 件 | 963 件 | 2,720 件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 雇用人数 | 16,724 人 | 49,303 人 | 40,492 人 | 106,519 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | * H22/8 進捗確認調査：基本計画 158 地域（未集計 1 地域を除く） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <税制適用実績>（単位：件、百万円） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H19 実績</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 適用年度 | H19 実績 | H20 実績 | H21 実績 | 累計 | | | | | | | | | | |
| 適用年度 | H19 実績 | H20 実績 | H21 実績 | 累計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|------|---|--------|---------|---------|
| 適用件数 | — | 29 | 56 | 85 |
| 投資額 | — | 47,443 | 143,256 | 190,699 |
| 減収額 | — | 1,690 | 5,375 | 7,065 |

※出典：企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）

このうち、農林水産関連業種における税制措置適用に伴う企業立地により、対象設備投資が18,713百万円及び新規雇用が促進されたことで、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、国民経済の発展に資した。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H20～H21）

施策推進に係るインセンティブの付与が無く事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与しないので、事業者の設備投資を促進出来ず、地域経済の自立的発展の基盤強化が遅れる。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H20～H21）

全国177基本計画のうち、本税制を適用した企業立地計画の有無により、平成21年度末までの各基本計画の目標に対する進捗率の平均を比較すると、税制適用実績のある基本計画が立地44.1%、雇用34.2%であることに対し、税制適用実績のない地域は立地32.3%、雇用31.5%と税制により企業誘致に成功した地域の方が明らかに産業の集積が促進されたといえ、本税制は直接的な設備投資のインセンティブとなったことに加え、適用件数以上の呼び水効果をもたらしていることが確認される。

さらに、平成22年度には100件の税制措置適用が見込まれること、平成22年度以降の設備稼働予定の企業立地計画が平成21年度末までに300件以上申請されていること、及び金融危機の影響を脱し企業立地計画の申請数が増加していること等から、今後とも本措置適用事業者数の増加が予測され、地域産業集積の形成と促進、及び自立的発展の基盤強化につながると期待できる。

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本措置以外に、地域の農林水産関係業種の産業集積を図る措置は無いことから、的確かつ必要最小限である。 また、近年の不安定な景気状況や、対象となる業種が景気の影響を受けやすいことから、建物等の取得にあたって早急な措置が必要になる可能性が高く、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 本措置は、地域の農林水産関係業種の産業集積を図るための唯一の支援措置であり、補助制度、融資制度との重複は無し。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本措置により農林水産関係業種の産業集積を図り、地域経済の自立的発展の基盤の強化をもって地域経済の健全な発展に資する。 |
| 10 | 有識者の見解 | | （8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会） 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

〔見込件数〕 40件（農林水産関連業種）

聞き取り調査で集計された税制措置適用実績・見込から推計。本法施行以降177件の基本計画が策定されており、今後本措置適用の拡大が見込まれる。

〔1件当たりの平均投資額〕 1,301百万円（農林水産関連業種）

平成20～22年度の実績・見込額の平均

$448 + 853 = 1,301$ 百万円

①機会等 平均投資額 448百万円（23,306百万円（実績・見込の合計）÷52件）

②建物等 平均投資額 853百万円（44,371百万円（実績・見込の合計）÷52件）

〔減税見込額〕 1,624百万円

平成23年度の見込件数から試算

$806 + 818 = 1,624$ 百万円

①機械等 448百万円×特償率15%×法人税率30%×40件≒806百万円

②建物等 853百万円×特償率8%×法人税率30%×40件≒818百万円

※実績からの算定であるため、黒字率は加味しない。

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

経済産業省の都道府県に対する聞き取り調査による集計値を基に推計。

2. 適用実績及び適用見込み（農林水産関連業種）

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | | | | 224,206 | 224,206 | 224,206 | 224,206 |
| 適用件数 | | | | 3 | 19 | 30 | 40 |
| 減税見込額 | | | | 21 | 632 | 1,494 | 1,624 |

注)・平成20年度から22年度の適用実績及び適用見込みは、経済産業省の都道府県への聞き取り調査に基づく集計値である。

・適用対象者数の製造業は平成20年工業統計表、卸売業は平成19年商業統計表の数値。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 |
| 2 | 要望の内容 | 米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人又は法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる制度の2年延長 |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局食糧部計画課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 創設年度 平成21年度 経緯 食料供給に関する国民の不安の増大といった状況に対応し、水田を利活用し、食料供給力を強化する観点から、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の制定により新規需要米の生産を本格化させるための諸施策を進めることとされたことを踏まえ、新用途米穀加工品等製造設備の取得等に対し、特別償却制度を創設することとされた。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日から平成25年3月31日（2年延長） |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。 ----- 《政策目的の根拠》 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号） 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保（食料） 《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度の生産数量目標である米粉用米50万トン、飼料用米70万トンに向けた生産を毎年拡大 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 米粉用米、飼料用米の生産数量 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 米粉用米など米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、国産農畜産物の利用拡大等を通じ、農業と国民の結び付きを強 |

| | | | 化する。 | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21 年度実績</th> <th>22 年度見込</th> <th>23 年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>19 件</td> <td>25 件</td> <td>25 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、適用見込みの者についてみると、東北から九州まで広範囲に及んでおり、また既存の米加工業のみならず、新規参入も見られるなど、想定外に特定の者に偏っていることはない。</p> | | 21 年度実績 | 22 年度見込 | 23 年度見込 | 適用件数 | 19 件 | 25 件 | 25 件 |
| | | | 21 年度実績 | 22 年度見込 | 23 年度見込 | | | | | | |
| | | 適用件数 | 19 件 | 25 件 | 25 件 | | | | | | |
| ② 減収額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21 年度実績</th> <th>22 年度見込</th> <th>23 年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>76 百万円</td> <td>127 百万円</td> <td>155 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠は別添参照</p> | | 21 年度実績 | 22 年度見込 | 23 年度見込 | 減収額 | 76 百万円 | 127 百万円 | 155 百万円 | | |
| | 21 年度実績 | 22 年度見込 | 23 年度見込 | | | | | | | | |
| 減収額 | 76 百万円 | 127 百万円 | 155 百万円 | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年度）</p> <p>本特例措置は、平成 21 年度に創設されたばかりであり、目標は達成されていない。米粉用米など米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、国産農畜産物の利用拡大等を通じ、農業と国民の結び付きを強化する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年度～平成 21 年度）</p> <p>米粉用米の作付面積（実需者と契約等を締結し作付された面積）は、平成 20 年度の 108ha、566 トンから平成 21 年度の 2,401ha、13,071 トンに増加</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年度）</p> <p>米粉用米、飼料用米の生産の状況を見ると、米粉製粉施設等の整備を行い、併せて生産を拡大しているところが多く、施設の導入が生産の増加を押し上げているものと認識。従って、設備投資を促進させる役割を果たしている税制を延長しない場合は、米粉用米生産・需要の拡大に支障が生じる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年度）</p> <p>平成 21 年度の米粉用米の売上は、約 1 万 3 千トンで約 10 億 5 千万円と見込まれるところ。</p> <p>また、平成 21 年度認定生産製造連携事業計画における各事業者の米粉用、飼料用米関連の設備投資額は、約 60 億円（そのうち税制特例対象設備投資額は約 14 億円）に達している。</p> | | | | | | | | | | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>米粉・飼料用米等の新規需要米の市場は、現在もなお新たな市場であることから、先行企業として事業を開始する場合、原材料の調達や設備投資に係るコストが割高となるとともに、範とすべきモデルが存在しないため、相当のリスクを負うこととなる。また、原料となる米の調達価格は、競合する原料である輸入小麦・輸入とうもろこしに比べて現状では割高である一方で、輸入小麦・輸入とうもろこしを用いた製品と同等の価格水準を求められることから、当初は利益率が非常に小さいものと見込まれる。</p> <p>このような状況を踏まえれば、引き続き参入を促進するため、先行企業</p> | | | | | | | | |

| | | |
|----|----------------------|--|
| | | <p>の不利な条件を緩和するための税制上の支援措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、交付金による支援は、地方公共団体の計画にも関連づけられた地域のモデル性の高い取組を対象としているため、これが制約となるが、税制による支援はそのような制約を課さずに新用途米穀加工品等製造設備の取得の負担軽減を行うことが可能であるため、設備投資を通じた取組拡大を図る上で、適切な措置である。</p> |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算措置：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 H22 予算 24,591 百万円の内数</p> <p>制度金融：食品安定供給施設整備資金 H22 予算 5,400 百万円の内数</p> <p>○予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 <p>原料用米の生産者すべてを対象に収益格差の是正を行うとともに、生産・流通・加工・販売の一連の工程について必要な機械・施設の整備等を支援するもの。</p> <p>これは、水田の有効活用を通じた農村地域の活性化に向けたモデルを育成するため、生産・製造の拡大、低コスト安定供給の取組の普及に当たっての目標となり、地方公共団体が地域の活性化に資するものとして農山漁村活性化計画に位置づけたモデル性の高い取組を行うものに絞って対象とするものであり、新用途米穀加工品等製造設備の取得一般を対象として取組全体の拡大を図る税制措置とは目的が異なる。</p> <p>○制度金融</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による一連の工程について必要となる機械・施設及びこれに付帯する立ち上がりの経費に係る低利融資（食品安定供給施設整備資金） <p>自己資金だけでは設備投資資金の確保が難しい事業者に対して、設備投資のための資金の融通を図ることを目的とするもの。</p> <p>設備投資時の税負担を軽減することにより、その時点でのキャッシュフローの改善を狙いとする本税制措置とはその役割を異にするものである。</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額等の積算

| | 投資額計 (平成21年度) | 特別償却率 | 法人税率 | |
|----------|------------------|-------|-------|-------------|
| 平成21年度 : | 1,370 | × 30% | × 18% | |
| | + 23 | × 30% | × 30% | = 76 (百万円) |
| 平成22年度 : | 2,280 | × 30% | × 18% | |
| | + 46 | × 30% | × 30% | = 127 (百万円) |
| 平成23年度 : | 2,280 | × 30% | × 22% | |
| | + 46 | × 30% | × 30% | = 155 (百万円) |

総合食料局計画課調べ

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

平成21年度の活用状況を基に試算

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | — | — | — | — | 23 | 26 | 26 |
| 適用件数 | — | — | — | — | 19 | 25 | 25 |
| 減税見込額 | — | — | — | — | 76 | 127 | 155 |

注) 1 : 対象者数は、21年度は23事業者。

2 : 適用件数は、21年度は19件。

3 : 22年度及び23年度見込みは、21年度の活用状況を踏まえて試算。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定地域における工業用機械等の特別償却（半島振興対策実施地域） |
| 2 | 要望の内容 | <p>半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長すること。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 拡充：・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する。</p> <p>（情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター）</p> <p>・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 （現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ）</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>（製造業）昭和61年度：創設 昭和63年度,平成 2, 4 年度：適用期間の 2 年延長 平成 6 年度：適用期間の 1 年延長 平成 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21年度：適用期間の 2 年延長</p> <p>（旅館業）平成17年度：創設 平成 19, 21 年度：適用期間の 2 年延長</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2 年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、交通・生活基盤の整備と併せて、地域における産業を振興することにより、地域の活性化を図るとともに、交流人口の増加等を通じて、半島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○半島振興法第 13 条の 2（農林水産業の振興） 第 15 条の 2（地域間交流の促進） 第 16 条（税制措置）</p> <p>○国土形成計画（観光振興、都市や他の半島地域との交流の促進）</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> |
| | ② | 政策体系における政策目的の位置付け |

| | | | |
|---|------|----------------|--|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 年平均人口減少率を1.0%以内に抑制（平成32年度） （基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業、旅館業等の特別償却制度を措置することにより、半島地域内における企業や旅館等の立地を促進し、地域間交流の増大及び産業振興を通じ、半島地域の活性化に寄与するとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>平成19年度：適用57件 平成20年度：適用69件 平成21年度：適用53件 平成22年度：適用64件 平成23年度：適用72件 平成24年度：適用69件 （関係道府県からの聞き取り調査。平成22年度～平成24年度の数字については見込みである。）</p> |
| | | ② 減収額 | <p>平成19年度： 652百万円 平成20年度： 760百万円 平成21年度： 1,065百万円 平成22年度： 760百万円 平成23年度： 805百万円 平成24年度： 825百万円 （関係道府県からの聞き取り調査。平成22年度～平成24年度の数字については見込みである。）</p> <p>【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17年度～H24年度） 本税制措置については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。</p> <p>ただし、地域経済状況は、半島地域の住民1人当たり課税対象所得の直近値（平成20年）は109万円（全国平均の72.2%）、半島地域の市町村の財政力指数の直近値（平成20年度）は0.40（全国平均の76.9%）となっており、依然大きな格差があることから、その是正に努めていく必要がある。</p> <p>また、引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、交流人口の増加等を通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H17年度～H24年度）

半島地域の交流人口は、制度創設時の数値（昭和60年113,690千人）から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値（平成20年）は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。

工場等の新規立地件数は、平成17年（86件）から平成20年（93件）まで80～90件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値（平成21年度）は47件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は21.4%（平成19年度）から44.7%（平成21年度）に向上しており、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もある。現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度であり、これにより半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。

前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。

本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記7の③に記載した達成目標に変更することとした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H17年度～H24年度）

当該特例が措置されない場合、その地理的条件不利性により、半島地域内での新規立地が他地域に比べ抑制されることとなり、半島地域全体の産業振興が停滞し、その自立的発展に支障を生じる恐れがある。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H17年度～H24年度）

当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場製品の加工等による高付加価値化や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。

また、引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、交流人口の増加等を通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置として、的確かつ効果的な手段である。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、半島振興対策実施地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考えます。</p> <p>また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせることで、より効果的になると考えます。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

適用見込件数計算根拠

○ 製造業

| | |
|----------|------|
| (平成23年度) | 63 件 |
| (平成24年度) | 60 件 |

(積算根拠)

○ 延長分に係る適用見込み件数

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は下記とおり。

平成22年度の適用見込みについては、平成17～21年度の5ヶ年平均で算出。平成23年度の適用見込みについては、平成18～22年度の5ヶ年平均で、平成24年度の適用見込みについては、平成19～23年度の5ヶ年平均で算出している。

平成22年度適用見込み

$$317 \text{ 件 (平成17～21年度の実績)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 63 \text{ 件}$$

平成23年度適用見込み

$$314 \text{ 件 (平成18～22年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 63 \text{ 件}$$

平成24年度適用見込み

$$302 \text{ 件 (平成19～23年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 60 \text{ 件}$$

適用実績

(単位：件)

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 66 | 75 | 56 | 68 | 52 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

適用見込件数計算根拠

○ 旅館業

| | |
|----------|-----|
| (平成23年度) | 1 件 |
| (平成24年度) | 1 件 |

(積算根拠)

○ 延長分に係る適用見込み件数

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は下記とおり。

平成22年度の適用見込みについては、平成17～21年度の5ヶ年平均で算出。平成23年度の適用見込みについては、平成18～22年度の5ヶ年平均で、平成24年度の適用見込みについては、平成19～23年度の5ヶ年平均で算出している。

平成22年度適用見込み

$$5 \text{ 件 (平成17～21年度の実績)} \div 5 \text{ ヶ年} = 1 \text{ 件}$$

平成23年度適用見込み

$$5 \text{ 件 (平成18～22年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} = 1 \text{ 件}$$

平成24年度適用見込み

$$5 \text{ 件 (平成19～23年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} = 1 \text{ 件}$$

適用実績

(単位：件)

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

適用見込件数計算根拠

○ 旅館業

| | |
|----------|-----|
| (平成23年度) | 3 件 |
| (平成24年度) | 3 件 |

(積算根拠)

○ 拡充分に係る適用見込み件数

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は下記とおり。

平成22年度の適用見込みについては、平成17～21年度の5ヶ年平均で算出。平成23年度の適用見込みについては、平成18～22年度の5ヶ年平均で、平成24年度の適用見込みについては、平成19～23年度の5ヶ年平均で算出している。

平成22年度適用見込み

$$13 \text{ 件 (平成17～21年度の実績)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 3 \text{ 件}$$

平成23年度適用見込み

$$13 \text{ 件 (平成18～22年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 3 \text{ 件}$$

平成24年度適用見込み

$$14 \text{ 件 (平成19～23年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} \quad \doteq \quad 3 \text{ 件}$$

適用実績

(単位：件)

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

適用見込件数計算根拠

○ 農林水産物等販売業

| | |
|----------|-----|
| (平成23年度) | 3 件 |
| (平成24年度) | 3 件 |

(積算根拠)

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は下記とおり。

平成22年度の適用見込みについては、平成17～21年度の5ヶ年平均で算出。平成23年度の適用見込みについては、平成18～22年度の5ヶ年平均で、平成24年度の適用見込みについては、平成19～23年度の5ヶ年平均で算出している。

平成22年度適用見込み

$$15 \text{ 件 (平成17～21年度の実績)} \div 5 \text{ ヶ年} = 3 \text{ 件}$$

平成23年度適用見込み

$$15 \text{ 件 (平成18～22年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} = 3 \text{ 件}$$

平成24年度適用見込み

$$15 \text{ 件 (平成19～23年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} = 3 \text{ 件}$$

適用実績

(単位：件)

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

適用見込件数計算根拠

○ 情報サービス業等

| | |
|----------|-----|
| (平成23年度) | 2 件 |
| (平成24年度) | 2 件 |

(積算根拠)

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は下記とおり。

平成22年度の適用見込みについては、平成17～21年度の5ヶ年平均で算出。平成23年度の適用見込みについては、平成18～22年度の5ヶ年平均で、平成24年度の適用見込みについては、平成19～23年度の5ヶ年平均で算出している。

平成22年度適用見込み

$$10 \text{ 件 (平成17～21年度の実績)} \div 5 \text{ ヶ年} = 2 \text{ 件}$$

平成23年度適用見込み

$$12 \text{ 件 (平成18～22年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} \div 2 \text{ 件}$$

平成24年度適用見込み

$$10 \text{ 件 (平成19～23年度の実績等)} \div 5 \text{ ヶ年} = 2 \text{ 件}$$

適用実績

(単位：件)

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 0 | 4 | 3 | 0 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

減収見込額計算根拠

○ 法人税（製造業）

| | |
|-------|-----------|
| （平年度） | 346.8 百万円 |
|-------|-----------|

（積算根拠）

○ 延長分に係る減収見込額

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用実績は次のとおり。

| | |
|-----------------|------------------|
| 適用企業数（年平均） | 63 件 |
| 特別償却対象取得価額（年平均） | 25,598 百万円 |
| うち 機械・装置 | 19,702 百万円・・・（a） |
| 建物・付属設備 | 5,695 百万円・・・（b） |

減収見込額は

$$(a) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{295.5 \text{ 百万円}} \dots A$$

$$(b) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{51.3 \text{ 百万円}} \dots B$$

$$A + B = \underline{346.8 \text{ 百万円}}$$

（注）減収見込額は、

法人（法人税）と個人（所得税）の割合を1：1と仮定
 特別償却率 10／100（機械・装置）
 特別償却率 6／100（建物・付属設備）
 法人税率 0.300

で算出した推計値である。

適用実績

（単位：件）

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 66 | 75 | 56 | 68 | 52 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

減収見込額計算根拠

○ 法人税（旅館業）

| | |
|-------|----------|
| （平年度） | 1. 8 百万円 |
|-------|----------|

（積算根拠）

○ 延長分に係る減収見込額

平成17～21年度における半島振興対策実施地域における適用見込みは次のとおり。

| | |
|-----------------|---------------|
| 適用企業数（年平均） | 1 件 |
| 特別償却対象取得価額（年平均） | 201 百万円・・・（a） |

減収見込額は

$$(a) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{1. 8 \text{ 百万円}}$$

（注）減収見込額は、

法人（法人税）と個人（所得税）の割合を1：1と仮定
 特別償却率 6／100（建物・付属設備）
 法人税率 0. 300

で算出した推計値である。

適用実績

（単位：件）

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

減収見込額計算根拠

○ 法人税（旅館業）

| | |
|-------|----------|
| （平年度） | 1. 5 百万円 |
|-------|----------|

（積算根拠）

○ 拡充分に係る減収見込額

旅館業の要件撤廃に係る半島振興対策実施地域における適用見込みは次のとおり。

| | |
|-----------------|---------------|
| 適用企業数（年平均） | 3 件 |
| 特別償却対象取得価額（年平均） | 169 百万円・・・（a） |

減収見込額は

$$(a) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{1. 5 \text{ 百万円}}$$

（注）減収見込額は、

法人（法人税）と個人（所得税）の割合を 1 : 1 と仮定
 特別償却率 6 / 100（建物・付属設備）
 法人税率 0. 300

で算出した推計値である。

適用実績

（単位：件）

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

減収見込額計算根拠

○ 法人税（農林水産物等販売業）

| | |
|-------|----------|
| （平年度） | 8. 1 百万円 |
|-------|----------|

（積算根拠）

農林水産物等販売業に係る半島振興対策実施地域における適用見込みは次のとおり。

| | |
|-----------------|---------------|
| 適用企業数（年平均） | 3 件 |
| 特別償却対象取得価額（年平均） | 804 百万円 |
| うち 機械・装置 | 140 百万円・・・（a） |
| 建物・付属設備 | 664 百万円・・・（b） |

減収見込額は

$$(a) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{2. 1 \text{ 百万円}} \dots A$$

$$(b) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{6. 0 \text{ 百万円}} \dots B$$

$$A + B = \underline{8. 1 \text{ 百万円}}$$

（注）減収見込額は、

法人（法人税）と個人（所得税）の割合を1：1と仮定

特別償却率 10／100（機械・装置）

特別償却率 6／100（建物・付属設備）

法人税率 0. 300

で算出した推計値である。

適用実績

（単位：件）

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

減収見込額計算根拠

○ 法人税（情報サービス業等）

| | |
|-------|---------|
| （平年度） | 3.9 百万円 |
|-------|---------|

（積算根拠）

情報サービス業等に係る半島振興対策実施地域における適用見込みは次のとおり。

| | |
|-----------------|---------------|
| 適用企業数（年平均） | 2 件 |
| 特別償却対象取得価額（年平均） | 300 百万円 |
| うち 機械・装置 | 200 百万円・・・（a） |
| 建物・付属設備 | 100 百万円・・・（b） |

減収見込額は

$$(a) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{3.0 \text{ 百万円}} \dots A$$

$$(b) / 2 \times (\text{特別償却率}) \times (\text{法人税率}) = \underline{0.9 \text{ 百万円}} \dots B$$

$$A + B = \underline{3.9 \text{ 百万円}}$$

（注）減収見込額は、

法人（法人税）と個人（所得税）の割合を 1 : 1 と仮定

特別償却率 10 / 100（機械・装置）

特別償却率 6 / 100（建物・付属設備）

法人税率 0.300

で算出した推計値である。

適用実績

（単位：件）

| | 17年度 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|------|----|----|----|----|
| 適用実績 | 0 | 4 | 3 | 0 | 3 |
| 新規企業立地数 | 86 | 82 | 98 | 87 | 47 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定地域における工業用機械等の特別償却（過疎地域） |
| 2 | 要望の内容 | <p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2年間延長すること。</p> <p>延長：2年間</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100)</p> <p style="padding-left: 100px;">建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額：2,000万円超</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加（直近10年）</p> <p>平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成17年度：適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度：適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度：適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般6年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条 「過疎地域内において製造の事業、（中略）租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定） 「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。」</p> <p>○「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定） 「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」</p> |

| | | | <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|---------------------|--|----------|-------|----------|----------|----------|-------|---------------|-------|---------------|----------|------|-------|---------------|------|-------|---------------|------|-------|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を 1.0%以内に抑制（平成 32 年度）</p> <p>（基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>若者定住促進を中心とした U J I ターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>79 件</td> <td>758 件</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>64 件</td> <td>821 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>44 件</td> <td>360 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度（見込み）</td> <td>62 件</td> <td>646 件</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度（見込み）</td> <td>57 件</td> <td>609 件</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用者数 | 件数 | 平成 19 年度 | 79 件 | 758 件 | 平成 20 年度 | 64 件 | 821 件 | 平成 21 年度 | 44 件 | 360 件 | 平成 22 年度（見込み） | 62 件 | 646 件 | 平成 23 年度（見込み） | 57 件 | 609 件 |
| | 適用者数 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 79 件 | 758 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 64 件 | 821 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 | 44 件 | 360 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度（見込み） | 62 件 | 646 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度（見込み） | 57 件 | 609 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>15 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>5 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度（見込み）</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度（見込み）</td> <td>11 億円</td> </tr> </tbody> </table> | 平成 19 年度 | 11 億円 | 平成 20 年度 | 15 億円 | 平成 21 年度 | 5 億円 | 平成 22 年度（見込み） | 11 億円 | 平成 23 年度（見込み） | 11 億円 | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 11 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 15 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 21 年度 | 5 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度（見込み） | 11 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 23 年度（見込み） | 11 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H19～H21)

本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。

引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。

これまでの実績では、雇用増加人員では、平成19年度2,454人、平成20年度2,367人、平成21年度1,340人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。

また、本特例措置により、平成24年度までの雇用増加人員は6,161人と見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H19～H21)

本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。

しかし、過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き当該措置の延長が必要である。

前回の目標(中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持))の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円(推計値)となっている。

本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記7の③に記載した達成目標に変更することとした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H19～H21)

本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成19年度11億円、平成20年度15億円、平成21年度5億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に大きな影響があるものと考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H19～H21)

引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、過疎地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>地域の活力の低下がみられる過疎地域内に引き続き企業を誘致し、就業機会を拡大することといった、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化につながるものである。</p> <p>また、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとなる。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考えます。</p> <p>また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減収見込額積算根拠

| | |
|-----------|----------|
| (22年度見込み) | 1,097百万円 |
|-----------|----------|

(計算根拠)

平成19年度：758件（実績）

$$3,965,111 \text{ 千円} \times 0.300 = 1,189,533 \text{ 千円}$$

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成20年度：821件（実績）

$$5,135,568 \text{ 千円} \times 0.300 = 1,540,670 \text{ 千円}$$

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

$$1,869,658 \text{ 千円} \times 0.300 = 560,897 \text{ 千円}$$

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1,939 件

3,291,100千円

(平成19年度～21年度平均)

646 件

1,097,033千円

減収見込額積算根拠

| | |
|-----------|----------|
| (23年度見込み) | 1,066百万円 |
|-----------|----------|

(計算根拠)

平成20年度：821件（実績）

5,135,568千円 × 0.300 = 1,540,670千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

1,869,658千円 × 0.300 = 560,897千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成22年度：646件（見込み）

3,656,779千円 × 0.300 = 1,097,033千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1,827 件

3,198,600千円

(平成20年度～22年度平均)

609 件

1,066,200千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定地域における工業用機械等の特別償却（離島振興対策実施地域） |
| 2 | 要望の内容 | <p>離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長すること。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100</p> <p>拡充：・対象業種に情報サービス業等を追加 (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター)</p> <p>・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○）</p> <p>平成 7 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2 年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島の振興は、離島振興法において、基礎条件の改善や産業振興等がその目的とされている他、海洋基本法においても、離島の保全が位置づけられ、海洋基本計画においては「地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。」と規定されている。一方で、離島は、定住人口の減少や高齢化の進行が著しく、離島の基幹産業である公共事業、農林水産業は低迷し、産業再生や雇用の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図ることを政策目的とし、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> |

| | | |
|---------------|----------------------------|---|
| | | <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法（昭和 28 年法第 72 号）第 19 条 「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> |
| | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> |
| | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 年平均人口減少率を 1.0%以内に抑制（平成 32 年度） （基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。 特別償却の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑えることに寄与するとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p> |
| <p>8 有効性等</p> | <p>① 適用数等</p> | <p>当該措置は、離島振興に必要な、離島地域全体の製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>離島地域は、そもそも海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下であることに加え、一昨年来の原油価格高騰の影響を直接的に大きく受け、特に新たな投資をする者は少ない状況である。以上の状況下にあつて、もともと離島地域は事業者自体が少なく企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、僅少なながらも着実な実績がある。</p> <p>さらに、H23 要望においては、人件費、土地等の費用が比較的安価である離島において今後も伸びが期待できる情報サービス業等を対象業種として新たに拡充要望することとしており、今後さらなる実績が見込めるのではないかと考えられる。</p> |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | | <p style="text-align: center;">適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H 1 9 1 件 ・ H 2 0 1 件 ・ H 2 1 2 件 ・ H 2 2 5 件 ・ H 2 3 5 件 ・ H 2 4 5 件 <p>※ H 1 9～H 2 1は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果、H 2 2～H 2 4は過去の適用実績を関係都道府県より聞き取った結果からの推計値である。</p> |
| | <p>② 減収額</p> | <p style="text-align: center;">減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H 1 9 1 百万円 ・ H 2 0 4 百万円 ・ H 2 1 1 9 百万円 ・ H 2 2 1 8 百万円 ・ H 2 3 1 5 百万円 ・ H 2 4 1 6 百万円 <p>※ H 1 9～H 2 1は、関係都道府県から過去の設備投資額の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H 2 2～H 2 4は、関係都道府県から、今般の延長及び拡充内容に該当するであろう過去の設備投資額を聞き取り、以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p> |
| | <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H16～H24）</p> <p>離島地域は、海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域と比較して条件が不利な中でも、これまで民間投資等による各種産業の再生や雇用の創出が行われている他、離島の特性を活かした取組により、都市との交流が盛んに行われている（交流人口の増加）。また、離島における地方公共団体の財政力も回復の兆しを見せている（財政力指数の増加）。</p> <p>しかしながら、離島地域は、高齢者の割合が増加していることに加え、経済の長引く低迷や近年の燃油高騰などにより、産業をとりまく状況が依然厳しく、停滞している状況にある（高齢者比率の増加、一人当たり平均課税所得の減少）。</p> <p>以上のように、全体としては、離島の産業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあることから、離島振興法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き離島地域の活性化や地域の特性を生かした産業の育成を図る必要がある。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流人口（観光客数） 10,274 千人(H16) → 10,429 千人(H18) ・ 財政力指数※ 0.20(H16) → 0.25(H20) ・ 高齢者比率 29.4%(H12) → 32.8%(H17) ・ 一人当たり平均課税所得※ 3,001 千円(H16)→2,715 千円(H19) (伸び率 全国 0.98 離島 0.94) <p>※ すべての地域が離島である市町村について算出</p> |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H16～H24)

これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口を H19 時点で 430 千人に抑制するとしていたところ、結果として 436 千人に抑制できた。以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。

こうした状況から、当該措置等により、今後も、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、人口減少の悪化の抑制に寄与するものと考えられる。

離島振興対策実施地域の総人口※

H16 実績値：452 千人 → H19 実績値：436 千人

(H19 目標値：430 千人)

※ () は、H23 目標値と同様の考え方で推定した場合の値

(注) 上記目標値は、国土交通省で設定したもの。

前回の目標(中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(各年度 485 万円を維持))の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円(推計値)となっている。

本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記 7 の③に記載した達成目標に変更することとした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H16～H24)

当該措置が拡充・延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。

当該措置がなされていなかった平成元年～平成 5 年の平均人口減少率が平成 16 年度以降続いたと仮定した場合、人口は目標値を相当下回ると想定される。

・ H16 実績値：452 千人 → H24 想定値 378 千人

(H24 目標値：395 千人)

※ () は、H23 目標値と同様の考え方で推定した場合の値

(注) 上記目標値は、国土交通省で設定したもの。

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H16～H24）</p> <p>特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、初期投資初年度の税金が優遇されることにより安心して設備投資ができた、雇用創出が図られたなどのメリットがあったと聞いており、継続して適用している企業も存在することから、ニーズは高く有効な特例措置であると考えられる。</p> <p>また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。</p> <p>よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下の離島において、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を喚起することが必要であることから、これを実現する施策として、当該税制措置が妥当なものである。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、離島振興対策実施地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考ええる。</p> <p>また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

適用見込件数計算根拠

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

| | |
|------------|-----|
| (平成 23 年度) | 5 件 |
| (平成 24 年度) | 5 件 |

(計算根拠)

平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間の離島地域における、延長分に係る製造業、旅館業、農林水産物等販売施設の適用実績数（関係県に照会）、拡充分に係る情報サービス業等の立地件数（関係県に照会）は下表のとおりである。また、拡充分に係る旅館業は、平成 23 年度以降年間 1 件（関係県への照会）を見込めると想定する。

平成 23 年度の適用見込みは平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間の平均、平成 24 年度の適用見込みは平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間の平均で算出する。

平成 22 年度適用見込み

$$17 \text{ 件 (平成 17 年} \sim \text{平成 21 年度の実績合計)} \div 5 \text{ 年} + 1 \text{ 件} = 5 \text{ 件}$$

平成 23 年度適用見込み

$$18 \text{ 件 (平成 18 年} \sim \text{平成 22 年度の実績合計)} \div 5 \text{ 年} + 1 \text{ 件} = 5 \text{ 件}$$

平成 24 年度適用見込み

$$19 \text{ 件 (平成 19 年} \sim \text{平成 23 年度の実績合計)} \div 5 \text{ 年} + 1 \text{ 件} = 5 \text{ 件}$$

実績（製造業・旅館業・農林水産物等販売業）

(単位：件)

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3 | 2 | 1 | 1 | 2 |

実績（情報サービス業等）

(単位：件)

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0 | 1 | 1 | 4 | 2 |

減税見込額計算根拠

拡充分（法人税 「情報サービス業等」の追加）

| | | |
|-------|-----|-----|
| （平年度） | 2.4 | 百万円 |
|-------|-----|-----|

（計算根拠）

関係地方公共団体からのヒアリングや実績等をもとに以下のように試算

1 件につき、建物が取得価額 95 百万円で、機械が取得価額 20 百万円で取得され、事業の用に供されたとすると、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 95 \text{ 百万円} \times 6 / 100 = 5.7 \text{ 百万円}$$

$$\text{機械} \quad 20 \text{ 百万円} \times 10 / 100 = 2.0 \text{ 百万円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、法人税の減収見込額は

$$7.7 \text{ 百万円} \times 1 / 2 \times 30\% = 1.2 \text{ 百万円}$$

（法人税率）

離島地域全体で年間あたり 2 件とすると、年間の減収額の計は、

$$1.2 \text{ 百万円} \times 2 \text{ 件} = 2.4 \text{ 百万円}$$

減税見込額計算根拠

拡充分 (法人税 過疎に類する地区の要件の廃止)

| | | |
|-------|-----|-----|
| (平年度) | 0.4 | 百万円 |
|-------|-----|-----|

(計算根拠)

関係地方公共団体のヒアリングや実績等をもとに以下のように試算

1 件につき、建物が取得価額 4.7 百万円で取得され、事業の用に供されたとする
と、特別償却額は、

$$\text{建物} \quad 4.7 \text{ 百万円} \times 6 / 100 = 2.8 \text{ 百万円}$$

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、法人税の減収見込額は

$$2.8 \text{ 百万円} \times 1 / 2 \times 30\% = 0.4 \text{ 百万円}$$

(法人税率)

離島地域全体で年間あたり 1 件とすると、年間の減収額の計は、

$$0.4 \text{ 百万円} \times 1 \text{ 件} = 0.4 \text{ 百万円}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定地域における工業用機械等の特別償却（奄美群島） |
| 2 | 要望の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美群島における、製造業、農林水産物販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物等 6/100）について適用期間を 2 年間延長すること。 ・ 旅館業に関する地区要件（過疎に類する地区）を撤廃し、奄美群島全域に適用対象を拡大すること。 |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100）</p> <p>平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超）</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する追加）</p> <p style="text-align: center;">〃 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> <p>平成 18 年度 適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p style="text-align: center;">〃 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2 年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>・ 奄美群島における産業振興を支援し、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保を図ることにより、奄美群島の自立的発展を推進するとともに、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> |
| | ① 政策目的及びその根拠 | |

| | | |
|--------|---------------------|---|
| | | <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を1.0%以内に抑制（平成32年度）</p> <p>（基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p> |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>自治体ヒアリングによる平成17年度以降の実績値及び将来の適用見込みは以下のとおりである。</p> <p>平成17年度：3件（実績）</p> <p>平成19年度：2件（実績）</p> <p>平成22年度：1件（見込）</p> <p>平成23年度：3件（推計）</p> <p>平成24年度：3件（推計）</p> <p>なお、本特例措置は産業振興に資する事業活動を支援するため、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業を対象としており、特定の者に偏っているものではない。</p> |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | | <p>奄美群島は海で隔絶されており、交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下にある。もともと事業者自体が少なく企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用数が想定外に僅少なものではない。</p> |
| | <p>② 減収額</p> | <p>自治体ヒアリングによる過去5年の奄美群島における製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資は、年平均で2件、407百万円であり、これを所得税・法人税の適用割合を同等として試算すると、延長分に係る1年あたりの減収額は3.8百万円となる。</p> <p>また、今回拡充を要望する過疎地域に類する地区以外の旅館業に係る主な設備投資は年平均で1件、315百万円であり、これを所得税・法人税の適用割合を同等として試算すると、拡充分に係る1年あたりの減収額は2.8百万円となる。</p> <p>平成17年度：6.3百万円（実績） 平成19年度：4.5百万円（実績） 平成22年度：3.8百万円（見込） 平成23年度：6.6百万円（推計） 平成24年度：6.6百万円（推計）</p> |
| | <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17年度～H24年度）</p> <p>平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。</p> <p>一方で、奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度（H18年度）、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39（H19年度）と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>また、旅館業に関する地区要件を拡大することにより、近年スポーツ合宿や、花粉症の避粉地として注目されつつある奄美群島内の旅館業の設備投資が促進され、観光業の成長と雇用創出が推進されることが見込まれる。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H17年度～H24年度)

奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成21年度末時点の奄美群島の総人口は120,869人(対前年度比△1,170人)であった。このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成22年末推計人口は119.7千人となり、前回要望時の目標値である平成22年度末120千人以上を若干下回る見込みであるが、平成21年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、今回要望の目標値である平成24年度末総人口116千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。

(注) 上記目標値は、国土交通省で設定したもの。

前回の目標(中山間地域の一人あたり農家総所得の維持(各年度485万円を維持))の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円(推計値)となっている。

本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記7の③に記載した達成目標に変更することとした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H17年度～H24年度)

奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長・拡充されなかった場合には、本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H17年度～H24年度)

奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。

こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。

引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じて、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。</p> <p>経営収支の如何に関わらず事業者が恩恵を受ける補助金よりも、投下資本の早期回収による経営安定化、事業活動の充実に繋がる本制度は、産業振興の観点から有効である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、奄美群島への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの租税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考ええる。</p> <p>また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせることで実施することにより、より効果的になろうと考える。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

減 税 見 込 額 計 算 根 拠

延長分（法人税：製造業・旅館業・農林水産物等販売施設・情報通信サービス業等）

(平年度)

3. 8 百万円

(計算根拠)

1. 過去五ヶ年（平成17年度から平成21年度）の製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資額（鹿児島県に照会）は以下のとおりであった。

| | |
|------------|-----------------------------|
| 製造業 | 1, 0 3 2, 9 6 6 千円 (7 箇所) |
| うち、建物・附属設備 | 9 5 0, 4 1 1 千円 |
| 機械・装置 | 8 2, 5 5 5 千円 |
| 旅館業 | 9 4 2, 8 4 6 千円 (2 箇所) |
| うち、建物・附属設備 | 9 4 2, 8 4 6 千円 |
| 農林水産物等販売施設 | 5 9, 5 9 5 千円 (1 箇所) |
| うち、建物・附属設備 | 5 9, 5 9 5 千円 |
| 機械・装置 | 0 千円 |
| 合 計 | 2, 0 3 5, 4 0 7 千円 (1 0 箇所) |
| うち、建物・附属設備 | 1, 9 5 2, 8 5 2 千円 |
| 機械・装置 | 8 2, 5 5 5 千円 |
| 5 カ年平均 | 4 0 7, 0 8 1 千円 |
| うち、建物・附属設備 | 3 9 0, 5 7 0 千円 |
| 機械・装置 | 1 6, 5 1 1 千円 |

1. 所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成23年度以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込み額は次のとおり。

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|-----|--------|-----|---|-----|---|---------|
| | | (償却率) | | (法人税率) | | | | | |
| 建物・附属設備 | 391 百万円 | × | 6% | × | 1/2 | × | 30% | = | 3.5 百万円 |
| 機械・装置 | 17 百万円 | × | 10% | × | 1/2 | × | 30% | = | 0.3 百万円 |

3.8 百万円

減 税 見 込 額 計 算 根 拠

拡充分 (法人税：旅館業)

| | |
|-------|----------|
| (平年度) | 2. 8 百万円 |
|-------|----------|

(計算根拠)

1. 過去五ヶ年（平成 17 年度から平成 21 年度）の過疎地域に類する地区以外の旅館業に係る主な設備投資額（鹿児島県に照会）は以下のとおりであった。

| | |
|------------|----------------------|
| 旅館業 | 1, 572, 548 千円 (4箇所) |
| うち、建物・附属設備 | 1, 572, 548 千円 |

| | |
|-------|-------------|
| 5カ年平均 | 314, 510 千円 |
|-------|-------------|

2. 所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成 23 年度以降も同様のペースで特別償却が行われると仮定すると、法人税の平均減収見込み額は次のとおり。

| | | | |
|---------|---------|-------------------------|-------------------------|
| | (償却率) | (法人税率) | |
| 建物・附属設備 | 315 百万円 | $\times 6\% \times 1/2$ | $\times 30\% = 2.8$ 百万円 |

2.8 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区） |
| 2 | 要望の内容 | <p>振興山村における製造業、旅館業及びソフトウェア業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却の適用期限を2年延長すること。</p> <p>○機械及び装置（10/100） ○建物及び附属設備（6/100）</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成21年度創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約半分を占め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。しかしながら依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつあるなどしている。 このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号 「（前略）観光の開発、農林産物の加工業等の導入（中略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、（中略）資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する」</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月閣議決定） 「（前略）離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> |
| | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を 1.0%以内に抑制（平成 32 年度）</p> <p>（基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%）</p> |
| | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例の活用によって企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 |
| | | <p>平成 21 年度（実績）：8 件</p> <p>平成 21 年度に創設された制度であり、今後本特例の周知浸透が進むことによって増加するものと考えられる。</p> <p>算定根拠は別紙参照</p> |
| | | ② 減収額 |
| | | <p>平成 21 年度（実績）：17 百万円</p> <p>算定根拠は別紙参照</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 |
| | | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H21.4～H22.3）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の中で本特例の活用によって工場等の整備、機械等の設備投資が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> |
| | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H21.4～H22.3）</p> <p>前回の目標（中山間地域の戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記 7 の③に記載した達成目標に変更することとした。</p> |
| | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H21.4～H22.3）</p> <p>本特例が延長されなかった場合、民間事業者の設備投資等の意欲が失われ、それに伴い若者等の雇用の機会が確保されず、さらに人口減少や高齢化が進み、集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。</p> |
| | | <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H21.4～H22.3）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の中で本特例の活用によって工場等の整備、機械等の設備投資が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。</p> <p>しかしながら、本特例は平成 21 年度に創設された初めての措置であり、十分な周知浸透が図られているとは言い難いと考えている。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | 引き続き本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。 |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例は、初期投資の負担を軽減し、企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための特別償却制度（課税の繰り延べ）であり、振興山村への企業の立地等を促進し、雇用の増大を図る上で効果的かつ必要最小限の措置であると考えられる。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、振興山村への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

1. 減税見込額積算

都道府県に対し「振興山村における設備投資に関する調査」を実施し、平成21年度実績を把握。

平成22年度及び平成23年度も平成21年度と同様と仮定する。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位 金額：百万円)

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 適用件数 | | | | | 8 | 8 | 8 |
| 特別償却限度額 | | | | | 76 | 76 | 76 |
| 減税見込額 | | | | | 17 | 17 | 17 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 |
| 2 | 要望の内容 | <p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 水田・畑作経営所得安定対策、戸別所得補償モデル対策等に係る交付金等を交付された経営体（青色申告を行う認定農業者等）が、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>② 経営体が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>〔要望内容〕</p> <p>① 適用期限の2年延長（平成25年3月31日まで）</p> <p>② 特例措置の対象となる交付金の見直し等</p> <p>戸別所得補償制度の本格実施等、平成23年度予算の組替えに伴う、農業経営基盤強化準備金制度の対象となる交付金等の見直し及び農業経営改善に必要な加工用機械等の対象資産の追加等</p> |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省経営局経営政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成19年度創設</p> <p>平成21年度改正</p> <p>① 適用期限を2年延長（平成23年3月31日まで）</p> <p>② 対象法人の範囲に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（農地制度の見直しに伴う措置）</p> <p>平成22年度改正</p> <p>① 対象交付金等の範囲に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2年延長 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 意欲あるすべての農業者等が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することにより、競争力のある経営体を育成・確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|--|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 32 年において、農地面積のうち販売農家が 7 割程度（うち主業農家 4 割程度）、法人経営が 1 割程度、集落営農が 2 割程度を担う姿を目指す。</p> |
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用実績 法人が取得した農地等の面積、農業用機械等の台数、取得金額 耕作目的の農地の所有権移転面積 等</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>平成 19 年度＜創設＞ 626 法人</p> <p>20 年度 1,418 法人</p> <p>21 年度 1,945 法人</p> <p>22 年度（見込み） 2,229 法人</p> <p>23 年度（見込み） 2,229 法人</p> <p>24 年度（見込み） 2,229 法人</p> <p>・算定根拠は別添参照。</p> |
| | | ② 減収額 | <p>平成 19 年度＜創設＞ 844 百万円</p> <p>20 年度 2,297 百万円</p> <p>21 年度 2,951 百万円</p> <p>22 年度（見込み） 2,669 百万円</p> <p>23 年度（見込み） 2,669 百万円</p> <p>24 年度（見込み） 2,669 百万円</p> <p>・算定根拠は別添参照。</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：23～24 年度） 平成 32 年において、農地面積のうち販売農家が 7 割程度（うち主業農家 4 割程度）、法人経営が 1 割程度、集落営農が 2 割程度を担う姿を目指して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、地域農業の担い手への農地の利用集積を促進する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：19～21） 本措置を活用した農地の取得面積は、3,240ha（20 年度）であり、20 年の基盤強化法に基づく耕作目的の農地の所有権移転面積（以下、基盤強化法に基づく流動化面積）の約 12% を占めている。 また、基盤強化法に基づく流動化面積のうち認定農業者（法人を含む）が取得した面積の対前年の伸び率を見ると、以下のとおり、本措置が創設された平成 19 年以降大きく伸びており、少なからず、本措置の効果</p> |

が現れているものと推測される。

H17→18が6%増、H18→19が1.4%増、H19→20が4.5%増
 さらに、このうち認定農業者が取得した農地面積に占める本措置の利用割合は、平成19年度が7%、平成21年度が18%となっており、地域農業の担い手への農地の集積に大きく寄与しているものと推測される。

| | 認定農業者が取得した 農地面積 | (対前年) | 本措置を活用して取得した農地 面積<左の面積に占める割合> |
|-------|--------------------|--------|----------------------------------|
| 平成18年 | 11,097ha | (6%) | — <—%> |
| 平成19年 | 12,867ha | (1.4%) | 930ha <7%> |
| 平成20年 | 18,432ha | (4.5%) | 3,240ha <18%> |

また、本措置を活用して取得された農業用機械等は、以下のとおりである。

| | | | |
|--------|--------|------|------|
| 平成19年度 | 232台 | 取得価額 | 10億円 |
| 平成20年度 | 1,144台 | 取得価額 | 46億円 |
| 平成21年度 | 1,888台 | 取得価額 | 72億円 |

なお、本措置は19年度の創設であり19、20年度は、準備金の積立が中心となっており、今後、予定の準備金が積立てられることにより、農地等の取得実績は増加していくものと見込まれる。

これらのことから、引き続き本措置を活用して、平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度（うち主業農家4割程度）、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指していくこととする。
 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：22～25）

本措置の今後の活用計画（平成21年度末ベース）は、以下のとおり。

| | | |
|-------------|----------|---------|
| 農地の取得計画 | 10,747ha | 382億円 |
| 農業用機械等の取得計画 | 9,026台 | 532億円 |
| | | 計 913億円 |
| 準備金積立残高 | | 429億円 |
| 今後の積立等必要額 | | 484億円 |

本措置が延長されない場合には、準備金の積立額、交付金等を農地等の取得に充てた額に対して課税されることから、農業経営基盤への投資意欲が減退し、上記計画の達成に大きな支障が生じるものと推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：23～24）

平成20年度の実績では、認定農業者が耕作目的で取得した農地の面積は、約1万8千haであるが、本措置を活用して取得した農地面積（3,240ha）は、この2割弱に相当する。

平成21年度の農地・機械等の総取得価額（18,309百万円）に対する減税額（1,965百万円）の割合（補助率換算）は、約10%であり、補助事業による支援（補助率1/2、1/3等）と比較した場合、財政負担として効率的なものである。

また、本措置は、準備金と圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。

・算定根拠は別添参照。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本措置は、戸別所得補償対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金等が、更に、農業経営基盤の強化のための農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであり、補助金や規制等など

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>の他の支援措置によることは困難。</p> <p>なお、農地や共同利用されない機械等の取得に対しては、補助等による支援はできない。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>戸別所得補償対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本措置は、地場産業である農業の持続的な発展を目的としたものであり、地域経済の活性化に寄与するものであることから、地方税においても、国税と同様の措置を講じることが妥当。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>(8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会)</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

1. 減税見込額等の積算

① 対象交付金等の予算総額の伸び率（平成 22→23 年度）

$(733,525 \text{ 百万円 (平成 23 年度)} - 810,108 \text{ 万円 (平成 22 年度)}) \div 810,108 \text{ 万円} = \blacktriangle 9.5\%$

② 農業経営改善計画認定数 3 ヶ年増加率平均（法人）：約 14.7%

平成 17 年度末 8,829 $(11,043 - 8,829) / 8,829 = 25.1\%$

平成 18 年度末 11,043 $(12,251 - 11,043) / 11,043 = 10.9\%$

平成 19 年度末 12,251 $(13,250 - 12,251) / 12,251 = 8.2\%$

平成 20 年度末 13,250 $(25.1\% + 10.9\% + 8.2\%) / 3 = 14.7\%$

③ ①の数値を基に見込額を算出

$13,403 \text{ 百万円 (平成 21 年度適用金額 (特定農業団体等 11 百万円を除く。))} \times (100\% - 9.5\%$
 $(\text{①の伸び率})) = 12,130 \text{ 百万円}$

$12,130 \times 22\% = 2,669 \text{ 百万円}$

注) 税率は 22%として計算した。

(減税見込額算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計（全数調査）。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度(見込) | 23年度(見込) |
|----------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 対象者数 | 15,091 | 16,439 | 17,573 | 13,097 | 14,418 |
| 適用法人等数 | 626 | 1,418 | 1,945 | 2,229 | 2,229 |
| 減税額(百万円) | 844 | 2,297 | 2,951 | 2,669 | 2,669 |

注 1) 対象者数は、農業生産法人数及び経営安定対策申請者数に占める集落営農組織数の合計
(ただし、当該集落営農組織は、平成 22 年度から適用対象外となったため、除外している。)

注 2) 平成 22 年度以降の適用法人等数は、平成 21 年度実績 1,945 法人等数から、平成 22 年
度から適用対象外となった特定農業団体等 2 団体を除いた 1,943 法人等に、1 の②で算
出した農業経営改善計画認定数 3 ヶ年増加率平均（法人）約 14.7%を乗じて算出

<参考：平成21年度に本制度を活用して取得した農地等に係る減税額の試算>

○ 平成21年度の農地等の取得実績（法人のほか個人が取得したものを含む）

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 農地等の取得価額（総額） | 18,309百万円 | |
| （財源内訳） | | |
| 個人 | 準備金充当額 | 5,368百万円 |
| | 交付金等充当額 | 3,759百万円 |
| | | 特例適用額 |
| 法人等 | 準備金充当額 | 2,872百万円 |
| | 交付金等充当額 | 1,083百万円 |
| | その他の財源 | 5,227百万円 |
| | | 13,082百万円 |

○ 農地等の取得に係る減税額（準備金の積み立てに係る減税額は含まない）

| | | |
|-----|----------|--------------------------------------|
| 個人 | 1,095百万円 | = (5,368+3,759) 百万円（特例適用額） × 12%（税率） |
| 法人等 | 870百万円 | = (2,872+1,083) 百万円（特例適用額） × 22%（税率） |
| 計 | 1,965百万円 | |

○ 補助率換算率

$$1,965 \text{ 百万円（農地等取得に係る減税額）} \div 18,309 \text{ 百万円（農地の取得価額）} \\ = 10.7\%$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | |
|------------------------|---|
| 1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 |
| 2 要望の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 本特例措置は、租税特別措置法に基づき、農地法に規定する農業生産法人の経営の安定及び生産意欲を確保し、国産牛肉の安定供給を図っていく観点から、一定の要件を満たす肉用牛の売却所得について、法人税について課税の特例措置を講じるものである。 ・ 特例措置の内容 農地法に指定する農業生産法人が、事業年度において家畜市場等で売却した、1頭当たりの売却価額100万円（乳用種は50万円）未滿の肉用牛又は高等登録牛であって、かつ、その肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内であるとき、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入。 |
| 3 担当部局 | 生産局畜産部食肉鶏卵課 |
| 4 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 創設年度：昭和42年度創設 ・ 改正経緯： 平成20年度：延長、1戸当たり売却価額に上限（2,000頭）を設定、1頭当たり売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額100万円から50万円） 平成17年度：延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 昭和55年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100万円以上の肉用牛を課税 |
| 6 適用又は延長期間 | 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（3年間） |
| 7 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛生産は、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されることを目的としている。</p> <p>また、肉用牛経営は、繁殖雌牛が初産分娩するまで2年以上かかるなど飼養期間が長く景気変動等による枝肉や子牛価格の変動の影響を受けやすいこと。口蹄疫の発生や飼料等のコストの増加、景気後退による需要減少、さらにはWTO、EPA等国际化の進展など、厳しい環境にあり、今後とも経営の安定と国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、経営体質を強化されていくための本特例措置の継続が必要不可欠である。</p> |

特に、22年4月の宮崎県での口蹄疫発生に伴い、九州地域を中心に23年度以降肉用牛生産の復旧を本格化させる必要があり、本特例措置の活用が重要となっている。

《政策目的の根拠》

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（平成22年7月8日食料・農業・農村政策審議会答申）

②政策体系における政策目的の位置付け

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

食料の安定供給の確保（食料）

《政策分野》

国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化

③達成目標及び測定指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における平成32年度の肉用牛飼養頭数、牛肉（枝肉）生産量を達成目標としている。

なお、平成32年度の国内牛肉生産量は、和牛の繁殖雌牛飼養頭数が増加することに伴い、生産量は増加（25万トン（20年度比+3万トン）するものの、乳用種は減少（27万トン（20年度比▲3万トン））することが見込まれることから、20年度と同程度の52万トンと設定。

| 区 分 | 目 標 | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|----------------------------|----------------------|
| | 20年度 (A) | 32年度 (B) | 年平均伸び率 (%) (20～32年度) | 比率 (%) (B)/(A) |
| 肉用牛飼養頭数 (単位：万頭) | 292 | 296 | 0.1 | 101 |
| 牛肉(枝肉)生産量 (単位：万トン) | 52 | 52 | 0 | 100 |

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

肉用牛飼養頭数、牛肉（枝肉）生産量

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本特例措置により、肉用牛経営における自己資金の蓄積を図り、生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資のため各経営の創意工夫による多様な取り組みを促し、農業生産法人を対象とした畜舎等の施設整備の支援を実施することで、食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。

| 8 有効性 | ① 適用数等 | (単位：法人) | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度 (推計)</th> <th>平成20年度 (推計)</th> <th>平成21年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>2,449</td> <td>2,449</td> <td>2,449</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>882</td> <td>882</td> <td>882</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成19年度 (推計) | 平成20年度 (推計) | 平成21年度 (推計) | 適用対象者 | 2,449 | 2,449 | 2,449 | 件 数 | 882 | 882 | 882 |
| | | 区 分 | 平成19年度 (推計) | 平成20年度 (推計) | 平成21年度 (推計) | | | | | | | | | |
| 適用対象者 | 2,449 | 2,449 | 2,449 | | | | | | | | | | | |
| 件 数 | 882 | 882 | 882 | | | | | | | | | | | |
| 算定根拠は別添参照 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | | (単位：百万円) | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度 (推計)</th> <th>平成20年度 (推計)</th> <th>平成21年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>2,393</td> <td>1,470</td> <td>1,470</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成19年度 (推計) | 平成20年度 (推計) | 平成21年度 (推計) | 減税見込額 | 2,393 | 1,470 | 1,470 | | | | |
| | | 区 分 | 平成19年度 (推計) | 平成20年度 (推計) | 平成21年度 (推計) | | | | | | | | | |
| 減税見込額 | 2,393 | 1,470 | 1,470 | | | | | | | | | | | |
| 算定根拠は別添参照 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18～20年度) | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済の貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されているところ。</p> <p>また、平成32年度目標(22年度決定)に対して、過去3年間(18年度～20年度)をみると、肉用牛飼養頭数で6.1%増(32年度目標296万頭に対して、17年度276万頭が20年度292万頭)、牛肉(枝肉)生産量で4.2%増(32年度目標52万トンに対して、17年度50万トンが20年度52万トン)となっている。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18～20年度) | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に沿って、その振興・合理化を総合的に推進しているところであるが、平成32年度に掲げた目標に対して、過去3年間(18年度～20年度)をみると、肉用牛飼養頭数で6.1%増(32年度目標296万頭に対して、17年度276万頭が20年度292万頭)、牛肉(枝肉)生産量で4.2%増(32年度目標52万トンに対して、17年度50万トンが20年度52万トン)となっている。</p> <p>なお、平成32年度の国内牛肉生産量は、和牛の繁殖雌牛飼養頭数が増加することに伴い、生産量は増加(25万トン(20年度比+3万トン)するものの、乳用種は減少(27万トン(20年度比▲3万トン)することが見込まれること、可能な限り国内生産を維持する観点から、特色ある牛肉生産の推進等により、20年度と同程度の52万トンと設定。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | | 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18～20年度) | | | | | | | | | | | | |
| <p>肉用牛生産は、重要な動物たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされている。本特例措置は農業生産法人の維持・発展のための有効なツールとなっていることから、本特例措置の延長ができない場合は、農業生産法人の経営継続が困難となるおそれがあると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18～20年度) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------|--|--|
| | | <p>農業生産法人における本特例措置による免税相当額の活用先は、「規模拡大」及び「運転資金」が約50%を占め、次いで「設備投資」等となっており、肉用牛生産の拡大や経営体質の強化に仕向けられ、安定的な経営を維持する上で極めて有効である。(平成21年度アンケート調査)</p> |
| 9 | 相当性 | |
| | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>補助事業はモデル性の高い共同利用畜舎の整備等を対象とするのに対し、農業生産法人における生産性の向上や規模拡大に向けた改修や設備投資等、創意工夫による多様な取り組みを促す上では、税制面の軽減措置で行うことが適当。</p> |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付しているところ。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補てん金として交付し、それぞれ繁殖・肥育経営の経営安定を図っているところ。</p> <p>一方、本特例措置では、所得補てん等の経営安定対策ではなく、補助事業では対象としていない農業生産法人における改修、補修等の施設整備、雇用の創出等について税制面から支援することにより、資本の充実を促進し規模拡大や経営の合理化を推進させるものである。これらにより経営体質の改善を図る。</p> |
| ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>都道府県及び市町村では、「酪農及び肉用牛の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」または「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成することができ、地方公共団体にとっても、地域における肉用牛経営を通じた地域振興を図る観点から、効果があるものと考えられる。</p> | |
| 10 | 有識者の見解 | <p>(8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 不公平税制といわれないように十分な説明が必要。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額等の積算

平成21年度～23年度：

$$\begin{array}{rcccl} \text{一法人当たり損金算入金額} & & \text{特例適用人数} & & \text{損金算入額} \\ 5,907 \text{千円} & \times & 882 & \div & 5,212 \text{百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} \text{損金算入額} & & \text{税率} & & \text{減額見込額} \\ 5,212 \text{万円} & \times & 28.2\% & \div & 1,470 \text{百万円} \end{array}$$

注：一法人当たり損金算入金額及び特例適用法人数はアンケート調査と2005年農
林業センサス(農林水産省)より推計。

税率は「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)

2. 適用実績及び適用見込み

| 区 分 | 17年度 (推計) | 18年度 (推計) | 19年度 (推計) | 20年度 (推計) | 21年度 (推計) | 22年度 (推計) | 23年度 (推計) |
|-------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 対象者数 | 2,449法人 | 2,449法人 | 2,449法人 | 2,449法人 | 2,449法人 | 2,449法人 | 2,449法人 |
| 適用法人数 | 1,112法人 | 1,081法人 | 996法人 | 882法人 | 882法人 | 882法人 | 882法人 |
| 損金算入額 | 15,869 百万円 | 14,459 百万円 | 8,451 百万円 | 5,212 百万円 | 5,212 百万円 | 5,212 百万円 | 5,212 百万円 |
| 減税見込額 | 4,549 百万円 | 4,119 百万円 | 2,393 百万円 | 1,470 百万円 | 1,470 百万円 | 1,470 百万円 | 1,470 百万円 |

注) 1：対象者数は、「2005年農林業センサス」(農林水産省)の肉用牛を販売
目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計。

2：適用件数は、アンケート調査と所得税の利用率等から推計。

3：アンケート調査の対象は18年度から19年度。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|--|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の農業用資産) | |
| 2 | 要望の内容 | 法人が、同一事業年度内に、市街化区域内の農地等を譲渡し、市街化区域以外の区域の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行い、1年以内に事業に供した場合は、その買換資産について圧縮限度額(80%)の範囲内で圧縮記帳を認める特例措置の適用期限の5年延長。 | |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省経営局構造改善課 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和44年度：創設 昭和49年度：緩和(市街化区域から市街化区域外への買換え等を行った場合の面積制限について5倍以下から10倍以下に緩和) | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 5年間延長 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街化区域等内の農地等を譲渡し、市街化区域等外の農地等の取得を促進することにより、意欲的な農業者が農業に適した地域において営農するよう誘導し、農業の健全な発展に資するとともに、農業的土地利用と都市的土地利用の整序を図り、市街化区域内農地等の計画的な宅地化に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・買換え又は交換に係る農地面積(個人・法人別)</p> |

| | | | <p>・農地の集積面積、販売農家及び法人の経営耕地面積等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政策目的を実現するためには、規模拡大を図ろうとする個々の農業者が農地を取得しやすくするための措置を講じておくことが必要であり、本特例措置により、農地の買換え又は交換が行いやすくなることから、農地集積の推進に寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-----------|--|----|----|-----------|----|------|------|----|------|----|-------------|-------|-----------|----|------|----|---------|------|------|----|----|---|---|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> <tr> <th>件数 (件)</th> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(注) 22年度以降は推計値 本特例を活用し得る法人は既に農地を所有している法人に限られ、かつ、本特例の適用は単なる買い換えではなく、政策目的に則した買替え等に限られる。法人形態による農業経営の数及び農家戸数に対する割合が少ないこと等を考慮すれば、適用数について想定外に僅少であるわけではない。 また、法人の形態や法人の規模等に要件が課されているものではないことから特定の法人に偏るものではない。 ・算定根拠は別紙参照。</p> | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 件数 (件) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 件数 (件) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> <tr> <th>減収額 (千円)</th> <td>1,597</td> <td>0</td> <td>77</td> <td>0</td> <td>73</td> <td>71</td> <td>69</td> <td>68</td> <td>66</td> <td>65</td> </tr> </table> <p>(注) 22年度以降は推計値 ・算定根拠は別紙参照。</p> | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 減収額 (千円) | 1,597 | 0 | 77 | 0 | 73 | 71 | 69 | 68 | 66 | 65 | | |
| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減収額 (千円) | 1,597 | 0 | 77 | 0 | 73 | 71 | 69 | 68 | 66 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～27年度) 平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるようこれらの者への農地の利用集積を進める。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18～22年度) 本特例措置の適用を受けた買換え等によって取得された農地面積は、5年間で300.8ha(うち、法人による取得面積0.57ha)と見込んでいるが、平成17年における販売農家及び法人経営の経営耕地面積は、農地面積の76.1%にとどまっており、達成目標は実現されていない。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">買換え等による 取得面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち法人 (ha)</th> </tr> <tr> <td>18</td> <td>53.8</td> <td>0.49</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>99.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>67.6</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>18.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22(見込み)</td> <td>61.8</td> <td>0.04</td> </tr> </table> | 年 | 買換え等による 取得面積 (ha) | | | うち法人 (ha) | 18 | 53.8 | 0.49 | 19 | 99.5 | 0 | 20 | 67.6 | 0.04 | 21 | 18.1 | 0 | 22(見込み) | 61.8 | 0.04 | | | | |
| 年 | 買換え等による 取得面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | うち法人 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 53.8 | 0.49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 99.5 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 67.6 | 0.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 18.1 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22(見込み) | 61.8 | 0.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23～27 年度）</p> <p>特例措置が延長されなかった場合、経営規模の拡大や営農適地への移転等を志向する法人経営において、資産の買換え等に伴い生じる譲渡益に対して法人税が課税されることで、買換資産の縮小や新たな資金の調達等を余儀なくされ、その結果、事業用資産の買換え等を円滑に行えなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度）</p> <p>本措置は、圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本措置は、資産の買換え・交換に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図る趣旨であるため、補助や融資により間接的に当該負担相当額を補うより、租税特別措置とした方が、買換え等を促進するインセンティブが働き易く、また、租税特別措置であれば、各年の予算額や融資枠に左右されることなく、一定の買換え等について一律に適用できるため、適切である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>市街化区域内外の農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本措置は、地場産業である農業の持続的な発展を目的としたものであり、地域経済の活性化に寄与するものであることから、地方税においても国税と同様の措置を講じることが妥当。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>（8 月 24 日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

○特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の農業用資産）

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用件数及び1件当たりの適用面積の平成23年度推計値（平成22年度以降は平成19～21年度の平均値で推移すると仮定）

| 区 分 | | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 計 (H19～21) | 平均値 |
|-----|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------------|
| 法人 | 件数 | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 | 1/3年 = 1件/年 |
| | 面積 | 0ha | 0.049ha | 0ha | 0.004ha | 0ha | 0.004ha | 0.004/1件 = 0.004ha/件 |

(2) 農地価格の平成23年度推計値

① 市街化区域

32,847千円/10a （田 31,655千円/10a、畑 34,038千円/10a の平均）

② 農用地区域内

1,123千円/10a （田 1,315千円/10a、畑 932千円/10a の平均）

（単位：千円/10a、%）

| 区 分 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 平均上昇率 | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------------|---------------|
| 市街化区域(中田) | 35,921 | 34,680 | 34,411 | 33,539 | 32,831 | 98.2% | 32,238 | 31,655 |
| 上昇率 | 99.2% | | | 97.5% | 97.9% | | | |
| 市街化区域(中畑) | 38,079 | 36,235 | 36,145 | 35,153 | 34,898 | 98.8% | 34,465 | 34,038 |
| 上昇率 | 99.8% | | | 97.3% | 99.3% | | | |
| 未線引き農用地区域(中田) | 1,553 | 1,505 | 1,470 | 1,441 | 1,388 | 97.3% | 1,351 | 1,315 |
| 上昇率 | 97.7% | | | 98.0% | 96.3% | | | |
| 未線引き農用地区域(中畑) | 1,312 | 1,271 | 1,242 | 1,220 | 1,180 | 97.9% | 952 | 932 |
| 上昇率 | 97.9% | | | 98.4% | 97.4% | | | |

資料) 「田畑売買価格等に関する調査結果(全国農業会議所)」による

注) 平均上昇率は、平成18～21年度間の3カ年の上昇率の平均、平成22年度及び平成23年度は平均上昇率で上昇するものと仮定

(3) 積算

市街化区域内の農地0.004haを譲渡し、農用地区域内の農地を10倍の0.04ha取得する前提で減税額を試算

（長期譲渡所得とし、必要経費は譲渡収入金額の10%として試算）

譲渡収入金額 0.004ha × 32,847千円/10a = 1,314千円

買換資産価格 0.04ha × 1,123千円/10a = 449千円

① 通常の税額（税率については800万円を超えないので22%を適用）

$$(1,314 \text{ 千円} - 1,314 \text{ 千円} \times 10\%) \times 22\% = 260 \text{ 千円} \dots\dots A$$

② 特例を適用した場合の税額（税率については800万円を超えないので22%を適用）

$$\left[(1,314 \text{ 千円} - 449 \text{ 千円} \times 0.8) - (1,314 \text{ 千円} \times 10\%) \right] \times \frac{1,314 \text{ 千円} - 449 \text{ 千円} \times 0.8}{1,314 \text{ 千円}} \times 22\% = 189 \text{ 千円} \dots\dots B$$

【減税額（（A－B）×件数）】

$$(260 \text{ 千円} - 189 \text{ 千円}) \times 1 \text{ 件} = 71 \text{ 千円}$$

【参考：平成24～27年度の農地価格の推移（推計）】

（単位：千円/10a）

| 年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 市街化区域（中田） | 31,083 | 30,522 | 29,970 | 29,429 |
| 市街化区域（中畑） | 33,616 | 33,200 | 32,788 | 32,382 |
| 未線引き農用地区域（中田） | 1,280 | 1,246 | 1,213 | 1,181 |
| 未線引き農用地区域（中畑） | 912 | 893 | 874 | 856 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|---|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等） | |
| 2 | 要望の内容 | 法人が、同一事業年度内に、農用地区域内の農地等を譲渡し、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画等により同区域内の他の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合は、その買換え資産について圧縮限度額（80％）の範囲内で圧縮記帳を認める特例措置の適用期限の5年延長。 | |
| 3 | 担当部局 | 農林水産省経営局構造改善課 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和45年度：創設 昭和56年度：拡充（農用地区域内にある農地等について農用地利用増進計画の定めるところにより買い換えた場合等を追加） 平成17年度：拡充（特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定遊休農地を取得した場合を追加） | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 5年間延長 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。 ----- 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。 |

| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え又は交換に係る農地面積（個人・法人別） ・農地の集積面積、販売農家及び法人の経営耕地面積等 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>政策目的を実現するためには、規模拡大を図ろうとする個々の農業者が農地を取得しやすくするための措置を講じておくことが必要であり、本特例措置により、農地の買換え又は交換が行いやすくなることから、農地集積の推進に寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------|---|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|----|-------------|------|-----------|-----|--------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---|---|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> <tr> <td>件数 (件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(注) 22年度以降は推計値</p> <p>本特例を活用し得る法人は既に農地を所有している法人に限られ、かつ、本特例の適用は単なる買い換えではなく、政策目的に則した買替え等に限られる。法人形態による農業経営の数及び農家戸数に対する割合が少ないこと等を考慮すれば、適用数について想定外に僅少であるわけではない。</p> <p>また、法人の形態や法人の規模等に要件が課されているものではないことから特定の法人に偏るものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定根拠は別紙参照。 | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 件数 (件) | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 件数 (件) | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> <tr> <td>減収額 (千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>386</td> <td>23,527</td> <td>8,797</td> <td>8,552</td> <td>8,316</td> <td>8,079</td> <td>7,860</td> <td>7,633</td> </tr> </table> <p>(注) 22年度以降は推計値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定根拠は別紙参照。 | 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 減収額 (千円) | 0 | 0 | 386 | 23,527 | 8,797 | 8,552 | 8,316 | 8,079 | 7,860 | 7,633 | | |
| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減収額 (千円) | 0 | 0 | 386 | 23,527 | 8,797 | 8,552 | 8,316 | 8,079 | 7,860 | 7,633 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～27年度)</p> <p>平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるようこれらの者への農地の利用集積を進める。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18～22年度)</p> <p>本特例措置の適用を受けた買換え等によって取得された農地面積は、5年間で232.0ha（うち、法人による取得面積は13.4ha）と見込んでいるが、平成17年における販売農家及び法人経営の経営耕地面積は、農地面積の76.1%にとどまっており、達成目標は実現していない。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">買換え等による取得面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">うち法人 (ha)</th> </tr> <tr> <td>18</td> <td>25.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>15.0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>30.0</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>109.5</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>22(見込み)</td> <td>52.2</td> <td>3.8</td> </tr> </table> | 年 | 買換え等による取得面積 (ha) | | うち法人 (ha) | | 18 | 25.3 | 0 | 19 | 15.0 | 0 | 20 | 30.0 | 0.2 | 21 | 109.5 | 9.4 | 22(見込み) | 52.2 | 3.8 | | | | |
| 年 | 買換え等による取得面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | うち法人 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 25.3 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 15.0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 30.0 | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 109.5 | 9.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22(見込み) | 52.2 | 3.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23～27 年度）</p> <p>特例措置が延長されなかった場合、経営規模の拡大や営農適地への移転等を志向する法人経営において、資産の買換え等に伴い生じる譲渡益に対して法人税が課税されることで、買換資産の縮小や新たな資金の調達等を余儀なくされ、その結果、事業用資産の買換え等を円滑に行えなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度）</p> <p>本措置は、圧縮記帳による課税の繰延べであり、課税の免除ではないため、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることができる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本措置は、資産の買換え・交換に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図る趣旨であるため、補助や融資により間接的に当該負担相当額を補うより、租税特別措置とした方が、買換え等を促進するインセンティブが働き易く、また、租税特別措置であれば、各年の予算額や融資枠に左右されることなく、一定の買換え等について一律に適用できるため、適切である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>農用地区域内の農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本措置は、地場産業である農業の持続的な発展を目的としたものであり、地域経済の活性化に寄与するものであることから、地方税においても国税と同様の措置を講じることが妥当。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>(8 月 24 日：農林水産省政策評価第三者委員会)</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

○特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用件数及び1件当たりの適用面積の平成23年度推計値（平成22年度以降は平成19～21年度の平均値で推移すると仮定）

| 区 分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 計 (H19～21) | 平均値 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------------------|
| 法人 | 件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 | 3件 | 5件 5/3年 = 2件/年 |
| | 面積 | 0ha | 0ha | 0ha | 0.2ha | 9.4ha | 9.6ha 9.6/5件 = 1.9ha/件 |

資料) 経営局構造改善課調べ(特別措置の適用を受けるための農業委員会等への証明を集計(全数調査))

(2) 農地価格の平成23年度推計値・・・1,123千円/10a（田：1,315千円/10a、畑：932千円/10aの平均）

(単位：千円/10a、%)

| 区 分 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 平均上昇率 | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|---------------|
| 未線引き農用地区域(中田) | 1,553 | 1,505 | 1,470 | 1,441 | 1,388 | 97.3% | 1,351 | 1,315 |
| 上昇率 | 97.7% | | 98.0% | 96.3% | | | | |
| 未線引き農用地区域(中畑) | 1,312 | 1,271 | 1,242 | 1,220 | 1,180 | 97.9% | 952 | 932 |
| 上昇率 | 97.9% | | 98.4% | 97.4% | | | | |

資料) 「田畑売買価格等に関する調査結果(全国農業会議所)」による

注) 平均上昇率は、平成18～21年度間の3カ年の上昇率の平均、平成22年度以降は平均上昇率で上昇するものと仮定

(3) 積算

農用地区域内の農地を農業委員会があっせん、農用地利用集積計画により取得した農地と同価格・同面積の農地を譲渡したことを前提で減税額を試算。

(長期譲渡所得とし、必要経費は譲渡収入金額の10%として試算)

買換資産価格＝譲渡収入金額

$$1.9\text{ha} \times 1,123\text{千円}/10\text{a} = 21,337\text{千円}$$

① 通常の税額(税率については800万円までは22%、800万円を超える部分には30%を適用)

$$8,000\text{千円} \times 22\% + ((21,337\text{千円} - 21,337\text{千円} \times 10\%) - 8,000\text{千円}) \times 30\% = 5,121\text{千円} \dots\dots A$$

② 特例を適用した場合の税額(税率については800万円を超えないので22%を適用)

$$(21,337\text{千円} \times 0.2 - (21,337\text{千円} \times 10\% \times 0.2)) \times 22\% = 845\text{千円} \dots\dots B$$

【減税額((A-B)×件数)】

$$(5,121\text{千円} - 845\text{千円}) \times 2\text{件} = 8,552\text{千円}$$

【参考：平成 24～27 年度の農地価格の推移（推計）】

（単位：千円/10a）

| 年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 未線引き農用地区域（中田） | 1,280 | 1,246 | 1,213 | 1,181 |
| 未線引き農用地区域（中畑） | 912 | 893 | 874 | 856 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 |
| 2 | 要望の内容 | <p>特定の事業用資産(漁船)の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を5年延長すること。</p> <p>(現行制度の概要)</p> <p>買換資産の圧縮記帳制度(買換資産の簿価の減額圧縮)</p> <p>圧縮記帳限度額:(譲渡収入または購入価額のいずれか少ない金額)×(譲渡収入-(譲渡資産の簿価+譲渡費用))÷譲渡収入 ×80%</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁研究指導課海洋技術室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年(6月~8月) |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和44年:創設:国土・土地政策に合致するものについて、その買換えの円滑化を図る観点から創設</p> <p>昭和49年:「漁船」を対象に追加:海運業界の体質改善を図るとの観点から、船舶の近代化、経済化を図るため、船舶対船舶の買換えを対象に追加</p> <p>以後、適用期限ごとに期間を延長</p> <p>平成 8年:適用期限の5年延長を要望</p> <p>平成13年:適用期限の5年延長を要望</p> <p>平成18年:適用期限の5年延長を要望</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年度~平成27年度(5年間) |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る必要がある。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立(水産基本計画(平成19年3月閣議決定))</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>漁業経営の安定</p> |

| | | | |
|---|------|----------------|---|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船を導入することにより、漁業者の収支措置を転換し、国際競争力のある漁業経営体を育成。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質を改善。漁業生産構造を健全化することにより、将来にわたる水産物の安定供給を確保するとともに、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造を確立。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>平成17年度 2件 平成18年度 0件 平成19年度 0件 平成20年度 6件 平成21年度 5件 平成22年度(見込) 3件 平成23年度(見込) 3件</p> <p>* 都道府県等からの調査報告を基に集計 適用数の積算については別紙のとおり</p> |
| | | ② 減収額 | <p>平成17年度 : 適用件数2件: 減税見込額 110百万円 平成18年度 : 適用件数0件: 減税見込額 0百万円 平成19年度 : 適用件数0件: 減税見込額 0百万円 平成20年度 : 適用件数6件: 減税見込額 17百万円 平成21年度 : 適用件数5件: 減税見込額 18百万円 平成22年度(見込): 適用件数3件: 減税見込額 165百万円 平成23年度(見込): 適用件数3件: 減税見込額 165百万円</p> <p>減収見込額の積算については別紙のとおり</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度) 燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善に貢献。漁業生産構造の脆弱化に対応し、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立を通じ資源状況に見合った持続可能な漁業生産構造を実現。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度)</p> <p>我が国の漁船の多くは、近年の漁業経営の厳しい状況から適切な買換え時期を大幅に経過(漁船耐用年数が9年(鋼船500トン未満)のところ船齢20年を超える漁船が5割を超える)しており、漁船を長期に使用せざるを得ない状況となっており、その転換を促進していくことが引き続き重要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度)</p> <p>漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置がなされなかった場合は、漁船の代替が促進されず、漁船耐用年数が9年(鋼船500トン未満)のところ船齢20年を超える漁船が5割を超えており、漁船漁業の体質改善がなされず、漁業生産構造の脆弱化が進行する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度)</p> <p>本措置によって、資産の買換え時において税収減となるものの漁船の近代化が促進されることによって、将来にわたって燃油消費量(費用)が10%程度節減される。その効果の継続により、漁業者の収益構造の転換が図られ、安定した収入が見込まれる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものの、与信力の低い法人の漁船の代替を円滑にする措置ではない。従って、漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>漁業近代化資金等の低利融資制度は、漁業者の後年度の利子負担を軽減するもの。一方で本措置は、譲渡所得への課税の特例措置により、漁船の買換えを行うための自己資金を確保し、円滑かつ効果的な漁船の買換えを可能とする。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 該当なし |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

名称：特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

1. 減税見込額等の積算

(1) 試算の前提

1年間の新規登録漁船隻数 13隻（平成17年度から平成21年度までの平均）

うち買換え特例の適用隻数 3隻（平成17年度から平成21年度までの平均）

(2) 漁船買換えの例

①被代船簿価 98,071千円（まき網船、80t、鋼船、船令7年及びまき網運搬船、101t、鋼船、船齢20年）

②譲渡価格 327,714千円

③新規船取得価格 914,564千円

→買換え特例を適用しない場合

譲渡所得＝327,714千円－98,071千円＝229,643千円

課税額＝229,643千円×30％＝68,892千円

→買換え特例を適用する場合

圧縮基礎取得価額＝327,714千円

差益割合＝(327,714千円－98,071千円)÷327,714千円＝0.7

圧縮記帳限度額＝327,714千円×0.7×80％＝183,519千円

(3) 平年における減税見込額

上記サンプルは買換え特例適用の場合の平均的な事例と考えられるため

平年時における圧縮額見込額＝183,519千円×30％＝55,056千円

適用隻数平均が3隻のため 55,056千円×3隻＝165,168千円

* 積算は平成20年度以前の数値に基づいて推計したものであり、平成21年度の実績確定後に修正する可能性がある。

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

都道府県等からの調査報告を基に集計（全数調査）

2. 適用実績及び適用見込み

| 区分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | 12 | 13 | 11 | 16 | 11 | 13 | 13 |
| 適用件数 | 2 | 0 | 0 | 6 | 5 | 3 | 3 |
| 損金算入額 | 367百万円 | 0 | 0 | 57百万円 | 59百万円 | 551百万円 | 551百万円 |
| 減税見込額 | 110百万円 | 0 | 0 | 17百万円 | 18百万円 | 165百万円 | 165百万円 |

注) 1: 対象者数の平成17年度から平成21年度までは、漁船（大臣管理分20トン以上、官公庁船を除く）を新規登録した数（延べ数）である。

2: 適用件数の平成17年度から平成21年度までは、抽出調査に基づき推計したものである。

3: 対象者数及び適用件数の平成22年度及び平成23年度は、平成17年度から平成21年度までの平均値である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | |
|------------------------|--|
| 1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加 |
| 2 要望の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 本特例措置は、国産牛肉及び豚肉の安定供給を図るため、畜種ごとに生産者と国が都道府県段階の公益法人等に基金を造成し、収益性が悪化した際にその基金から補てんを行う畜産経営安定対策を講じているが、生産者に直接交付する事業に仕組みを変更することに伴い、公共法人に基金を造成した場合においても所得税及び法人税について課税の特例措置を講じるものである。 ・ 特例措置の内容 生産者が公共法人である独立行政法人農畜産業振興機構に生産者負担金を納付し、独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金の全額について、必要経費又は損金の額に算入。 |
| 3 担当部局 | 生産局畜産部畜産企画課 |
| 4 評価実施時期 | 平成22年6～8月 |
| 5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新設 |
| 6 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日から |
| 7 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成22年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率向上に向けて生産数量目標として平成32年度に国内豚肉生産量126万トン（枝肉ベース）、国内牛肉生産量52万トン（枝肉ベース）とすることを掲げているところ。</p> <p>豚肉の国内生産量は、17年度：124万トン、18年度：125万トン、19年度：125万トン、20年度：126万トンとほぼ横ばいから微増で推移した。平成19年度後半から平成20年度前半にかけて比較的枝肉価格が高水準で推移していたことに加え、衛生対策が功を奏して、平成21年度は大幅な増産（132万トン）となった。しかし、国内生産量の急激な増加により枝肉価格は大幅に低下しており、生産費は配合飼料価格が一時よりも低下したものの依然として高水準にあり、収益性が極めて悪化している状況にある。</p> <p>また、牛肉の国内生産量は、17年度：49.7万トン、18年度：49.5万トン、19年度：51.3万トン、20年度：51.8万トン、21年度：51.6万トンと微増傾向で推移したものの、国内生産量の増加により枝肉価格は低下している。特に和牛などの高級牛肉は景気の影響に大きく左右され、平成20年度のリーマンショック以降の景気後退により、枝肉価格が大幅に低下している。また、生産費は配合飼料価格が一時よりも低下した</p> |

ものの依然として高水準にあり、収益性が極めて悪化している状況にある。

このような状況にあることから、政府の支援措置がない場合、収益性の悪化に伴い離農者が急速に増加して、国内生産量が大幅に減少するおそれがあるため、国産豚肉及び国産牛肉の安定供給を図る観点から、養豚及び肉用牛肥育の経営安定対策を講じてきたところである。

平成22年度からは、事業の仕組みを見直し、

① 養豚については、豚枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補てんする養豚経営安定対策事業

② 肉用牛肥育については、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合、肥育牛生産者に対して、その差額の8割を補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業をそれぞれ実施している。

上記の両事業とも、補てん財源の一部を生産者の積み立てによる仕組みとしており、それぞれの前身事業では公益法人等である各都道府県の畜産協会等において、生産者負担金を管理していたため、損金算入の対象となっていたことから、同様の仕組みで行う予定で予算措置したところである。ところが、行政刷新会議の事業仕分けや行政事業レビューにおいて公益法人の事業見直しが見直しが示されたことを受けて、公益法人等を通さずに補てん金を生産者へ直接交付する仕組みが求められ、順次移行することとなった。

まず、養豚経営安定対策事業においては、平成22年度からモデル的に直接交付方式（生産者負担金を機構に拠出し管理する方法）を導入することとし、平成23年度からすべての事業参加者が本格的に直接交付方式に移行することとなっている。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業についても、将来的に直接交付方式を導入することを検討しているところである。

しかしながら、現行の所得税法及び法人税法上の取扱いでは、損金算入は「公益法人等」でないと指定の対象とならないが、機構は「公益法人等」に該当しないことから、機構で生産者負担金を管理する場合、損金算入の対象とならなくなるという問題がある。

国産豚肉及び国産牛肉を安定的に供給し続けるためには、各畜種の経営安定対策事業を適切に運用するとともに、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象にすることによって、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定を図ることが重要であり、本特例措置の新設が必要である。

《政策目的の根拠》

「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率向上に向けた生産数量目標（平成22年3月30日 閣議決定閣議決定）

② 政策体系における政策目的の位置付け

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

| | | <p>食料の安定供給の確保（食料）</p> <p>《政策分野》</p> <p>国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|------------|---------------|---------------|-----------------------|-----|-------|-----------------------|-----|-----|
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率向上に向けた生産数量目標。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 状 (20年度)</th> <th>目 標 (32年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>豚肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>126</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>牛肉（枝肉）生産量、豚肉（枝肉）生産量</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、畜種ごとの適切な国内生産が行われることによって、肉用牛肥育経営及び養豚経営における経営の安定を図り、食料自給率の向上、雇用の創出などの地域経済への貢献等が促進される。</p> | 区 分 | 現 状 (20年度) | 目 標 (32年度) | 牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン) | 52 | 52 | 豚肉（枝肉）生産量 (単位：万トン) | 126 | 126 |
| 区 分 | 現 状 (20年度) | 目 標 (32年度) | | | | | | | | | |
| 牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン) | 52 | 52 | | | | | | | | | |
| 豚肉（枝肉）生産量 (単位：万トン) | 126 | 126 | | | | | | | | | |
| 8 有効性 | ① 適用数等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>1,548</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>1,548</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠は別紙参照</p> | 区 分 | 平成23年度(推計) | 適用対象者 | 1,548 | 件 数 | 1,548 | | | |
| | 区 分 | 平成23年度(推計) | | | | | | | | | |
| | 適用対象者 | 1,548 | | | | | | | | | |
| 件 数 | 1,548 | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>632百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠は別紙参照</p> | 区 分 | 平成23年度(推計) | 減税見込額 | 632百万円 | | | | | | |
| 区 分 | 平成23年度(推計) | | | | | | | | | | |
| 減税見込額 | 632百万円 | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間H20～H21）</p> <p>本特例措置により、畜種ごとの適切な国内生産が行われることによって、肉用牛肥育経営及び養豚経営における経営の安定を図り、食料自給率の向上、雇用の創出などの地域経済への貢献等が促進される。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間H20～H21）</p> <p>(単位：万トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉生産量</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>豚肉生産量</td> <td>126</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間H20～H21）</p> <p>養豚経営及び肉用牛肥育経営においては、豚肉及び牛肉の枝肉価格の低下、飼料費の増加等に伴う生産コストの上昇により、収益性は悪化している状況にある。</p> | | 平成20年度 | 平成21年度 | 牛肉生産量 | 52 | 52 | 豚肉生産量 | 126 | 132 | |
| | 平成20年度 | 平成21年度 | | | | | | | | | |
| 牛肉生産量 | 52 | 52 | | | | | | | | | |
| 豚肉生産量 | 126 | 132 | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|----------------------|--|
| | | <p>本特例措置は、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定に大きく寄与することから、本特例措置が新設できない場合は、収益性が低下している時に生産者負担金が課税対象となることによって更なる収益性の悪化を招き、経営継続が困難となる生産者が増加するおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間H20～H21)</p> <p>経営継続のために生産費の3～7割を占める飼料費について、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象にすることによって、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定が図られる。</p> <p>この結果、「安心・安全な食料の安定供給」、「地域経済への貢献」に効果が発揮され、豚及び肉用牛の総産出額の維持・増加に資する。</p> |
| 9 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は、生産者負担金を課税対象から除外することにより、生産者のキャッシュフローの改善による収益性の低下を抑制し経営の安定を図るものであり、補助金や融資制度を活用した支援とは別に、税制の措置により、広くかつより効果的に発揮される的確な措置であると考えられる。</p> <p>また、本特例措置は、行政刷新会議の事業仕分けや行政事業レビューにおいて公益法人の事業見直しが示されたことを受けて、公益法人等を通さずに補てん金を生産者へ直接交付する仕組みが求められたことにより新たに措置するものであり、政府の方針にも合致した措置である。</p> <p>なお、生産者負担金を管理する主体が、「公益法人等」から「公共法人」に変更した場合に、現行の所得税法及び法人税法では損金算入の制度を活用できないことから、これまでと同様の扱いができるようにする必要があるため、租税特別措置において類似の措置があることから、それを参考に生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象になるよう措置するものである。</p> |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>経営の支援措置として、畜産については各種融資制度が比較的充実しているところであるが、大規模な生産者は多額の資金を融通するために活用することが多いものの、中小規模の生産者は活用することが少ない。</p> <p>一方、本特例措置は、大規模な生産者に限らず、中小規模の生産者であっても享受することが可能である。</p> <p>また、本特例措置に関係する補助事業としては、セーフティーネットとしての機能を有し、経営の安定を図る次のような事業ある。</p> <p>① 養豚経営安定対策事業は、豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者1：国1の負担割合で造成した基金から、その差額の8割を補てん金として交付し、養豚経営の経営安定を図っているところ。</p> <p>② 肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に生産者1：国3の負担割合で造成した基金から、その差額の8割を補てん金として交付し、肉用牛肥育経営の経営安定を図っているところ。</p> <p>これらの事業の補てん金交付によって、生産者の収入面での措置</p> |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | <p>により、経営の安定を図ることに寄与している。</p> <p>これに対し、本特例措置は、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象とし、生産者の経費の面での措置により、経営の安定を図ることに寄与するものである。</p> <p>以上のように、他の支援措置との役割分担はされている。</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>肉用牛については、都道府県及び市町村において、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成することができ、地方公共団体にとっても、地域における肉用牛肥育経営を通じた地域社会の維持、雇用創出、国土保全などにより地域振興を図る観点から効果がある。</p> <p>また、養豚については、肉用牛のような法に基づく計画策定はないものの、地域における養豚経営を通じた地域社会の維持や雇用創出などにより地域振興を図る観点から効果がある。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>(8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会)</p> <p>特になし</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 減税見込額等の積算

○ 養豚経営に係る分

(1) 所得税減税見込額

$$1 \text{ 戸あたり減税見込額} \times \text{対象者数} = \text{所得税減税見込額}$$

$$54 \text{ 千円} \quad \times \quad 972 \text{ 者} = \quad 52 \text{ 百万円}$$

(2) 法人税減税見込額

$$1 \text{ 法人あたり減税見込額} \times \text{対象者数} = \text{法人税減税見込額}$$

$$1 \text{ 百万円} \quad \times \quad 576 \text{ 法人} = \quad 580 \text{ 百万円}$$

$$(1) + (2) = 632 \text{ 百万円}$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

- ① 肥育豚の飼養戸数に黒字経営（農業）の割合を乗じて対象者数を推計。（農林水産省「畜産統計（成21年2月1日現在）」、国税庁「国税統計年報書（平成19年）」）
- ② 所得については、生産費調査、価格動向、肉豚出荷頭数等を基に推計。（農林水産省「肥育豚生産調査（平成20年度）」、「食肉流通統計」）
- ③ 減税見込額については、②の推計所得と養豚経営安定対策事業の生産者負担金の額を基に推計。

○ 肉用牛肥育経営に係る分

23年度も収益がマイナスと見込まれることから、減税見込額は発生しないと想定。

2. 適用実績及び適用見込み

| 区分 | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数 | | | | | | | 1,548 |
| 適用件数 | | | | | | | 1,548 |
| 減税見込額 | | | | | | | 632 |

注) 対象者は、肉豚生産者のうちの黒字経営数である。

作業留意事項

- ※1 適用法人数又は適用事業者数とする（これによりがたい場合は適宜修正）。
- ※2 ※1と同数の場合は、記載不要、削除。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設（国税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>卸売市場関係者が、食品流通構造改善促進法の規定に基づく卸売市場機能高度化事業を実施し、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の創設</p> <p>○対象者 開設者、卸売業者、仲卸業者 （地方公共団体を除く）</p> <p>○対象設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理の高度化に係る設備（低温売場等） ・加工・調整や保管・配送の機能強化に係る設備（加工処理設備（小分け、包装等）等） |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局流通課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新規（平成23年度） |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>①政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新たな食料・農業農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、卸売市場について、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図るとされている。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> |
| | | <p>②政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p> |
| | | <p>③達成目標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> |

| | | | | | | |
|--------|---------------|---|--|---------|------|-----|
| | 及び測定指標 | <p>多様化する出荷者、需要者のニーズに対応した卸売市場の機能強化</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 食品流通構造改善促進法に基づく卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受ける者の卸売市場取引における取扱金額（売上高）の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする卸売市場機能高度化事業が広く展開されることを通じ、卸売市場の機能強化が図られるものとする。</p> | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>(単位：件数)</p> <table border="1" data-bbox="587 703 1034 779"> <tr> <td></td> <td>23年度見込み</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>86</td> </tr> </table> <p>算定根拠：別紙参照</p> | | 23年度見込み | 適用件数 | 86 |
| | 23年度見込み | | | | | |
| 適用件数 | 86 | | | | | |
| | ② 減収額 | <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 889 1034 965"> <tr> <td></td> <td>23年度見込み</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>154</td> </tr> </table> <p>算定根拠：別紙参照</p> | | 23年度見込み | 減収額 | 154 |
| | 23年度見込み | | | | | |
| 減収額 | 154 | | | | | |
| | ③ 効果達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23～24年度） 本特例措置が新設されることにより、卸売業者等の設備投資に対する意欲がはたらし、品質管理の高度化等に資する設備等を導入することにより、卸売市場の機能強化が図られるものとする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23～24年度） 中央卸売市場における低温卸売場の整備率が約1割程度に止まっているなど、卸売市場の機能強化の進展は不十分な状況に止まっており、取扱金額の減少により国産農産物の安定的な出荷先としての役割を果たしていくことが危ぶまれる状況になっている。 本特例措置が新設されることにより、品質管理の高度化等に資する設備等が広く全国の卸売市場に導入されることを通じ、全国的に卸売市場の機能強化が図られるものとする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23～24年度） 本特例措置が新設されなかった場合には、卸売業者等の経営基盤が脆弱なまま設備投資を促進する環境が醸成されないこととなり、卸売市場の機能強化が十分に図られないと考える。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23～24年度） 卸売市場は、生鮮食料品等の流通の大宗を占める基幹的な社会インフラであり、国民に対する生鮮食料品等の安定的な供給を図る上で重要な役割を担っている。本特例措置の目標である卸売市場の機能の高度化は、生鮮食料品等の安定供給を確保するうえでも不可欠であり、収税減による影響以上に、生産者や消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものとする。</p> | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 構造改善計画の認定を受けた事業者は誰でも使用できることから、他の支援措置と比べ、本措置は手段として妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（卸売市場の誘致地区の内外の資産）（所得税・法人税） ・ 勧告等によってする登記の税率の軽減（登録免許税） ・ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（登録免許税） <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置（固定資産税） <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い農業づくり交付金（14,385百万円の内数） ・ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業（23百万円） <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）（4,450百万円） <p>上記税制措置は、卸売市場の再編に資する特例措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置は、卸売市場の機能強化についてモデル的な取組の成果を示すこと等を目的にしており、全国的な卸売市場の機能強化を図ることを目的とする本特例措置とは内容が異なる。</p> <p>一方、上記金融措置は、卸売市場の機能強化に資する取組について金融面から支援するものあり、本特例措置による税制面からの支援と併せて効果が発揮されるものと考えている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 卸売市場は生鮮食料品等の流通の大宗を占める基幹的な社会のインフラであり、本特例措置は、卸売市場の機能の強化を通じて、卸売市場の所在する地方公共団体及びその周辺地域における生鮮食料品等の安定供給の確保に資することとなる。 |
| 10 | 有識者の見解 | | （8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会） 基本的に経費の前倒しをするだけのものであるため是認できる。 |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

1. 適用件数試算

品質管理の高度化等に係る設備として低温冷蔵庫を導入する場合、冷却装置や断熱パネル等、1業者当たり2件以上の設備を導入することが想定されるため、少なくとも1業者あたり2件導入することとして適用件数を試算。

品質管理の高度化等に係る設備等の導入に関心のある業者：43

$$43\text{業者} \times 2\text{件} / 1\text{業者} = 86\text{件}$$

2. 減税額積算

品質管理の高度化等に係る設備等の導入に関心のある業者における対象となる設備の平均取得価額：177百万円

適用対象業者：43業者
うち、大企業：7業者
中小企業：36業者

○大企業

| 平均取得価額 | 業者数 | 黒字法人率 | 特別償却率 | 法人税率 | 減税額 |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 177百万円 | × 7業者 | × 29% | × 30% | × 30% | = 32百万円 |

○中小企業

| 平均取得価額 | 業者数 | 黒字法人率 | 特別償却率 | 法人税率 | 減税額 |
|--------|--------|-------|-------|-------|----------|
| 177百万円 | × 36業者 | × 29% | × 30% | × 22% | = 122百万円 |

○減税見込額合計

$$32\text{百万円} + 122\text{百万円} = 154\text{百万円}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設（地方税） |
| 2 | 要望の内容 | <p>卸売市場関係者が、食品流通構造改善促進法の規定に基づく卸売市場機能高度化事業を実施し、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の創設</p> <p>○対象者 開設者、卸売業者、仲卸業者 （地方公共団体を除く）</p> <p>○対象設備等 ・品質管理の高度化に係る設備（低温売場等） ・加工・調整や保管・配送の機能強化に係る設備（加工処理設備（小分け、包装等）等）</p> |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局流通課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新規（平成23年度） |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | <p>①政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新たな食料・農業農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、卸売市場について、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図るとされている。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> |
| | | <p>②政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p> |

| | | | | | | | | |
|--------|---------------|---|-----|---------|-------|----|-------|----|
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多様化する出荷者、需要者のニーズに対応した卸売市場の機能強化</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 食品流通構造改善促進法に基づく卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受ける者の卸売市場取引における取扱金額（売上高）の増加</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする卸売市場機能高度化事業が広く展開されることを通じ、卸売市場の機能強化が図られるものと考える。</p> | | | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p style="text-align: right;">(単位：件数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">23年度見込み</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適用件数</td> <td style="text-align: center;">86</td> </tr> </table> <p>算定根拠：別紙参照</p> | | 23年度見込み | 適用件数 | 86 | | |
| | 23年度見込み | | | | | | | |
| 適用件数 | 86 | | | | | | | |
| | ② 減収額 | <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">減税額</td> <td style="text-align: center;">23年度見込み</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人住民税</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人事業税</td> <td style="text-align: center;">56</td> </tr> </table> <p>算定根拠：別紙参照</p> | 減税額 | 23年度見込み | 法人住民税 | 27 | 法人事業税 | 56 |
| 減税額 | 23年度見込み | | | | | | | |
| 法人住民税 | 27 | | | | | | | |
| 法人事業税 | 56 | | | | | | | |
| | ③ 効果達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～24年度) 本特例措置が新設されることにより、卸売業者等の設備投資に対する意欲がはたらし、品質管理の高度化等に資する設備等を導入することにより、卸売市場の機能強化が図られるものと考える。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23～24年度) 中央卸売市場における低温卸売場の整備率が約1割程度に止まっているなど、卸売市場の機能強化の進展は不十分な状況に止まっており、取扱金額の減少により国産農産物の安定的な出荷先としての役割を果たしていくことが危ぶまれる状況になっている。 本特例措置が新設されることにより、品質管理の高度化等に資する設備等が広く全国の卸売市場に導入されることを通じ、全国的に卸売市場の機能強化が図られるものと考える。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23～24年度) 本特例措置が新設されなかった場合には、卸売業者等の経営基盤が脆弱なまま設備投資を促進する環境が醸成されないこととなり、卸売市場の機能強化が十分に図られないと考える。</p> <p>-----</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23～24年度) 卸売市場は、生鮮食料品等の流通の大宗を占める基幹的な社会インフラであり、国民に対する生鮮食料品等の安定的な供給を図る上で重要な役割を担っている。本特例措置の目標である卸売市場の機能の高度化は、生鮮食料品等の安定供給を確保するうえでも不可欠</p> | | | | | | |

| | | |
|----|--------------------|--|
| | | であり、税収減による影響以上に、生産者や消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものとする。 |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>構造改善計画の認定を受けた事業者は誰でも使用できることから、他の支援措置と比べ、本措置は手段として妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（卸売市場の誘致地区の内外の資産）（所得税・法人税） ・ 勧告等によってする登記の税率の軽減（登録免許税） ・ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（登録免許税） <p>【地方税】</p> <p>中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p> <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い農業づくり交付金（14,385百万円の内数） ・ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業（23百万円） <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）（4,450百万円） <p>上記税制措置は、卸売市場の再編に資する特例措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置は、卸売市場の機能強化についてモデル的な取組の成果を示すこと等を目的にしており、全国的な卸売市場の機能強化を図ることを目的とする本特例措置とは内容が異なる。</p> <p>一方、上記金融措置は、卸売市場の機能強化に資する取組について金融面から支援するものあり、本特例措置による税制面からの支援と併せて効果が発揮されるものと考えている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>卸売市場は生鮮食料品等の流通の大宗を占める基幹的な社会インフラであり、本特例措置は、卸売市場の機能の強化を通じて、卸売市場の所在する地方公共団体及びその周辺地域における生鮮食料品等の安定供給の確保の資することとなる。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。</p> |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

1. 適用件数試算

品質管理の高度化等に係る設備として低温冷蔵庫を導入する場合、冷却装置や断熱パネル等、1業者当たり2件以上の設備を導入することが想定されるため、少なくとも1業者あたり2件導入することとして適用件数を試算。

品質管理の高度化等に係る設備等の導入に関心のある業者：43

$$43\text{業者} \times 2\text{件}/1\text{業者} = 86\text{件}$$

2. 減税額積算

品質管理の高度化等に係る設備等の導入に関心のある業者における対象となる設備の平均取得価額：177百万円

適用対象業者：43業者

うち、大企業：7業者

中小企業：36業者

大企業

| 平均取得価額 | 業者数 | 黒字法人率 | 特別償却率 | 法人税率 | 減税額 |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 177百万円 | × 7業者 | × 29% | × 30% | × 30% | = 32百万円 |

中小企業

| 平均取得価額 | 業者数 | 黒字法人率 | 特別償却率 | 法人税率 | 減税額 |
|--------|--------|-------|-------|-------|----------|
| 177百万円 | × 36業者 | × 29% | × 30% | × 22% | = 122百万円 |

減税見込額合計

$$32\text{百万円} + 122\text{百万円} = 154\text{百万円} \leftarrow \text{法人税減収額}$$

特例による所得減収額

$$177\text{百万円} \times (7\text{業者} + 36\text{業者}) \times 29\% \times 30\% = 662\text{百万円}$$

○法人住民税

| 法人税減収額 | 税率 | |
|--------|---------|---------|
| 154百万円 | × 17.3% | = 27百万円 |

○法人事業税

| 特例による所得減収額 | 税率 | |
|------------|--------|---------|
| 662百万円 | × 8.4% | = 56百万円 |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>【法人】</p> <p>収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額の範囲内（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁資源管理部沿岸沖合課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年（6月～8月） |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和 26 年創設</p> <p>昭和 41 年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項 （水産業の健全な発展）</p> <p>水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 実績なし |
| | | ② 減収額 | 0円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>ー(強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。)</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>強制的な収用等による代替資産の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特段なし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 特段なし |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>(8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会)</p> <p>収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。</p> |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き、本租税特別措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>【法人】</p> <p>収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額(代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額)の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年(6月～8月) |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和 26 年創設</p> <p>昭和 41 年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・海岸法(昭和 31 年5月 12 日法律第 101 号)第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。</p> <p>・水産基本法(平成 13 年6月 29 日法律第 89 号)第3条第1項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁村の健全な発展</p> |

| | | | |
|---|------|----------------------|---|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、土地収用法等に基づく、収用の実績が無い。</p> <p>また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績も無い。</p> |
| | | ② 減収額 | 0円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) 実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) ー(強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) 国土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。そのための収用等に伴い代替資産等を円滑に取得するために、その補償金等に課税が行われないようにすることが必要である。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特段なし |

| | | | |
|----|--------------------|------------------------------|---|
| | | ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 特段なし |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き、本租税特別措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業） | |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | 法人が、土地改良法による換地処分に伴う清算金により代替資産を取得した場合、圧縮限度額（清算金－従前地の簿価）の範囲で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又は、その圧縮限度額以下の金額を積み立てる方法により経理したとき、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入する。 | |
| 3 | 担当部局 | 農村振興局整備部土地改良企画課 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和 26 年創設 | |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 《政策目的の根拠》 平成 22 年 3 月 30 日閣議決定 食料・農業・農村基本計画 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 意欲ある多様な農業者への農地利用集積面積 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 意欲ある多様な農業者に対して農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | H20 適用実績：1 件、1 法人 H19 適用実績：なし H18 適用実績：1 件、1 法人 H17 適用実績：なし 〔理由〕 本特例は、換地を伴う土地改良事業において法人の所有農地の減少等 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | に伴い清算金を受け取る場合に適用されるものである。 調査年度においては本特例の適用を受ける場合が多くはなかったが、今後、法人化の進展に伴い、経営発展が進んだ法人が清算金を受け取るものとして事業に参加する場合も多くなると見込まれることから、本特例は継続して措置されることが必要である。 |
| | | ② 減収額 | H20 適用実績：0.2 百万円（156 千円） H19 適用実績：なし H18 適用実績：0 百万円（48 千円） H17 適用実績：なし 減収額＝（受取清算金額－受け取った清算金に対応する土地の簿価額） × 30%（法人税率） |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17～H20） 平成 20 年度末において、198.8 万 ha（推計値）の農地が担い手へ利用集積された。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H17～H20） 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地の利用集積が促進された。 ----- 《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H17～H20） 本措置は、換地処分に伴う課税により参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものであることから、農地の利用集積を推進する上で有効な政策手段である換地を実施する上で必要不可欠なものであり、税收減を是認するような効果が発揮されたものと考えている。 |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本措置は、換地処分に伴う課税によって参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものであることから、補助金等の政策手段によるのではなく、租税特別措置により講じられることが適当な政策である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 換地を伴う農業生産基盤の整備については、都道府県営土地改良事業に対する補助等が講じられているが、換地処分に伴う課税による参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | なし |
| 10 | 有識者の見解 | | （8 月 24 日：農林水産省政策評価第三者委員会） 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | 土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために収用され、補償金により代替資産の取得をした場合、圧縮限度額の範囲内で損金経理等を行ったときは、その減額した金額を損金算入 |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局流通課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和46年創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 |
| | | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、卸売市場の機能強化を支えるため、市場の再編等を推進することとしている。 このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、収用を円滑に進め市場再編の早期実現を図る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> |
| | | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》： 食品産業の持続的な発展</p> |
| | | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 用地取得を収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により収用を円滑に進めること。</p> <p>----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから設定していない。</p> |

| | | | | | | |
|----------------|---|---|-----------|-----------|-------|---|
| | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保が実現することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている</p> | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>(単位：件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>13～21年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された個人、法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> | | 13～21年度実績 | 適用市場数 | 0 |
| | | 13～21年度実績 | | | | |
| | 適用市場数 | 0 | | | | |
| ② 減収額 | <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>13～21年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> | | 13～21年度実績 | 減収額 | 0 | |
| | 13～21年度実績 | | | | | |
| 減収額 | 0 | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の再編を促進するとともに地域における生鮮食料品等の流通の合理化に寄与したものと考えられる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。</p> <p>-----</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例が必要。また、本特例は、円滑な卸売市場の再編につながるものである。</p> | | | | | |
| 9 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> | | | | |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業用資産の買換及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の5年延長(卸売市場の誘致地区の内外の資産)(所得税・法人税) ・勧告等によってする登記の税率の軽減(登録免許税) ・会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減(登録免許税) <p>【地方税】</p> | | | | |

| | | |
|------------------------------|-------------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置（固定資産税） <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金（14,385百万円の内数） ・一貫したコールドチェーン体制の整備事業（23百万円） <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）（4,450百万円） <p>上記税制措置は、卸売市場の再編に資する目的は本特例措置と同じであるが、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設整備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p> |
| | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> | <p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食料品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものと考えられる。</p> |
| <p>10 有識者の見解</p> | | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。</p> |
| <p>11 評価結果の反映の方向性</p> | | <p>引き続き継続を要望する。</p> |
| <p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p> | | <p>—</p> |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、山林等の資産を譲渡し代替資産を取得した場合には、次の特例が適用される。</p> <p>① 補償金等の全額で代替資産を取得した場合又は補償金等の代わりに代替資産を受領した場合は課税しない。</p> <p>② 補償金等の一部で代替資産を取得した場合には補償金等の額と代替資産の購入価額との差額についてのみ課税する。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 木材産業課、森林整備部 整備課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和 26 年度創設</p> <p>昭和 34 年度改正 再評価方式を廃止し、譲渡益の 1/2 課税か、繰延課税か選択できる制度へと変更</p> <p>昭和 36 年度改正 収用対象を追加 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画（H18.9.8閣議決定） 第 1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮 林産物の供給及び利用の確保</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用による事業の実施(用地取得を収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により収用を円滑に進めること)</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用によって用地取得が行われる件数を想定していないが、用地取得を収用によって進める必要が生じた場合は、本特例措置により事業が円滑に進められる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 平成 17 年度～平成 21 年度 0 件 |
| | | ② 減収額 | 平成 17 年度～平成 21 年度 0 百万円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 17 年度～平成 21 年度） —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 17 年度～平成 21 年度） —（強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることが困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。）</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（平成 17 年度～平成 21 年度） 収用による用地取得は件数こそ少ないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例が必要。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 早期取得に係る買収金の割増措置は講じていない。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本特例措置により、事業効果の早期発現を図り、事業実施地域の林業・木材産業の発展、森林整備の推進など、地域の経済活性化や環境保全に貢献する。 |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>（8 月 24 日：農林水産省政策評価第三者委員会） 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。</p> |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業） |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>法人が、土地改良法による換地処分又は交換分合により、清算金若しくは換地又は交換取得資産を取得した場合、他の課税の特例を受けないときは、譲渡益の金額又は 5,000 万円とのいずれか低い金額を損金算入する。</p> <p>注）「交換分合」とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転または消滅・設定することにより農用地の集団化を行う事業。</p> |
| 3 | 担当部局 | 農村振興局整備部土地改良企画課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～ 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和 38 年創設 特別控除額は 700 万円。</p> <p>昭和 42 年 特別控除額 1,200 万円に引き上げ。</p> <p>昭和 48 年 特別控除額 2,000 万円に引き上げ。</p> <p>昭和 50 年 特別控除額 3,000 万円に引き上げ。</p> <p>平成元年 特別控除額 5,000 万円に引き上げ。</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 22 年 3 月 30 日閣議決定 食料・農業・農村基本計画</p> |
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p> |
| | | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 意欲ある多様な農業者への農地利用集積面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 意欲ある多様な農業者に対して農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> |

| | | | |
|---|------|--------------------|--|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>【換地処分】 H20 適用実績：2件、3法人 H19 適用実績：2件、2法人 H18 適用実績：4件、4法人 H17 適用実績：3件、3法人</p> <p>【交換分合】 H20 適用実績：なし H19 適用実績：1件、1法人 H18 適用実績：2件、2法人 H17 適用実績：なし</p> <p>〔理由〕 本特例は、換地を伴う土地改良事業及び交換分合において法人の所有農地の減少等に伴い清算金を受け取る場合に適用されるものである。 調査年度においては本特例の適用を受ける場合が多くはなかったが、今後、法人化の進展に伴い、経営発展が進んだ法人が清算金を受け取るものとして事業に参加する場合も多くなると見込まれることから、本特例は、継続して措置されることが必要である。</p> |
| | | ② 減収額 | <p>【換地処分】 H20 適用実績：0.1百万円（67千円） H19 適用実績：0百万円（38千円） H18 適用実績：1.1百万円（1,109千円） H17 適用実績：0.1百万円（72千円）</p> <p>【交換分合】 H20 適用実績：なし H19 適用実績：0百万円（4千円） H18 適用実績：0.5百万円（487千円） H17 適用実績：なし</p> <p>減収額＝（受取清算金額－受け取った清算金に対応する土地の簿価額） ×30%（法人税率）</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17～H20） 平成20年度末において、198.8万ha（推計値）の農地が担い手へ利用集積された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H17～H20） 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地の利用集積が促進された。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H17～H20） 本措置は、換地処分や交換分合に伴う課税により参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものであることから、農地の利用集積を推進する上で有効な政策手段である換地や交換分合を実施する上で必要不可欠なものであり、税收減を是認するような効果が発揮されたものと考えている。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本措置は、換地処分や交換分合に伴う課税によって参加農業者の資産が減少することを回避するために講じられるものであることから、補助金等他の政策手段によるのではなく、租税特別措置により講じられることが適当な政策である。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 換地を伴う農業生産基盤の整備については都道府県営土地改良事業に対する補助等が、また交換分合については農山漁村活性化支援プロジェクト交付金による助成等が講じられているが、換地処分や交換分合に伴う課税による参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | なし |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|----------------------|---|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 | |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>【法人】</p> <p>収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。</p> | |
| 3 | 担当部局 | 水産庁資源管理部沿岸沖合課 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年(6月～8月) | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和38年創設</p> <p>昭和41年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加</p> | |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)第3条第1項</p> <p>(水産業の健全な発展)</p> <p>水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>漁業経営の安定</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 実績なし |
| | | ② 減収額 | 0円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>実績はないが、収用等が行われ譲渡所得を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>－(強制的な手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。)</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成21年)</p> <p>強制的な収用等による譲渡所得の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特段なし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 特段なし |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会) |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き、本租税特別措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>【法人】</p> <p>収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年(6月～8月) |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和38年創設</p> <p>昭和41年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸法(昭和31年5月12日法律第101号)第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)第3条第1項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。 |
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁村の健全な発展</p> |

| | | | |
|---|------|----------------------|--|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、土地収用法等に基づく、収用の実績が無い。</p> <p>また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績も無い。</p> |
| | | ② 減収額 | 0円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) 実績はないが、収用等が行われ譲渡所得を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) ー(強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成21年) 国土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。そのための収用等に伴い代替資産等を円滑に取得するために、その補償金等に課税が行われなくすることが必要である。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 特段なし |

| | | | |
|----|--------------------|------------------------------|---|
| | | ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 特段なし |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き、本租税特別措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法） |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>法人が有する土地等につき、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）による交換分合が実施された場合において、その土地等に係る交換により土地等を取得したときは、交換分合により譲渡した土地等の譲渡益の金額又は5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入できる。</p> <p>注）「交換分合」とは、分散している土地を区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転または消滅、設定することにより優良農地の確保と農用地の集団化を図る仕組み。</p> |
| 3 | 担当部局 | 農村振興局 農村政策部 農村計画課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和50年 線引き関連交換分合の創設</p> <p>平成元年 特別控除額3,000万円から5,000万円に引き上げ</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農振法に基づく交換分合は、市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地（優良農地）の確保と有効利用を図るものである。</p> <p>〔対象となる交換分合〕</p> <p>線引き関連交換分合：</p> <p>市町村の農業振興地域整備計画の作成又は変更をする場合に、農用地区域内の農用地等の一部が農業以外の用途に供されることが見通されるときに、農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農用地区域内と農用地区域外の土地の権利を移転すること等により、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る交換分合。</p> <p>また、昨年の農振法等の改正により、</p> <p>① 優良農地の確保を図るため、初めて、農用地区域からの除外要件及び農地転用許可基準を厳格化</p> <p>② 国及び都道府県において、確保すべき農用地区域内農地の面積目標を定める等の優良農地の確保の仕組みを充実したところである。</p> <p>さらに、この改正を受けて、本年6月に国の基本指針において確保すべき農用地区域内農地の面積目標を定めるとともに、12月までに各都道府県の基本方針において面積目標を定めることにより、食料自給率の向</p> |

| | | |
|---|---------------------|---|
| | | <p>上のために必要な優良農地の確保に取り組むこととしているところである。</p> <p>このため、農用地区域内の土地の効率的な利用と当該区域への編入が図られる交換分合制度については、積極的な活用を図ることとしているところである。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>農振法第 13 条の 2、第 23 条及び農用地等の確保等に関する基本指針（平成 22 年 6 月 11 日農林水産大臣決定）第 4 の（2）</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>市町村の交換分合計画に基づき交換分合を実施することにより、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内農地を確保する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>農用地区域内農地面積の確保 （平成 32 年時点の目標：415 万 ha の内数）</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>交換分合による関係権利者の税の負担が軽減されることで、市町村において、農業上の利用と他の利用との調整が円滑・計画的に進められることにより、優良農地の確保と農用地の集団化が図られる。</p> |
| 8 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>平成 17 年度～平成 21 年度の適用実績 なし</p> <p>〔理由〕</p> <p>農用地区域内農地の確保を図るための有効な仕組みであるが、市町村が農業振興地域整備計画の変更を必要と判断し、法令に基づく要件を満たした場合には、他の土地利用のための農用地区域からの除外は可能であることから、交換分合計画を定めて関係権利者との調整を図る例は少なかったものと考えられる。</p> <p>※過去の交換分合の実績</p> <p>〔線引き関連交換分合〕：農用地区域内農地の確保と有効利用 平成 3 年、4 年及び 10 年、11 年の計 4 地区 約 91ha</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ③ 減収額 | 0円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17～H21）</p> <p>平成17年度から21年度においては適用実績が無いが、過去において91haの交換分合が実施され、優良農地が確保された。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H17～H21）</p> <p>平成17年度から21年度においては適用実績が無いが、過去において91haの交換分合が実施され、優良農地の確保に寄与していることから、今後、農用地区域内農地の面積目標の達成を図るためにも、租税特別措置による税の軽減措置による、交換分合の推進と関係権利者の負担の軽減が必要である。</p> <hr/> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H17～H21）</p> <p>平成17年度から21年度においては適用実績が無いが、過去において91haの交換分合が実施され、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、優良農地の確保や農用地の集団化が図られていることから、税收減を是認するような効果が発揮されたものと思料される。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>優良農地の確保と農用地の集団化を図るため、市町村が交換分合計画を策定し、分散している土地を区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転または消滅、設定するものであり、交換分合に伴って土地の権利の移転等を行うことにより生ずる課税を減少させることが関係権利者の負担を軽減できる手段であるため、租税特別措置により講じられることが妥当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>交換分合での関係権利者の資産が減少することを回避するための措置は本措置のみである。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。</p> |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | 土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために収用された場合、当該法人の譲渡所得について5,000万円まで損金算入。 |
| 3 | 担当部局 | 総合食料局流通課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和46年創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | ①政策目的及びその根拠 |
| | | ②政策体系における政策目的の位置付け |
| | | ③達成目標及び測定指標 |
| | | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、卸売市場の機能強化を支えるため、市場の再編等を推進することとしている。</p> <p>このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、収用を円滑に進め市場再編の早期実現を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>-----</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>用地取得を収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により収用を円滑に進めること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>収用を円滑に進めるための措置であることから設定していない。</p> |

| | | | | | | |
|----------------|--|---|-----------|-----------|-------|---|
| | | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保が実現することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。</p> | | | | |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>(単位：件数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>13～21年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された個人、法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> | | 13～21年度実績 | 適用市場数 | 0 |
| | | 13～21年度実績 | | | | |
| | 適用市場数 | 0 | | | | |
| ② 減収額 | <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>13～21年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> | | 13～21年度実績 | 減収額 | 0 | |
| | 13～21年度実績 | | | | | |
| 減収額 | 0 | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の再編を促進するとともに地域における生鮮食料品等の流通の合理化に寄与するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成13～21年度)</p> <p>収用による用地取得は近年実績は少ないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例が必要。また、本特例は、円滑な卸売市場の再編につながるものである。</p> | | | | | |
| 9 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置は資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p> | | | | |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の5年延長(卸売市場の誘致地区の内外の資産)(所得税・法人税) ・勸告等によってする登記の税率の軽減(登録免許税) ・会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減(登録免許税) | | | | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置（固定資産税） <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い農業づくり交付金（14,385百万円の内数） ・ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業（23百万円） <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）（4,450百万円） <p>上記税制措置は、卸売市場の再編に資する目的は本特例措置と同じであるが、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食料品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものと考えられる。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | <p>（8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会）</p> <p>収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。</p> |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | <p>引き続き継続を要望する。</p> |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | <p>—</p> |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、租税特別措置法第 33 条以下に規定する代替資産等を取得した場合の課税の特例を受けないときは、次の特例が適用される。</p> <p>収用等による資産の譲渡が、公共事業施行者から最初を買取り等の申出のあった日から原則として 6 か月以内にされた場合には、その補償金等の額（譲渡所得等）から 5,000 万円の特別控除が認められる。</p> <p>ただし、6 か月を経過した場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が公共事業の施行者から最初を買取り等の申出のあった日から 6 か月以内になされている場合は、一定の要件の下で、譲渡所得等から 5,000 万円の特別控除が認められる。</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 木材産業課、森林整備部 整備課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 6 月～8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和 38 年度創設</p> <p>昭和 48 年度改正 特別控除額が 2,000 万円に引き上げ</p> <p>昭和 50 年度改正 特別控除額が 3,000 万円に引き上げ</p> <p>平成元年度改正 特別控除額が 5,000 万円に引き上げ</p> <p>適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 ① 政策目的及びその根拠 ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 譲渡所得の課税が 6 ヶ月以内は軽減されることにより、収用を円滑に進め、事業効果の早期発現を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>森林・林業基本計画（H18.9.8 閣議決定）</p> <p>第 1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展。</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮 林産物の供給及び利用の確保</p> |

| | | | |
|----|--------------------|--|---|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用による事業の実施(用地取得を収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により収用を円滑に進めること)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 収用を円滑に進めるための措置であることから、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用によって用地取得が行われる件数を想定していないが、用地取得を収用によって進める必要が生じた場合は、本特例措置により事業が円滑に進められる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 平成 17 年度～平成 21 年度 1 件 (H18 年度) |
| | | ② 減収額 | 平成 17 年度～平成 21 年度 1.3 百万円 (H18 年度) |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 21 年度) — |
| | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 17 年度～平成 21 年度) — (強制的手段である収用という行為の性格上、達成目標を掲げることが困難であり、設定していないことから、達成目標の実現状況は記載していない。) |
| | | 《税込減を是認するような効果の有無》(平成 17 年度～平成 21 年度) 収用による用地取得は件数こそ少ないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例が必要。 | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 早期取得に係る買収金の割増措置は講じていない。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本特例措置により、事業効果の早期発現を図り、事業実施地域の林業・木材産業の発展、森林整備の推進など、地域の経済活性化や環境保全に貢献する。 |
| 10 | 有識者の見解 | | (8月24日：農林水産省政策評価第三者委員会) 収用関係の措置は適用件数が少ないが、公共事業等のセーフティネット措置であり必要。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 保険会社等の異常危険準備金 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>(1) 火災共済 共済事業を行う農業協同組合連合会（以下「農協連合会」という。）が、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2) 建物更生共済 地震等による損失を補償する建物更生共済については、農協連合会が、建物更生共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>異常災害損失（共済種類ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額の50%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p> </div> |
| 3 | 担当部局 | 経営局 協同組織課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>(1) 火災共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度創設：昭和32年度 ・ 無税積立率の変遷 昭和32年度：7%、昭和51年度：6%、昭和53年度：5%、昭和54年度：4.5%、昭和55年度：3.5%、昭和57年度：3%、昭和59年度：2% ・ 洗替保証率の変遷 昭和49年度：50%、昭和51年度：47%、昭和52年度：44%、昭和53年度：41%、昭和54年度：38%、昭和55年度：35% <p>(2) 建物更生共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度創設：昭和37年度 ・ 無税積立率の変遷 昭和37年度：7%、昭和40年度：15%、昭和53年度：13.5%、昭和55年度：11%、昭和57年度：9.5%、昭和59年度：9% ・ 洗替保証率の変遷 昭和49年度：75%、昭和53年度：73.5%、昭和54年度：72%、昭 |

| | | |
|---|------|--|
| | | 和 55 年度 : 75% |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農協連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。</p> <p>《政策目的の根拠》 農協連合会等は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(農業協同組合法第 11 条の 13)</p> |
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p> |
| | | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 巨大災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準(残高)等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。</p> |
| 8 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>1 法人</p> <p>※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、共済金の支払いを円滑に行うことによる効果は、農家等の共済契約者世帯 890 万戸(全世界帯数 5,758 万戸)に及ぶこととなる。</p> |
| | | <p>② 減収額</p> <p>・平成 17 年度 : 22,365 百万円 ・平成 18 年度 : 22,059 百万円 ・平成 19 年度 : 21,600 百万円 ・平成 20 年度 : 21,159 百万円 ・平成 21 年度 : 20,590 百万円 ※算定根拠(別紙参照)</p> |
| | | <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年~平成 21 年)</p> <p>(1)火災共済 火災共済の平成 21 年度末の異常危険準備金積立残高(有税分及び無税分の合計)は、188 億円となり 5 年前の 16 年度末(積立残高 159 億円)と比較すれば、政策目的の達成に向けて着実な積立の進捗が見られる。</p> |

(単位：億円)

| 区 分 | 17年3月末 | 21年3月末 | 22年3月末 |
|-------|--------|--------|--------|
| 無 税 分 | 50 | 60 | 57 |
| 有 税 分 | 108 | 134 | 130 |
| 合 計 | 159 | 195 | 188 |

(2) 建物更生共済

建物更生共済の平成21年度末の異常危険準備金積立残高（有税分及び無税分の合計）は、15,037億円となり、5年前の16年度末（積立残高11,601億円と比較すれば、政策目的の達成に向けて着実な積立ての進捗が見られる。

ただし、農協連合会の監督上の基準である支払余力（ソルベンシー・マージン）基準の見直しにより、巨大災害リスク相当額が大幅に拡大し23,153億円となることから、平成21年度末では更に8000億円程度の積立てが必要となることとなるため、できるだけ早期に必要な額の積立てを進捗させていくことが不可欠な状況にある。

(単位：億円)

| 区 分 | 17年3月末 | 21年3月末 | 22年3月末 |
|-------|--------|--------|--------|
| 無 税 分 | 6,383 | 6,533 | 6,498 |
| 有 税 分 | 5,217 | 7,521 | 8,538 |
| 合 計 | 11,601 | 14,055 | 15,037 |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：昭和59年～平成21年）

(1) 火災共済

無税積立率が2%であるものの、異常危険準備金の積立ては、これまでのところ着実に進捗してきており、平成21年度には、有税分との合計額で積立限度額の水準を確保している。

なお、洗替保証率（35%）については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の35%は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。

(2) 建物更生共済

建物更生共済は、地震災害による損失を補償することから無税積立率は9%とされている。異常危険準備金の積立ては、巨大災害リスク相当額水準の確保が必要であることから、これまでのところ着実に進捗してきており、平成21年度では有税分との合計額でその積立水準は65%に達している。

洗替保証率については、建物更生共済が地震災害による損失を補償するものであることから75%とされているが、当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、建物更生共済は、巨大地震災害等を補償するものであることから、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。

また、火災共済及び建物更生共済とも正味損害率（※）（50%）を超える損害を異常災害損失として取り崩し基準としていることについては、

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>自然災害が多発した平成 17 年の正味損害率が 40.3%となっており、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：昭和 59 年～平成 21 年）</p> <p>農協連合会の異常危険準備金の積立ては、本措置が手当てされて以降、着実に進捗し、経営の健全性の確保に寄与してきている。</p> <p>また、本措置は、異常災害の発生や 10 年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税込減は許容されるべきものと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>農協連合会の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、農協連合会が共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>異常危険準備金については、農業協同組合法に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立てを行って行くことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き、本租税特別措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

1. 減税見込額等の積算

農業協同組合連合会

(172,787百万円－113,059百万円) × 0.22 (法人税率) = 13,140百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

| 区 分 | | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数(千世帯) | | 6,032 | 5,940 | 5,834 | 5,693 | 5,540 | 5,423 | 5,302 |
| 適用法人数 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 準備金積立額 (a) | | 69,093 | 92,183 | 97,051 | 116,709 | 129,560 | 152,222 | 172,787 |
| 差引積立限度超過額 (b) | | 1,603 | 25,634 | 31,889 | 52,898 | 67,287 | 91,189 | 113,059 |
| 損金算入額 (a - b) | | 67,490 | 66,548 | 65,162 | 63,811 | 62,273 | 61,033 | 59,728 |
| 減 税 見 込 額 | 国税 (法人税) | 14,847 | 14,640 | 14,335 | 14,038 | 13,700 | 13,427 | 13,140 |

注) 1. JA 共済連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の17年度～21年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の22年度及び23年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。

2. 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。
3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
5. 減税見込額は、減税見込額は、「損金算入額×法人税率(22%)」より算出。

1. 減税見込額等の積算

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

| 区 分 | | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------------------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数(千世帯) | | 6,032 | 5,940 | 5,834 | 5,693 | 5,540 | 5,423 | 5,302 |
| 適用法人数 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 準備金積立額 (a) | | 69,093 | 92,183 | 97,051 | 116,709 | 129,560 | 152,222 | 172,787 |
| 差引積立限度超過額 (b) | | 1,603 | 25,634 | 31,889 | 52,898 | 67,287 | 91,189 | 113,059 |
| 損金算入額 (a - b) | | 67,490 | 66,548 | 65,162 | 63,811 | 62,273 | 61,033 | 59,728 |
| 減 税 見 込 額 | 地 方 税 | | | | | | | |
| | 法人住民税 | 3,006 | 2,971 | 2,909 | 2,856 | 2,775 | 2,719 | 2,661 |
| | 法人事業税 | 4,512 | 4,448 | 4,356 | 4,265 | 2,300 | 2,255 | 2,206 |
| | 地方法人特別税 | — | — | — | — | 1,815 | 1,779 | 1,741 |

注) 1. JA 共済連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の17年度～21年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の22年度及び23年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。

2. 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。

3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。

4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 保険会社等の異常危険準備金 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金（当年度保険料等）を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と〔(異常危険準備金の金額+当期の積立額)－当年度保険料等×洗替保証限度率（森林災害共済は50%、長期育林共済は55%）〕のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。</p> <p>（平成13年度末で、損害保険事業者であった全国森林組合連合会は、森林災害共済等に係る事業を停止し、既契約については、森林国営保険が引き継ぐこととなった。なお、現在、森林国営保険の特別会計のあり方について検討されているところである。）</p> |
| 3 | 担当部局 | 林野庁 林政部 経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>昭和54年度創設</p> <p>昭和59年度改正 対象共済に全森連長期育林共済を追加</p> <p>平成14年度以降 全森連は共済事業を行っていない</p> |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 森林組合系統組織の自主的努力を助長するとともに、組合員の利益を保護し、事業の健全な運営を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 昭和12年から政府が森林国営保険として、森林災害に関する補てん措置を講じてきているが、森林所有者の協同組織である森林組合系統組織、全国森林組合連合会で昭和31年から旧森林法第154条第1項第8号（森林組合法第101条第1項第13号）の所属員の林業に関する共済として、森林災害共済事業を開始した。 昭和53年の制度改正において、事業の明文化及び監督規定の設置を内容とする法制の整備を実施。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林組合系統組織の自主的努力を助長するとともに、組合員の利益を保護し、事業の健全な運営を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業が実施されているとすれば、大規模な自然災害等が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準（残高）等が想定される。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施できるための体制を整備できるとともに組合員の利益を保護することに寄与。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 平成 17 年度～平成 21 年度 0 件 |
| | | ② 減収額 | 平成 17 年度～平成 21 年度 0 百万円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（平成 17 年度～平成 21 年度） 全国森林組合連合会において、森林災害共済等に係る事業を停止しているため実績はない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（平成 17 年度～平成 21 年度） 全国森林組合連合会において、森林災害共済等に係る事業を停止しているため実績はない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（平成 17 年度～平成 21 年度） 全国森林組合連合会において、森林災害共済等に係る事業を停止しているため実績はない。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 毎期の収入から異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることを可能とする措置であり、通常の危険率を超える損害に対応できる財務基盤を確保するとの政策目的に合致するもので妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 他の支援措置はなし。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | 農協連合会等の経営基盤の安定化という見地から必要な措置と考える。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | 引き続き継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 保険会社等の異常危険準備金 |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | <p>(1)火災共済 共済水産業協同組合連合会が、火災共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能</p> <p>積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の40%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)生活総合共済（風水害等共済） 地震等による損失を補償する生活総合共済については、共済水産業協同組合連合会が、生活総合共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%～4.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能</p> <p>積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>（異常災害損失（火災共済、生活総合共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ50%、75%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入）</p> |
| 3 | 担当部局 | 水産庁 水産経営課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成22年6月～8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>(1)火災共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設：昭和29年度 ・無税積立率の変遷 昭和29年度：7%～3.5%、昭和53年度：6%、 昭和55年度：5%、昭和56年度：4.5%、昭和58年度：4%、 昭和61年度：2.5% ・洗替保証率の変遷 昭和35年度：50%、昭和53年度：48%、昭和54年度：46%、 昭和55年度：44%、昭和56年度：42%、昭和57年度：40% <p>(2)生活総合共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設：昭和54年度 ・無税積立率の変遷 |

| | | | |
|---|------|--|--|
| | | <p>昭和 54 年度：12%～6%、昭和 55 年度：11%～5.5%、 昭和 58 年度：10%～5%、昭和 59 年度：9%～4.5%</p> <p>・洗替保証率の変遷</p> <p>昭和 54 年度：67.5%、昭和 55 年度：75%</p> | |
| 6 | 適用期間 | 恒久措置 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済水産業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における漁家等の住宅再建等を円滑に行うこと。</p> <p>《政策目的の根拠》 共済水産業協同組合連合会は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (水産業協同組合法第 15 条の 10)</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済水産業協同組合連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 巨大災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準（残高）等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>1 法人</p> <p>※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、全国共済水産業協同組合連合会は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連帯して共済責任を負担している（共同事業）が、当該共済責任の負担部分については、全国共済水産業協同組合連合会が 100% を有しているため、偏り・僅少はない。</p> |
| | | ② 減収額 | <p>・平成 17 年度： 68 百万円</p> <p>・平成 18 年度： 71 百万円</p> <p>・平成 19 年度： 35 百万円</p> <p>・平成 20 年度： 0 百万円</p> <p>・平成 21 年度： 89 百万円</p> <p>※算定根拠（別紙 1、2 参照）</p> |

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：昭和 59 年～平成 21 年）

(1) 火災共済

異常災害の発生の多寡等に応じて年度により変動はあるものの、火災共済の平成 21 年度末の異常危険準備金積立残高（有税分及び無税分の合計）は、10 億円となっている。平成 20 年度より、共済水産業協同組合連合会の監督上必要とされる異常危険準備金の積立残高に関し、自然災害を担保している共済は、累積限度額を撤廃しているため、毎期の収支状況により積極的な積立てを行っていく必要がある。

（単位：百万円）

| 区 分 | 17 年 3 月末 | 21 年 3 月末 | 22 年 3 月末 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 無 税 分 | 4 3 7 | 0 | 4 0 |
| 有 税 分 | 1, 1 0 1 | 5 3 8 | 9 6 0 |
| 合 計 | 1, 5 3 8 | 5 3 8 | 1, 0 0 0 |

(2) 生活総合共済

異常災害の発生の多寡等に応じて年度により変動はあるものの、生活総合共済の平成 21 年度末の異常危険準備金積立残高（有税分及び無税分の合計）は、24 億円となっている。また、共済水産業協同組合連合会の監督上必要とされる異常危険準備金の積立残高は、自然災害を担保していることにより制限を設けていないことから、毎期の収支状況により積極的な積立てを行っていく必要がある。

（単位：百万円）

| 区 分 | 17 年 3 月末 | 21 年 3 月末 | 22 年 3 月末 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 無 税 分 | 0 | 0 | 2 1 7 |
| 有 税 分 | 0 | 1, 5 0 1 | 2, 1 8 4 |
| 合 計 | 0 | 1, 5 0 1 | 2, 4 0 1 |

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：昭和 59 年～平成 21 年）

(1) 火災共済

無税積立率が 2.5% であるものの、異常危険準備金の積立ては、これまでのところ着実に実施してきている。

なお、洗替保証率（40%）については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の 40% は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。

(2) 生活総合共済

生活総合共済は、地震災害による損失を補償することから無税積立率は 9%～4.5% とされており、これまでのところ、着実に実施してきている。異常危険準備金の積立ては、共済水産業協同組合連合会の監督上必要とされる異常危険準備金の積立残高に関し、自然災害を担保していることにより制限を設けていないことから、毎期の収支状況により積極的な積立てを行っていく必要がある。

なお、洗替保証率については、生活総合共済が地震災害による損失を

| | | | |
|----|--------------------|---|--|
| | | | <p>補償するものであることから 75%とされているが、当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、生活総合共済は、巨大地震災害等を補償するものであることから、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、正味損害率（※）（火災共済：50%、生活総合共済：75%）を超える損害を異常災害損失として取り崩し基準としていることについては、平均正味損害率がそれぞれ火災共済 34.6%、生活総合共済 47.3%となっており、自然災害が多発した平成 16 年の正味損害率は、それぞれ火災共済 70.8%、生活総合共済 112.9%であったこと等を踏まえると、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：昭和 59 年～平成 21 年）</p> <p>共済水産業協同組合連合会の異常危険準備金の積立ては、本措置が手当てされて以降、着実に実施され、経営の健全性の確保に寄与してきている。</p> <p>また、本措置は、異常災害の発生や 10 年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税込減は許容されるべきものと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> | <p>共済水産業協同組合連合会の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、共済水産業協同組合連合会が共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>異常危険準備金については、水産業協同組合法に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | <p>農協連合会等の経営基盤の安定化という見地から必要な措置と考える。</p> |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | | <p>引き続き、本租税特別措置を継続する。</p> |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | <p>—</p> |

1. 減税見込額等の積算

共済水産業協同組合連合会

$$(247 \text{ 百万円} - 0 \text{ 百万円}) \times 0.22 \text{ (法人税率)} = 54 \text{ 百万円}$$

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

| 区 分 | | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数(万人) | | 19.7 | 19.2 | 18.5 | 17.6 | 16.6 | 15.9 | 15.2 |
| 適用法人数 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 準備金積立額 (a) | | 2,000 | 300 | 101 | 0 | 1,362 | 269 | 247 |
| 差引積立限度超過額 (b) | | 1,794 | 96 | 0 | 0 | 1,105 | 0 | 0 |
| 損金算入額 (a - b) | | 206 | 204 | 101 | 0 | 257 | 269 | 247 |
| 減 税 見 込 額 | 国税 (法人税) | 45 | 45 | 22 | 0 | 57 | 59 | 54 |

注) 1. JF 共水連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の17年度～21年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の22年度及び23年度の見込みは、JF 共水連の事業計画による見込値より算出。

2. 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、22年度及び23年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF 共水連1団体（法人）。
3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
5. 減税見込額は、減税見込額は、「損金算入額×法人税率(22%)」より算出。

1. 減税見込額等の積算

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

| 区 分 | | 17年度 (実績) | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (見込み) | 23年度 (見込み) |
|-----------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 対象者数(千世帯) | | 19.7 | 19.2 | 18.5 | 17.6 | 16.6 | 15.9 | 15.2 |
| 適用法人数 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 準備金積立額 (a) | | 2,000 | 300 | 101 | 0 | 1,362 | 269 | 247 |
| 差引積立限度超過額 (b) | | 1,794 | 96 | 0 | 0 | 1,105 | 0 | 0 |
| 損金算入額 (a - b) | | 206 | 204 | 101 | 0 | 257 | 269 | 247 |
| 減 税 見 込 額 | 地 方 税 | | | | | | | |
| | 法人住民税 | 10 | 12 | 6 | 0 | 16 | 16 | 15 |
| | 法人事業税 | 13 | 14 | 7 | 0 | 9 | 10 | 9 |
| | 地方法人特別税 | — | — | — | — | 8 | 8 | 7 |

注) 1. JF 共水連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の17年度～21年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の22年度及び23年度の見込みは、JF 共水連の事業計画による見込値より算出。

2. 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、22年度及び23年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF 共水連1団体（法人）。

3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。

4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。